

第 2 章

地域特性

第2章 地域特性

2.1 地域の自然的状況

2.1.1 気象の状況

1. 気候特性

対象事業実施区域が位置する山梨県南巨摩郡南部町（以下「南部町」という。）の気候は、年平均気温が約15度と比較的温暖で、年間降水量は2,500ミリメートル前後と山梨県内では最多雨地帯であり、降雪は極めて少なく、四季を通じて過ごしやすい太平洋沿岸気候に属している。

〔町の概要〕（南部町ホームページ）より作成

2. 気象概要

対象事業実施区域の最寄りの気象官署は、北方向へ約9km地点に南部地域気象観測所があり、北方向へ約52kmの地点に甲府地方気象台がある。位置は図2.1.1-1のとおりである。

南部地域気象観測所における月別平年値は、表2.1.1-1のとおりであり、年間の平均気温は14.7℃、平均風速は1.6m/s、最多風向はNNW（北北西）、降水量は2,483.1mmとなっている。なお、南部地域気象観測所における平成30年1月1日～12月31日の1年間の風向・風速は表2.1.1-2、風配図は図2.1.1-2のとおりである。

〔気象統計情報〕（気象庁ホームページ）より作成

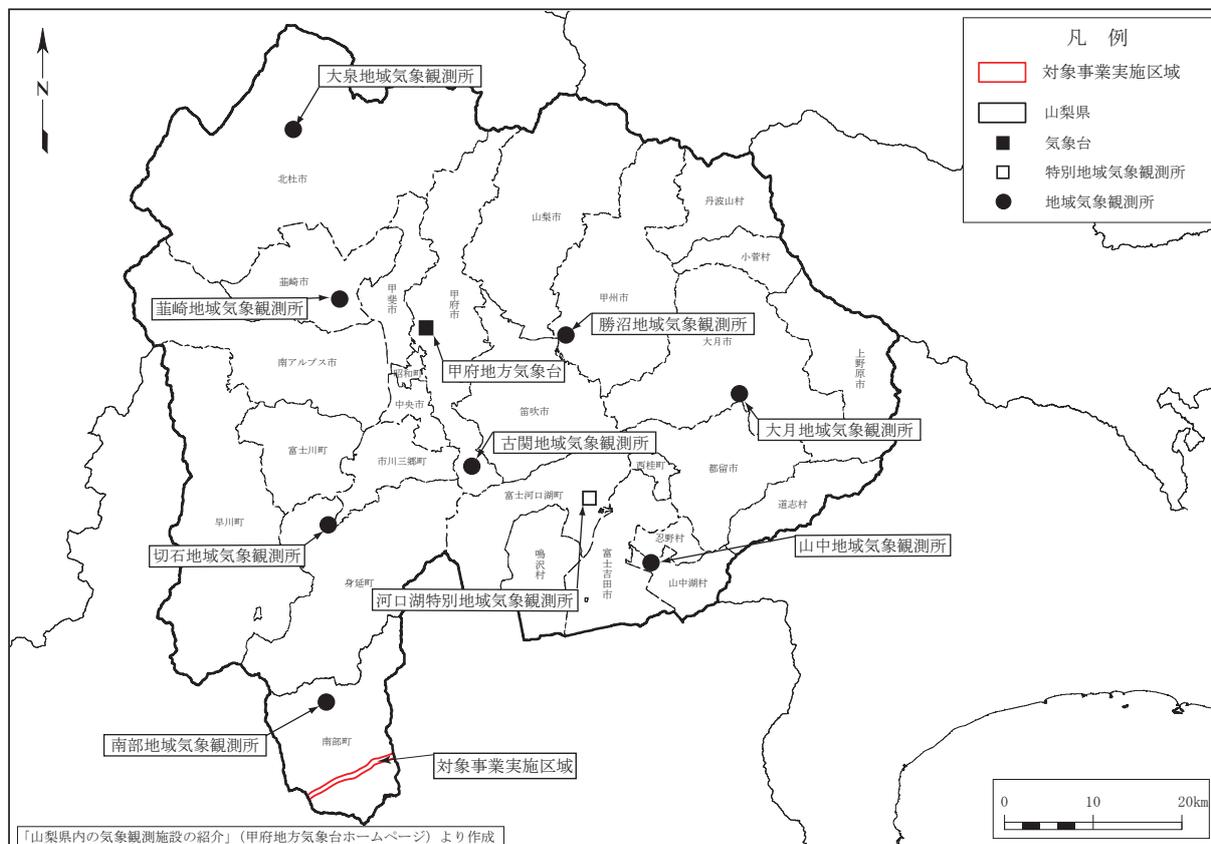


図 2.1.1-1 (1) 気象官署の位置（山梨県）

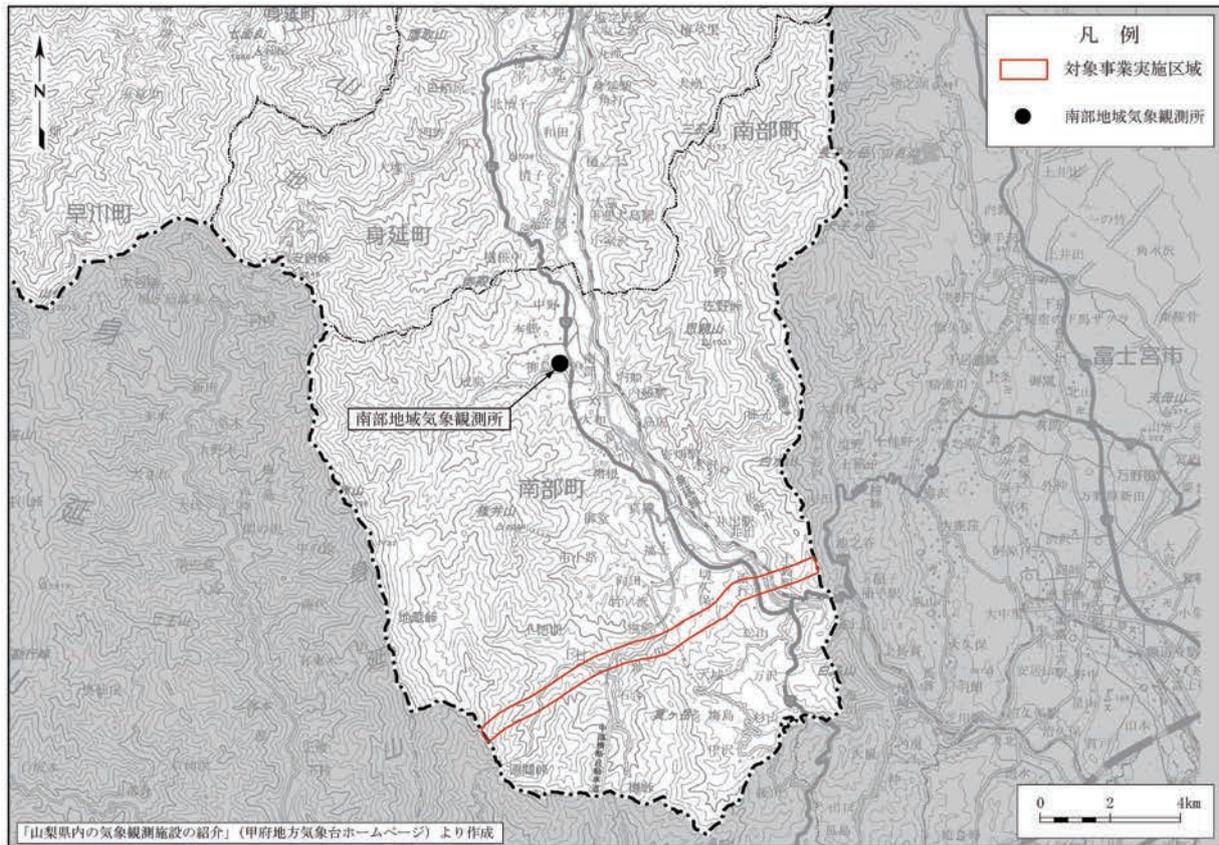


図 2.1.1-1 (2) 気象官署の位置 (南部町)

表 2.1.1-1 南部地域気象観測所気候表 (月別平年値)

要素	降水量	平均気温	日最高気温	日最低気温	平均風速	最多風向
	(mm)	(°C)	(°C)	(°C)	(m/s)	
統計期間	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	90.4	3.5	10.2	-1.2	1.5	北北西
2月	106.3	4.7	11.1	-0.2	1.7	北北西
3月	214.7	8.2	14.2	3.1	1.8	北北西
4月	198.6	13.6	19.9	8.2	1.9	南南東
5月	213.9	18.0	23.9	13.2	1.8	南南東
6月	265.6	21.4	26.4	17.5	1.7	南南東
7月	247.0	24.9	30.0	21.4	1.6	南南東
8月	304.5	26.1	31.8	22.4	1.6	南南東
9月	383.4	22.7	28.1	19.1	1.5	南南東
10月	230.4	16.9	22.5	13.0	1.5	北北西
11月	153.5	11.0	17.3	6.7	1.4	北西
12月	74.9	5.7	12.5	1.1	1.4	北西
年間	2,483.1	14.7	20.7	10.4	1.6	北北西

注：1. 年間の数値は、四捨五入の関係で合計等が一致しないことがある。

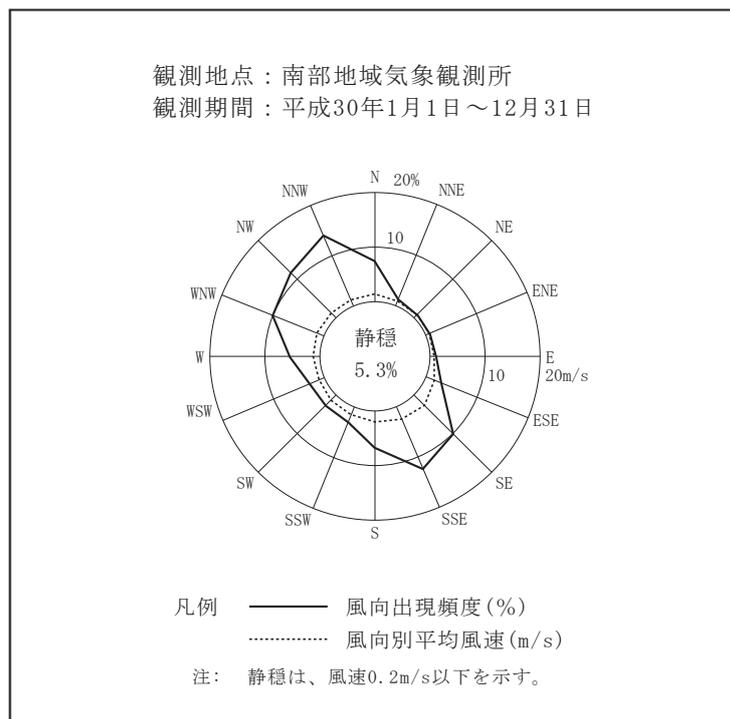
〔気象統計情報〕(気象庁ホームページ)より作成

表 2.1.1-2 風向・風速観測結果の概要（南部地域気象観測所）

項目	風向別 出現頻度 (%)	風向別 平均風速 (m/s)	項目	風向別 出現頻度 (%)	風向別 平均風速 (m/s)
北北東	1.5	0.9	南西	2.6	1.3
北東	1.0	0.8	西南西	2.7	1.0
東北東	1.0	0.8	西	5.4	1.2
東	1.3	0.8	西北西	10.2	1.4
東南東	3.2	1.7	北西	11.7	1.2
南東	10.4	2.8	北北西	14.2	1.3
南南東	12.5	2.5	北	7.7	1.4
南	6.6	2.0	静穏	5.3	0.1
南南西	2.7	1.5	平均	-	1.6

注：1. 静穏は、風速0.2m/s以下を示す。
2. 地上気象の観測期間は、平成30年1月1日～平成30年12月31日である。

〔「気象統計情報」（気象庁ホームページ）より作成〕



〔「気象統計情報」（気象庁ホームページ）より作成〕

図 2.1.1-2 風配図

2. 1. 2 水象の状況

水象の状況については、調査対象範囲を対象事業実施区域周辺とし、既存資料により情報を整理した。

1. 河 川

対象事業実施区域周辺の主な河川は図2. 1. 2-1のとおりであり、対象事業実施区域を南北に一級河川の富士川が貫流しており、その他富士川水系の一級指定区間の佐野川、福士川等がある。

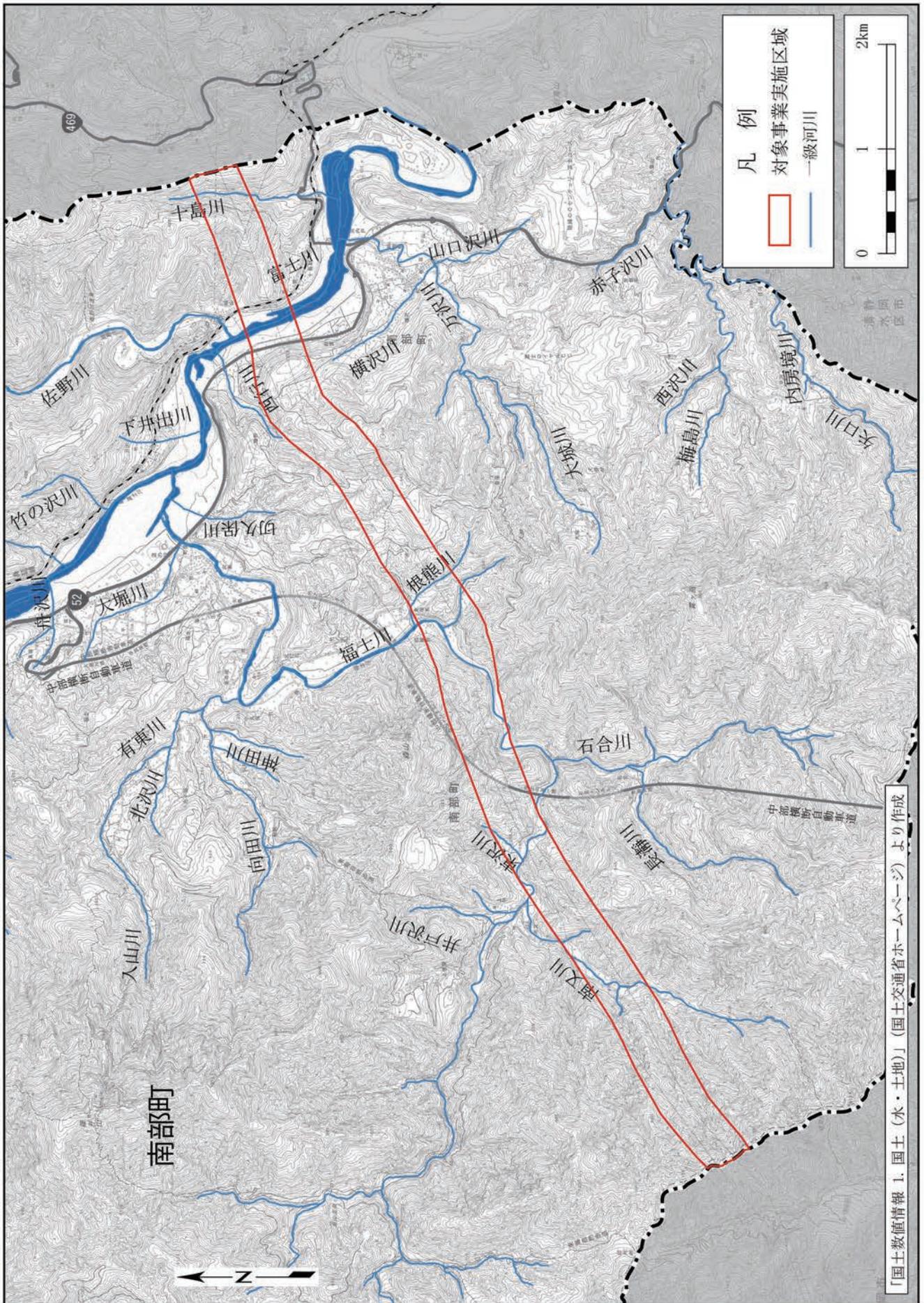


図 2.1.2-1 対象事業実施区域周辺の主な河川の位置

2. 1. 3 地形及び地質の状況

地形及び地質の状況については、調査対象範囲を南部町とし、既存資料により情報を整理した。

1. 地形の状況

南部町は、県庁所在地の甲府市より南へ約60キロメートル離れた山梨県の最南端に位置し、北は身延町に、南と西は静岡市に、東は富士宮市に接している。

南部町は、北側中央から南東方向に日本三大急流の1つ富士川が流れ、その支流となる戸栗川、船山川、中村川、佐野川、楮根川、福土川、万沢川、境川と多くの河川があり、河川沿いの平地から山間部に向かうに従い、急峻な地形となっている。南部町の西側は、十枚山(1,726m)、篠井山(1,394m)、北側は、三石山(1,173m)、北東側は、長者ヶ岳(1,336m)、思親山(1,030m)、南側は、貫ヶ岳(897m)、高ドッキョウ(1,133m)、東側は、白鳥山(567m)と山々に囲まれ、南部町の西端には大規模な断層線である糸魚川-静岡構造線が縦断している。一方、集落の密集する国道52号線沿いは標高100m前後と県内で最も低い地点となっていて、大変変化に富んだ地形を形成している。上記の8つの山は山梨百名山に選定されている。南部町における地勢は、図2.1.3-1のとおりである。

〔「第2次南部町総合計画（平成27年度～平成36年度）（南部町ホームページ）」より作成〕

南部町の地形分類は、図2.1.3-2のとおりである。

対象事業実施区域は山地が広がっており、起伏量400m以上600m未満の「中起伏山地」、起伏量200m以上400m未満の「小起伏山地」、起伏量600m以上の「大起伏山地」が大部分を占めている。

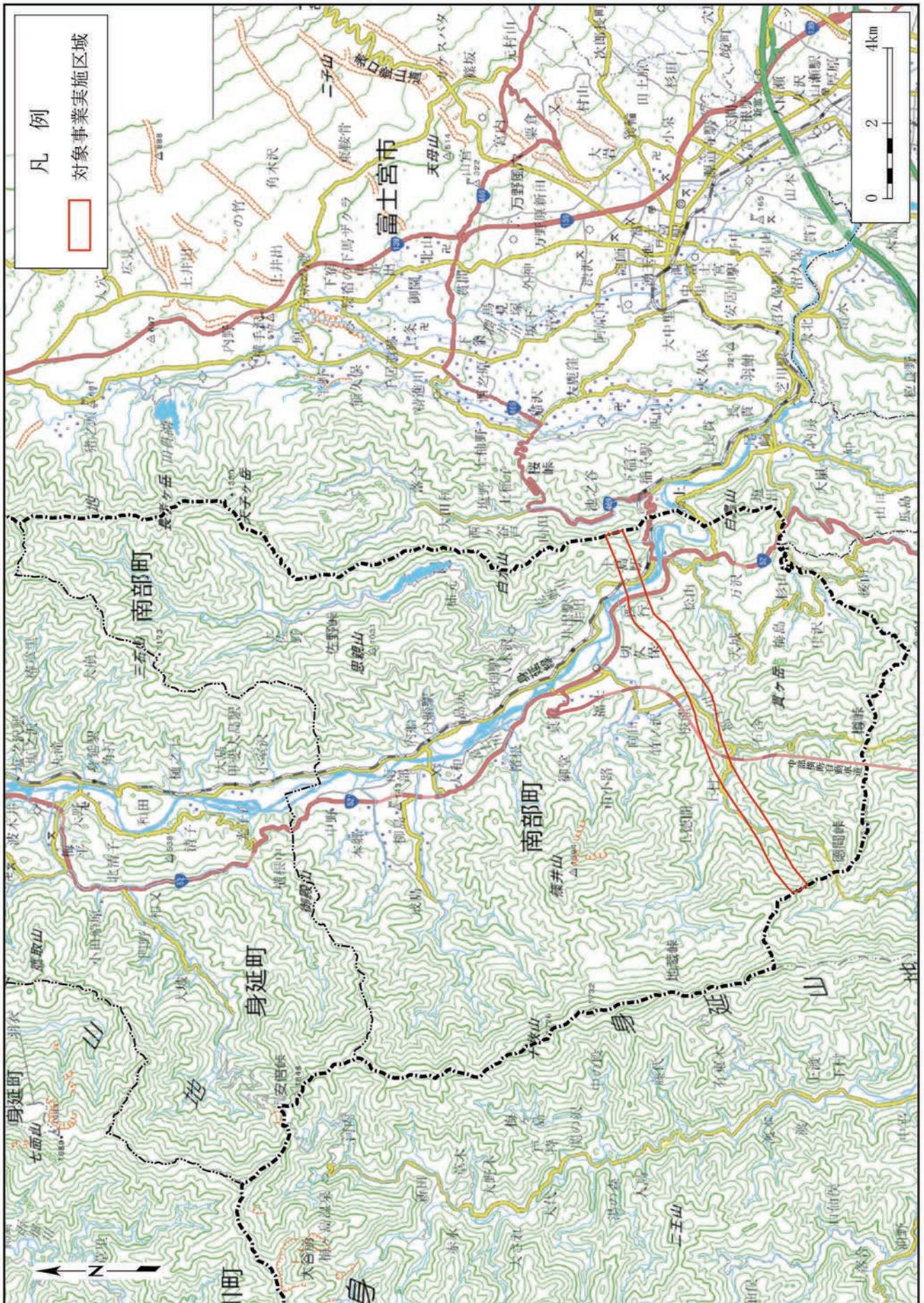


図 2.1.3-1 地 勢

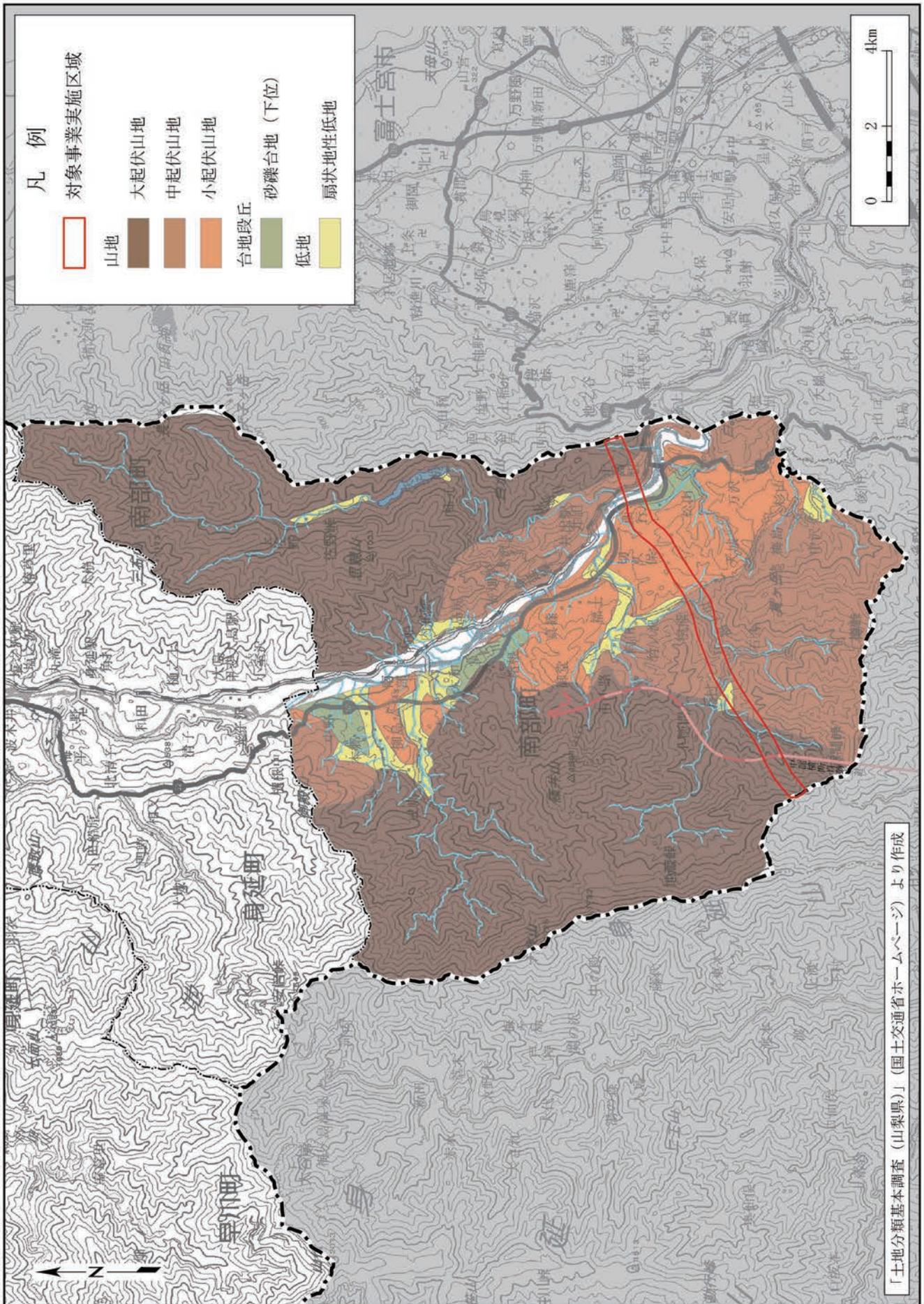


図 2.1.3-2 地形分類

2. 地質の状況

南部町の表層地質は、図2.1.3-3のとおりである。

対象事業実施区域は、主に固結堆積物の「砂岩・頁岩（泥岩）の各互層」及び「礫岩」からなる。

南部町の表層土壌は、図2.1.3-4のとおりである。

対象事業実施区域は、主に「褐色森林土、褐色森林土壌」からなり、山地尾根部に「褐色森林土、乾性褐色森林土壌」が小規模に分布している。

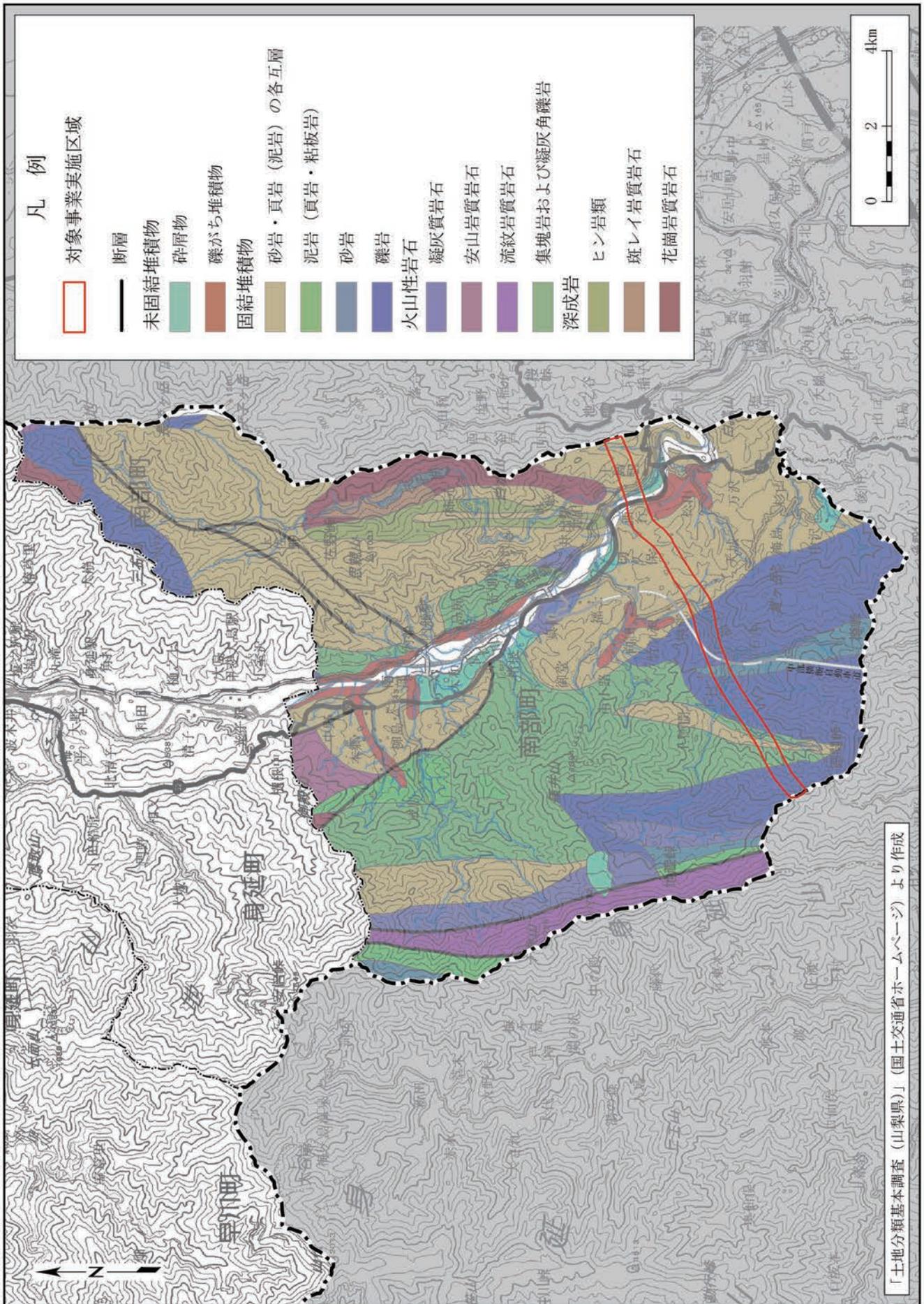


図 2.1.3-3 表層地質

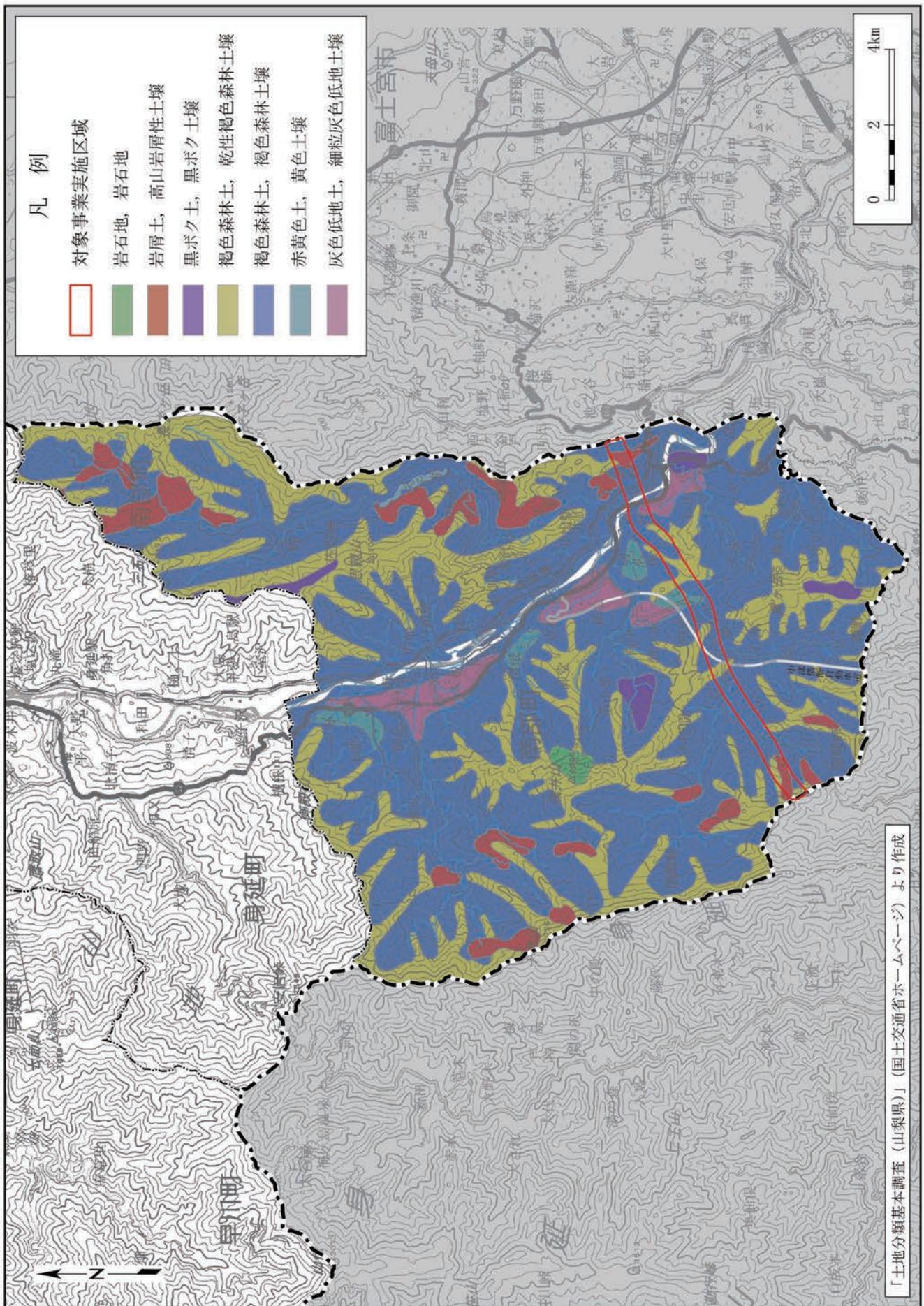


図 2.1.3-4 表層土壤

3. 重要な地形、地質の状況

南部町において、「日本の典型地形 都道府県別一覧」（財団法人日本地図センター、平成11年）に記録されている地形は、表2.1.3-1及び図2.1.3-5のとおりである。典型地形として、佐野川の「穿入蛇行」が選定されている。

また、表2.1.3-2のとおり、「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」（古今書院、平成14年）に、南部町では「佐野川の環流丘陵」が選定されている。河川をつくる地形として多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形であり、現在の保存状況がよく、今後もその継続が求められる地形とされている。

なお、南部町において、「日本の地形レッドデータブック第1集-危機にある地形-」（古今書院、平成12年）に選定されている地形は存在しない。

表 2.1.3-1 典型地形

地形項目	名称	所在地
穿入蛇行	佐野川	南巨摩郡南部町

〔「日本の典型地形 都道府県別一覧」（財団法人日本地図センター、平成11年）より作成〕

表 2.1.3-2 日本の地形レッドデータブック（保存すべき地形）

ランクA ^{※1}	選定基準③ ^{※2}	カテゴリーⅢ ^{※3}	保全状況：なし
山梨県 佐野川の環流丘陵		行政区分：南巨摩郡南部町	
地形の特性：環流丘陵、穿入蛇行 佐野川は天子山地の無名峰に源流を持ち、静岡県との県境近くで富士川に合流する河川である。天子山地は伊豆半島と本州の衝突によって急速に隆起した山地として知られる。そのため、佐野川は比較的低い標高域を流下しているにも関わらず、顕著な穿入蛇行を形成している。特に、富士川との合流点に近い十島地区では蛇行流路の自然短絡の結果形成された三日月型の旧流路と環流丘陵がみられる。旧流路は水田として利用され、切断された丘陵との対比が明瞭である。規模は小さいが、非常に典型的かつ全体像を把握しやすい環流丘陵であり、地形学教育上の良好な教材となろう。			

※1：現在の保存状況

- A：現在の保存状況がよく、今後もその継続が求められる地形。
- B：現時点で低強度の破壊を受けている地形。今後、破壊が継続されれば、消滅が危惧される。
- C：現在著しく破壊されつつある地形。また、大規模開発計画などで破壊が危惧される地形。
このランクに属する地形は現状のままでは消滅すると考えられるので、最も緊急な保全が要求される。
- D：重要な地形でありながら、すでに破壊され、現存しない地形。

※2：地形レッドデータとして選定した選定基準

- ①：日本の地形を代表する典型的かつ希少、貴重な地形。
- ②：①に準じ、地形学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目したほうがよいと考えられる地形。
- ③：多数存在するが、なかでも典型的な形態を示し、保存することが望ましい地形。
- ④：動物や植物の生育地として重要な地形。

※3：カテゴリー（それぞれの地形の形成作用で区分）

- I 変動地形 II 火山地形 III 河川をつくる地形 IV 気候を反映した地形
- V 海岸地形 VI 地質を反映した地形 VII その他の重要な地形

〔「日本の地形レッドデータブック第2集-保存すべき地形-」（古今書院、平成14年）より作成〕

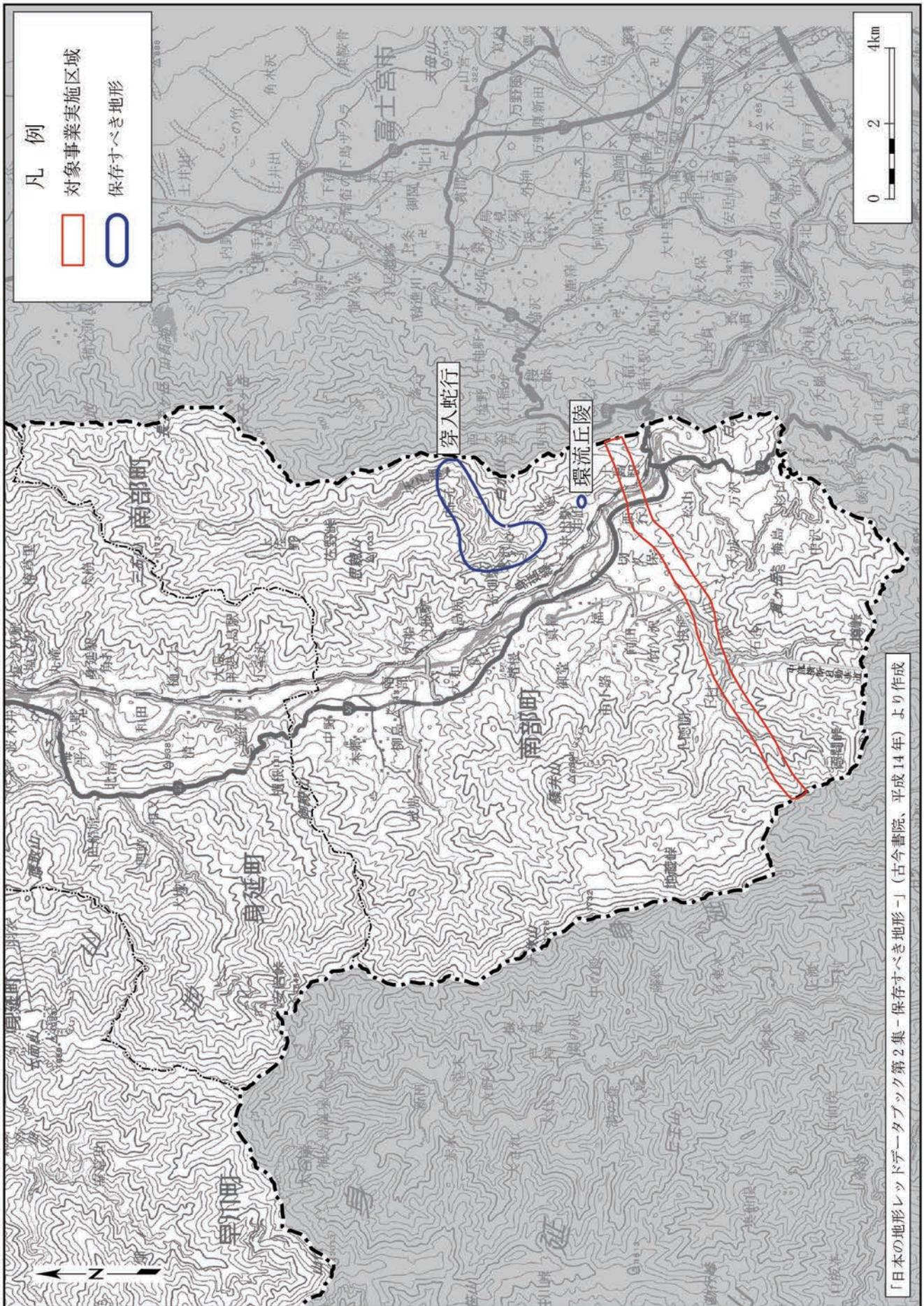


図 2.1.3-5 重要な地形、地質の位置

2.1.4 動植物・生態系

1. 動物の生息の状況

動物の生息の状況については、調査対象範囲を南部町とし、既存資料により情報を整理した。

(1) 動物相の概要

南部町の動物については、表2.1.4-1のとおり、哺乳類ではジネズミ、ヒミズ、アブラコウモリ等の32種、鳥類ではヤマドリ、オシドリ、アオバト等の131種、爬虫類ではニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ等の7種、両生類ではヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカハライモリ等の13種、魚類ではニホンウナギ、コイ、オイカワ等の42種、昆虫類ではアキアカネ、ハラビロカマキリ、セスジツユムシ等の875種、底生動物ではヒメモノアライガイ、クロオビミズミズ、ヌマビル等の240種が確認されている。

表 2.1.4-1 動物相の概要

分類	文献その他の資料調査
哺乳類	ジネズミ、ヒミズ、アブラコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ヤマネ、アカネズミ、ツキノワグマ、アライグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ハクビシン、ノネコ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ 等 32種
鳥類	ヤマドリ、オシドリ、アオバト、アオサギ、ゴイサギ、ジュウイチ、ヨタカ、ハリオアマツバメ、ミサゴ、ノスリ、クマタカ、アカショウビン、オオアカゲラ、サンコウチョウ、カケス、ヤマガラ、センダイムシクイ、ゴジュウカラ、キビタキ 等 131種
爬虫類	ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ 7種
両生類	ヒダサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、タゴガエル、ニホンアカガエル、ヤマアカガエル、トノサマガエル、ウシガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル 13種
魚類	ニホンウナギ、コイ、オイカワ、ウグイ、カマツカ、ドジョウ、ギギ、ナマズ、アユ、イワナ、カジカ、カワヨシノボリ、ボウズハゼ 等 42種
昆虫類	アキアカネ、ハラビロカマキリ、セスジツユムシ、ガロアムシ、チツチゼミ、ツノトンボ、テングイラガ、ミヤマカラスアゲハ、コウカアブ、コホソクビゴミムシ、ニワハンミョウ、ヨツボシケシキスイ、ノコギリカミキリ、オオゾウムシ、ルリチュウレンジ 等 875種
底生動物	ヒメモノアライガイ、クロオビミズミズ、ヌマビル、シマイシビル、ヌカエビ、ヒメトビイロカゲロウ、フタスジモンカゲロウ、ミヤマカワトンボ、ノギカワゲラ、カミムラカワゲラ、ヘビトンボ、ヒゲナガカワトビケラ、コクロバアミカ、チビゲンゴロウ 等 240種

「自然環境調査Web-GIS（動物第2～5回）」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）
「希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査」（山梨県自然保護教育振興会、平成9年）
「山梨県天然記念物緊急調査報告書-ヤマネ-」（山梨県教育委員会、平成11年）
「改訂 南部町誌（上巻）」（南部町、平成11年）
「富沢町誌（上巻）」（富沢町、平成14年）
「やまなしの野鳥2011」（やまなし野鳥の会 日本野鳥の会甲州支部ホームページ）
「平成13年度猛禽類分布調査報告書」（山梨県・山梨県猛禽類研究会、平成14年） より作成

(2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地の概要

参照した文献に記録された種について表2.1.4-2に示す選定根拠に基づき学術上又は希少性の観点から、重要な種を選定した。選定結果は表2.1.4-3～9のとおりである。

哺乳類はノウサギ、ニホンリス、ホンドモモンガ、ヤマネ、ツキノワグマ、イタチ、カモシカ等の10種、鳥類はオンドリ、ミゾゴイ、ヨタカ、ハリオアマツバメ、シロチドリ、ミサゴ、クマタカ、オオコノハズク、アカショウビン、オオアカゲラ、ハヤブサ、サンコウチヨウ等の35種、爬虫類はシマヘビの1種、両生類はヒダサンショウウオ、アカハライモリ、トノサマガエル、モリアオガエルの4種、魚類はニホンウナギ、キンブナ、ドジョウ、サツキマス（アマゴ）、アユカケ（カマキリ）等の8種、昆虫類はムカシトンボ、ヤブヤンマ、チャマダラセセリ、キリシマミドリシジミ本州以南亜種、フタスジチョウ中部地方亜種、ギフチョウ、ツマグロキチョウ、カワラゴミムシ、キベリカタビロハナカミキリ等の17種、底生動物はオジロサナエの1種が確認されている。

注目すべき生息地として、「山梨県天然記念物緊急調査報告書-ヤマネ-」（山梨県教育委員会、平成11年）によると図2.1.4-1のとおり、南部町において「国指定天然記念物」のヤマネの生息確認メッシュが掲載されている。

また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」（環境省、平成24年）によると、図2.1.4-2、3のとおり、南部町においてイヌワシ、クマタカの生息確認メッシュが掲載されている。

さらに、「第2回自然環境保全基礎調査」（環境庁、昭和56年）によると、「学術上重要な種等」の生息地として、表2.1.4-10、11及び図2.1.4-4、5のとおり、南部町において両生類3種6箇所、昆虫類4種6箇所が掲載されている。

表 2.1.4-2 重要な動物種等の選定根拠

選定根拠		参考文献等
<p>① 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)等により指定されているもの</p> <p>「山梨県文化財保護条例」(昭和31年山梨県条例第29号)及び「南部町文化財保護条例」(平成15年南部町条例第92号)により指定されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定特別天然記念物(国特天) ・国指定天然記念物(国天) ・県指定天然記念物(県天) ・町指定天然記念物(町天) 	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)</p> <p>「山梨県の文化財」(山梨県ホームページ)</p> <p>「南部町の文化財」(南部町教育委員会)</p>
<p>② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)により指定されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・緊急指定種(緊急) ・生息地等保護区(生息) 	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年政令第17号)</p>
<p>③ 環境省の「レッドリスト」に記載されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) 	<p>「環境省レッドリスト2019の公表について」(環境省、平成31年)</p>
<p>④ 山梨県の「レッドデータブック」に記載されているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・要注目種(N) 	<p>「2018山梨県レッドデータブック-山梨県の絶滅のおそれのある野生生物-」(山梨県、平成30年)</p>
<p>⑤ 「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年山梨県条例第34号)に指定されている(鳥類、両生類、魚類、昆虫類)もの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定希少野生動植物種(指定) ・特定希少野生動植物種(特定) 	<p>「希少野生動植物の保護対策」(山梨県森林環境部みどり自然課ホームページ)</p>

表 2.1.4-3 哺乳類の重要な種の調査結果

目	科	種	確認記録						選定根拠			
			A	B	C	D	E	F	①天然記念物	②種の保存	③環境省R	④山梨県R
ウサギ	ウサギ	ノウサギ	○		○	○	○					N
ネズミ (齧歯)	リス	ニホンリス	○		○	○	○					N
		ホンドモモンガ				○	○					NT
		ニッコウムササビ			○	○	○					N
	ヤマネ	ヤマネ			○	○	○	○	国天			NT
	ネズミ	ハタネズミ					○					DD
ネコ (食肉)	クマ	ツキノワグマ	○		○	○	○			国際		N
	イタチ	イタチ	○		○	○	○					DD
		オコジョ			○							
ウシ (偶蹄)	ウシ	カモシカ	○		○	○	○		国特天			
4目	7科	10種	5種	0種	8種	8種	9種	1種	2種	1種	0種	9種

注：1. 選定根拠は、表2.1.4-2に基づくものである。

2. 分類及び配列は、「平成30年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(国土交通省、平成30年)に準拠した。

3. 確認記録の資料は、以下のとおりである。

A：「自然環境調査Web-GIS (動物第2回、第4回、第5回)」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)の自然環境保全基礎調査において、南部町での記録があるもの。

B：「河川環境データベース (平成5、11、15、25年河川水辺の国勢調査)」(国土交通省)において、南部町での記録があるもの。

C：「希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査」(山梨県自然保護教育振興会、平成9年)において、南部町での記録があるもの。

D：「改訂 南部町誌 (上巻)」(南部町、平成11年)において、南部町での記録があるもの。

E：「富沢町誌 (上巻)」(富沢町、平成14年)において、富沢町での記録があるもの。

F：「山梨県天然記念物緊急調査報告書-ヤマネ-」(山梨県教育委員会、平成11年)において、南部町での記録があるもの。

4. 表中の「○」は確認記録があること、空欄は確認記録がないことを表す。

5. 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例では、哺乳類の指定はないことから、選定根拠欄から除外した。

表 2.1.4-4 鳥類の重要な種の調査結果

目	科	種	確認記録							選定根拠							
			A	B	C	D	E	F	G	①天然記念物	②種の保存	③環境省 R	④山梨県 R	⑤山梨県条例			
カモ	カモ	オシドリ		○	○								DD				
ペリカン	サギ	ミゾゴイ			○			○	○				VU	EN			
		チュウサギ		○	○			○					NT				
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	○		○			○	○				NT	VU			
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ	○		○									DD			
チドリ	チドリ	シロチドリ		○									VU	VU			
		シギ	○	○									NT	VU			
		ハマシギ			○				○				NT				
	カモメ	コアジサシ		○									VU	VU			
タカ	ミサゴ	ミサゴ		○	△	○							NT	DD			
	タカ	ハチクマ			△	○	○	○	○					NT	VU		
		ハイロチュウヒ				○									DD		
		ツミ				○	○								NT		
		ハイタカ		○	△	○	○							NT	VU		
		オオタカ		○	○		○	○	○					NT	NT		
		サシバ	○	○	○	○	○							VU	NT		
		イヌワシ				○				○	国天	国内		EN	CR		
クマタカ			○	○	○	○	○			国内		EN	EN				
フクロウ	フクロウ	オオコノハズク			○		○	○						VU			
		コノハズク	○											EN			
		フクロウ			○		○	○	○						NT		
		アオバズク	○		○			○							NT		
ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン	○	○	△			○						EN			
		ヤマセミ	○		○		○	○							NT		
キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ	○											DD			
ハヤブサ	ハヤブサ	コチョウゲンボウ		○		○									NT		
		ハヤブサ		○	△	○	○	○				国内		VU	VU		
スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ	○		△			○							NT		
	モズ	アカモズ	○		△		○	○					EN	EN			
	ツバメ	コシアカツバメ		○			○	○						NT			
	キバシリ	キバシリ	○												DD		
	ヒタキ	マミジロ	○													NT	
		トラツグミ	○		△		○	○								NT	
	ホオジロ	ミヤマホオジロ	○													NT	
ノジロ		○											NT	NT			
11目	19科	35種	16種	13種	21種	10種	16種	16種	5種	1種	3種	18種	32種	0種			

注：1. 選定根拠は、表2.1.4-2に基づくものである。

2. 分類及び配列は、「日本鳥類目録 改訂 第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。

3. 確認記録の資料は、以下のとおりである。

A：「自然環境調査Web-GIS（動物第2回、第3回）」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）の自然環境保全基礎調査において、南部町での記録があるもの。

- B:「河川環境データベース（平成6、12、17年河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）において、南部町での記録があるもの。
- C:「やまなしの野鳥2011」（やまなし野鳥の会 日本野鳥の会甲州支部ホームページ）において、南部町での記録があるもの。
- D:「平成13年度猛禽類分布調査報告書」（山梨県・山梨県猛禽類研究会、平成14年）において、南部町での記録があるもの。
- E:「改訂 南部町誌（上巻）」（南部町、平成11年）において、南部町での記録があるもの。
- F:「富沢町誌（上巻）」（富沢町、平成14年）において、富沢町での記録があるもの。
- G:「希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査」（山梨県・山梨県自然保護教育振興会、平成9年）において、南部町での記録があるもの。
4. 表中の「○」は南部町での確認記録があること、「△」は南部町若しくは隣接する市町村のどちらの確認記録であるか特定できないこと、空欄は確認記録がないことを表す。

表 2. 1. 4-5 爬虫類の重要な種の調査結果

目	科	種	確認記録				選定根拠				
			A	B	C	D	①天然記念物	②種の保存	③環境省 R	④山梨県 R	
有鱗	ナミヘビ	シマヘビ			○	○					VU
1目	1科	1種	0種	0種	1種	1種	0種	0種	0種	1種	

- 注：1. 選定根拠は、表2. 1. 4-2に基づくものである。
2. 分類及び配列は、「平成30年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、平成30年）に準拠した。
3. 確認記録の資料は、以下のとおりである。
- A:「自然環境調査Web-GIS（動物第4回、第5回）」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）の自然環境保全基礎調査において、南部町での記録があるもの。
- B:「河川環境データベース（平成5、11、15、25年河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）において、南部町での記録があるもの。
- C:「改訂 南部町誌（上巻）」（南部町、平成11年）において、南部町での記録があるもの。
- D:「富沢町誌（上巻）」（富沢町、平成14年）において、富沢町での記録があるもの。
4. 表中の「○」は確認記録があること、空欄は確認記録がないことを表す。
5. 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例では、爬虫類の指定はないことから、選定根拠欄から除外した。

表 2. 1. 4-6 両生類の重要な種の調査結果

目	科	種	確認記録					選定根拠				
			A	B	C	D	E	①天然記念物	②種の保存	③環境省 R	④山梨県 R	⑤山梨県条例
有尾	サンショウウオ	ヒダサンショウウオ	○			○				NT	NT	
	イモリ	アカハライモリ	○			○	○			NT	VU	
無尾	アカガエル	トノサマガエル	○			○	○			NT	NT	
	アオガエル	モリアオガエル	○			○	○	県天				
2目	4科	4種	4種	0種	0種	3種	3種	1種	0種	3種	3種	0種

- 注：1. 選定根拠は、表2. 1. 4-2に基づくものである。
2. 分類及び配列は、「平成30年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、平成30年）に準拠した。

3. 確認記録の資料は、以下のとおりである。
- A：「自然環境調査Web-GIS（動物第4回、第5回）」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）の自然環境保全基礎調査において、南部町での記録があるもの。
- B：「河川環境データベース（平成5、11、15、25年河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）において、南部町での記録があるもの。
- C：「希少種を主とする山梨県の野生鳥獣生息調査」（山梨県自然保護教育振興会、平成9年）において、南部町での記録があるもの。
- D：「改訂 南部町誌（上巻）」（南部町、平成11年）において、南部町での記録があるもの。
- E：「富沢町誌（上巻）」（富沢町、平成14年）において、富沢町での記録があるもの。
4. 表中の「○」は確認記録があること、空欄は確認記録がないことを表す。
5. モリアオガエルは、南部町井出の「モリアオガエル及び生息地」が山梨県の天然記念物に指定されている。

表2.1.4-7 魚類の重要な種の調査結果

目	科	種	確認記録				選定根拠				
			A	B	C	D	①天然記念物	②種の保存	③環境省R	④山梨県R	⑤山梨県条例
ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			○	○			EN	DD	
コイ	コイ	キンブナ			○	○			VU		
		ハス			○	○			VU		
		ドジョウ	ドジョウ	○		○	○		NT	DD	
サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）				○			NT	LP	
		サツキマス（アマゴ）			○	○			NT	LP	
カサゴ	カジカ	アユカケ（カマキリ）			○				VU	EX	
		カジカ ^{※1}	大卵型						NT	N	
			中卵型	○		○	○			EN	
小卵型								EN			
4目	5科	8種	2種	0種	7種	7種	0種	0種	8種	6種	0種

- 注：1. 選定根拠は、表2.1.4-2に基づくものである。
2. 分類及び配列は、「平成30年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、平成30年）に準拠した。
3. 確認記録の資料は、以下のとおりである。
- A：「自然環境調査Web-GIS（動物第4回、第5回）」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）の自然環境保全基礎調査において、南部町での記録があるもの。
- B：「河川環境データベース（平成6、10、16、21、26年河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）において、南部町での記録があるもの。
- C：「改訂 南部町誌（上巻）」（南部町、平成11年）において、南部町での記録があるもの。
- D：「富沢町誌（上巻）」（富沢町、平成14年）において、富沢町での記録があるもの。
4. 表中の「○」は確認記録があること、空欄は確認記録がないことを表す。
5. ※1のカジカについては、大卵型、中卵型、小卵型を区別せず、1種としてカウントした。

表 2. 1. 4-8 昆虫類の重要な種の調査結果

目	科	種	確認記録				選定根拠					
			A	B	C	D	①天然記念物	②種の保存	③環境省 R	④山梨県 R	⑤山梨県条例	
トンボ (蜻蛉)	ムカシトンボ	ムカシトンボ	○			○					VU	
	ヤンマ	ヤブヤンマ			○						DD	
チョウ (鱗翅)	セセリチョウ	オオチャバネセセリ				○					NT	
		チャマダラセセリ	○						EN	CR		
	シジミチョウ	キリシマミドリシジミ本州以南亜種			○						N	
		ヒサマツミドリシジミ	○		○						N	
		ミヤマシジミ	○			○			EN	EN		
	タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン				○				VU	NT	
		フタスジチョウ中部地方亜種	○								EN	
		オオヒカゲ	○								VU	
		オオムラサキ	○		○	○				NT	N	
	アゲハチョウ	ギフチョウ	○		○	○	町天			VU	CR	
シロチョウ	ツマグロキチョウ	○			○				EN	CR		
	ヤマキチョウ	○							EN	NT		
コウチュウ (鞘翅)	カワラゴミムシ	カワラゴミムシ		○							DD	
		カミキリムシ	○								N	
		ヒゲナガゴマフカミキリ			○						NT	
3目	9科	17種	11種	1種	6種	7種	1種	0種	7種	17種	0種	

注：1. 選定根拠は、表2. 1. 4-2に基づくものである。

- 分類及び配列は、「平成30年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、平成30年）に準拠した。
- 確認記録の資料は、以下のとおりである。
 - A：「自然環境調査Web-GIS（動物第2回、第4回、第5回）」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）の自然環境保全基礎調査において、南部町での記録があるもの。
 - B：「河川環境データベース（平成9、14、20年河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）において、南部町での記録があるもの。
 - C：「改訂 南部町誌（上巻）」（南部町、平成11年）において、南部町での記録があるもの。
 - D：「富沢町誌（上巻）」（富沢町、平成14年）において、富沢町での記録があるもの。
- 表中の「○」は確認記録があること、空欄は確認記録がないことを表す。

表 2.1.4-9 底生動物の重要な種の調査結果

目	科	種	確認記録		選定根拠			
			A	B	①天然記念物	②種の保存	③環境省 R	④山梨県 R
トンボ (蜻蛉)	サナエトンボ	オジロサナエ	○					DD
1目	1科	1種	1種	0種	0種	0種	0種	1種

注：1. 選定根拠は、表2.1.4-2に基づくものである。

2. 分類及び配列は、「平成30年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、平成30年）に準拠した。
3. 確認記録の資料は、以下のとおりである。
 - A：「河川環境データベース（平成6、11、16年河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）において、南部町での記録があるもの。
 - B：「改訂 南部町誌（上巻）」（南部町、平成11年）において、南部町での記録があるもの。
4. 表中の「○」は確認記録があること、空欄は確認記録がないことを表す。
5. 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例では、底生動物の指定はないことから、選定根拠欄から除外した。

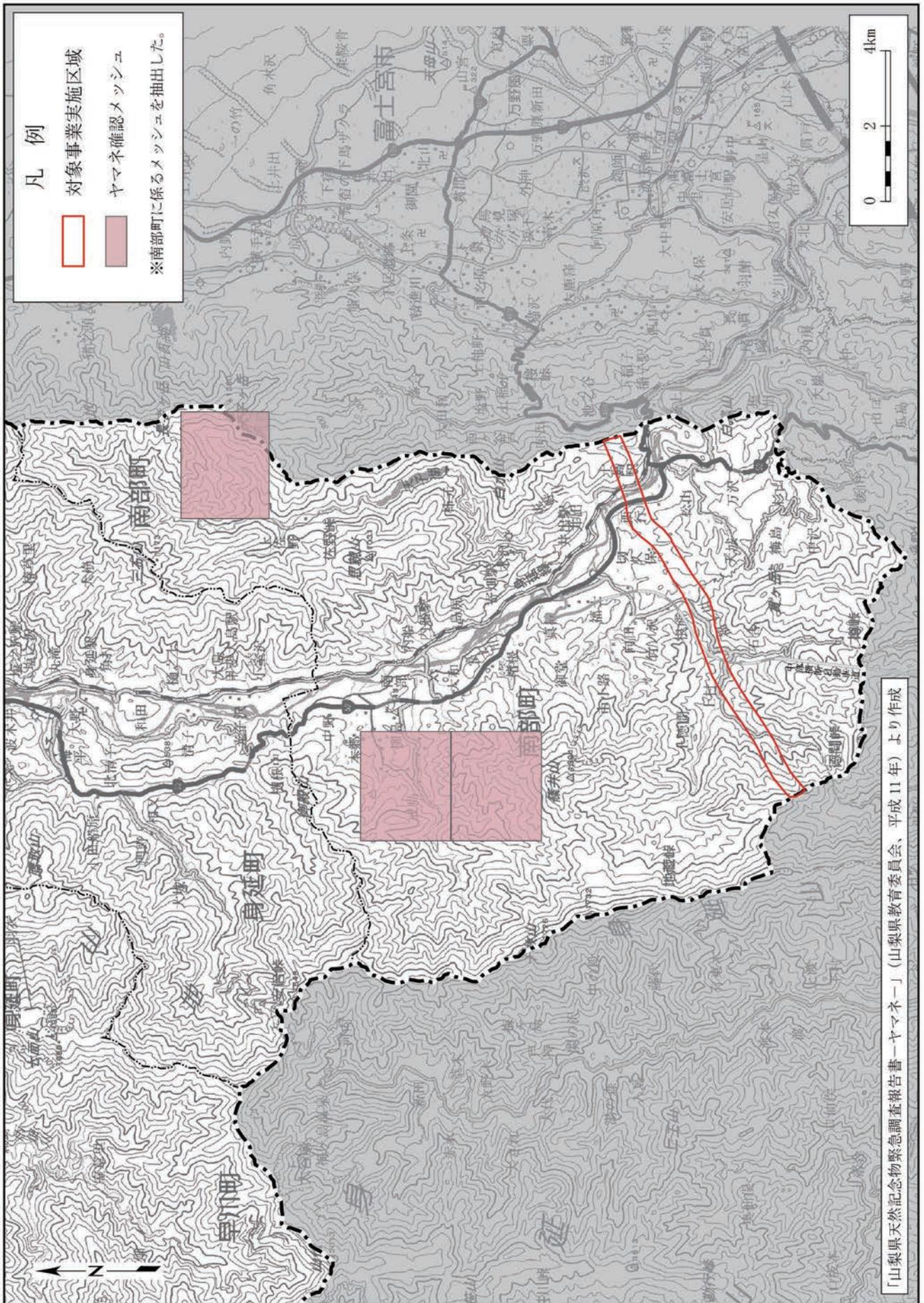


図 2.1.4-1 注目すべき生息地の位置（ヤマネ）

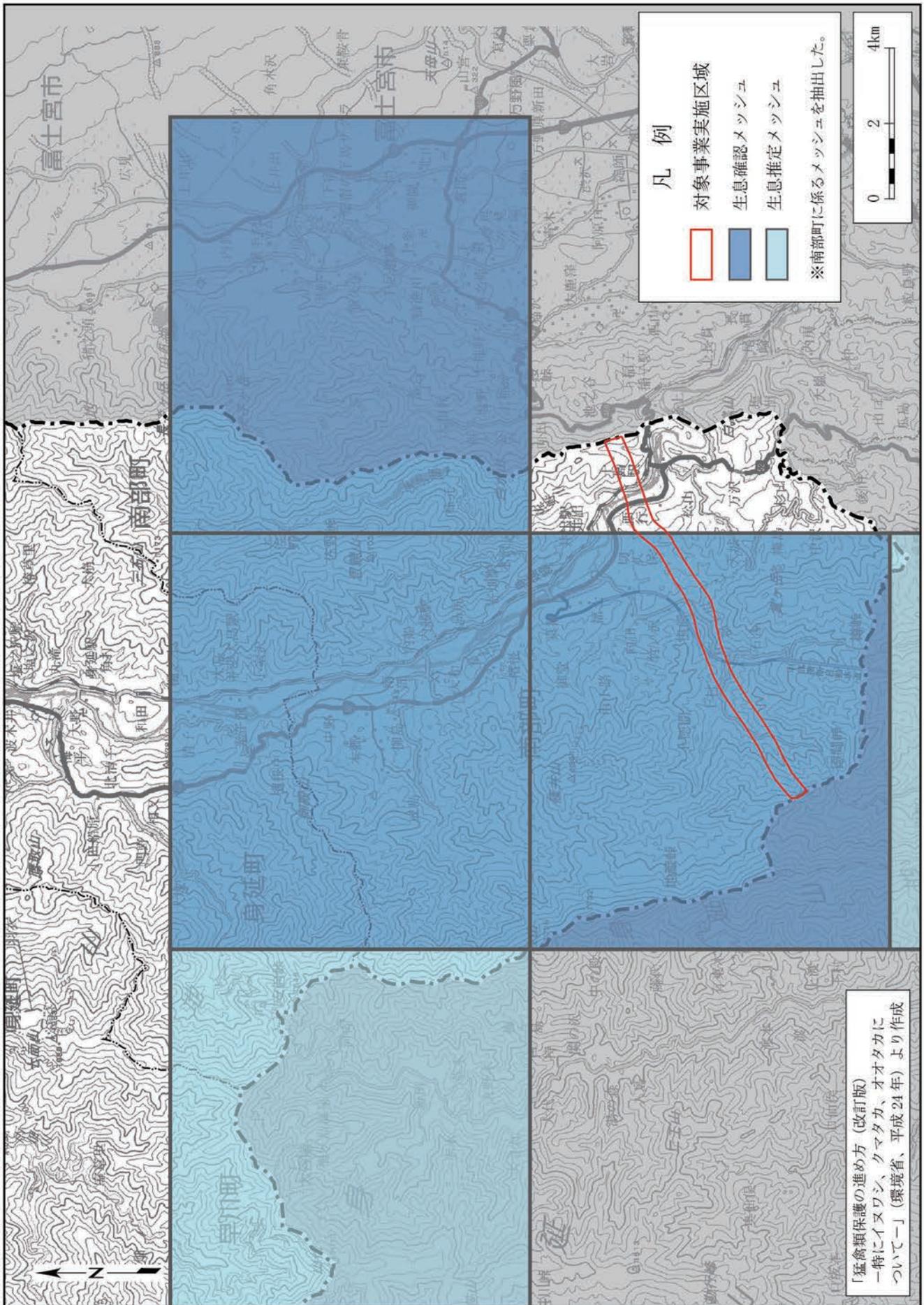


図 2.1.4-2 注目すべき生息地の位置（イヌワシ）

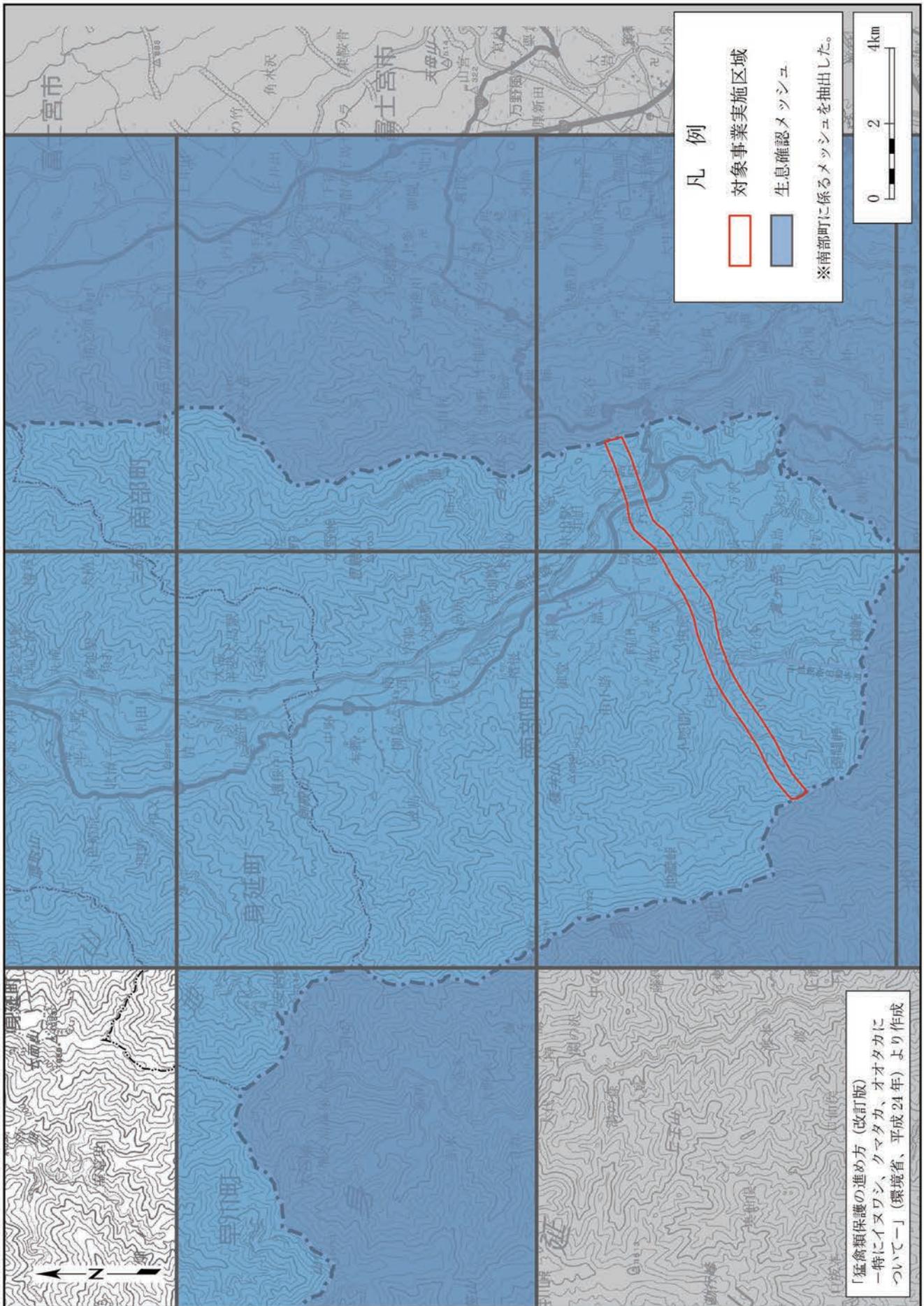


図 2.1.4-3 注目すべき生息地の位置（クマタカ）

表2.1.4-10 注目すべき生息地（両生類）

図中番号	種名等	生息地	選定根拠	
			天然記念物	自然環境保全基礎調査
1	モリアオガエル及び生息地	南部町井出1398	県天	
	モリアオガエル			重要
2	モリアオガエル	南部町南部7596（円蔵院）		重要
3	モリアオガエル	南部町福士		重要
4	ヒダサンショウウオ	南部町成島（十枚山）		重要
5	ヒダサンショウウオ	南部町福士（篠井山登山道）		重要
6	ハコネサンショウウオ	南部町上佐野（佐野川上流）		重要

注：図中番号は、図2.1.4-4を参照。

〔第2回自然環境保全基礎調査〕（環境庁、昭和56年）より作成

表2.1.4-11 注目すべき生息地（昆虫類）

図中番号	種名	生息地	選定根拠	
			天然記念物	自然環境保全基礎調査
1	ギフチョウ	南部町福士町屋	町天	指標
2	ギフチョウ	南部町（徳間峠）		指標
3	ギフチョウ	南部町（樽峠）		指標
4	スギタニルリシジミ	南部町福士		特定
5	シロタニガワカゲロウ	南部町福士		特定
6	オオヤマカワゲラ	南部町成島（戸栗川）		特定

注：図中番号は、図2.1.4-5を参照。

〔第2回自然環境保全基礎調査〕（環境庁、昭和56年）より作成

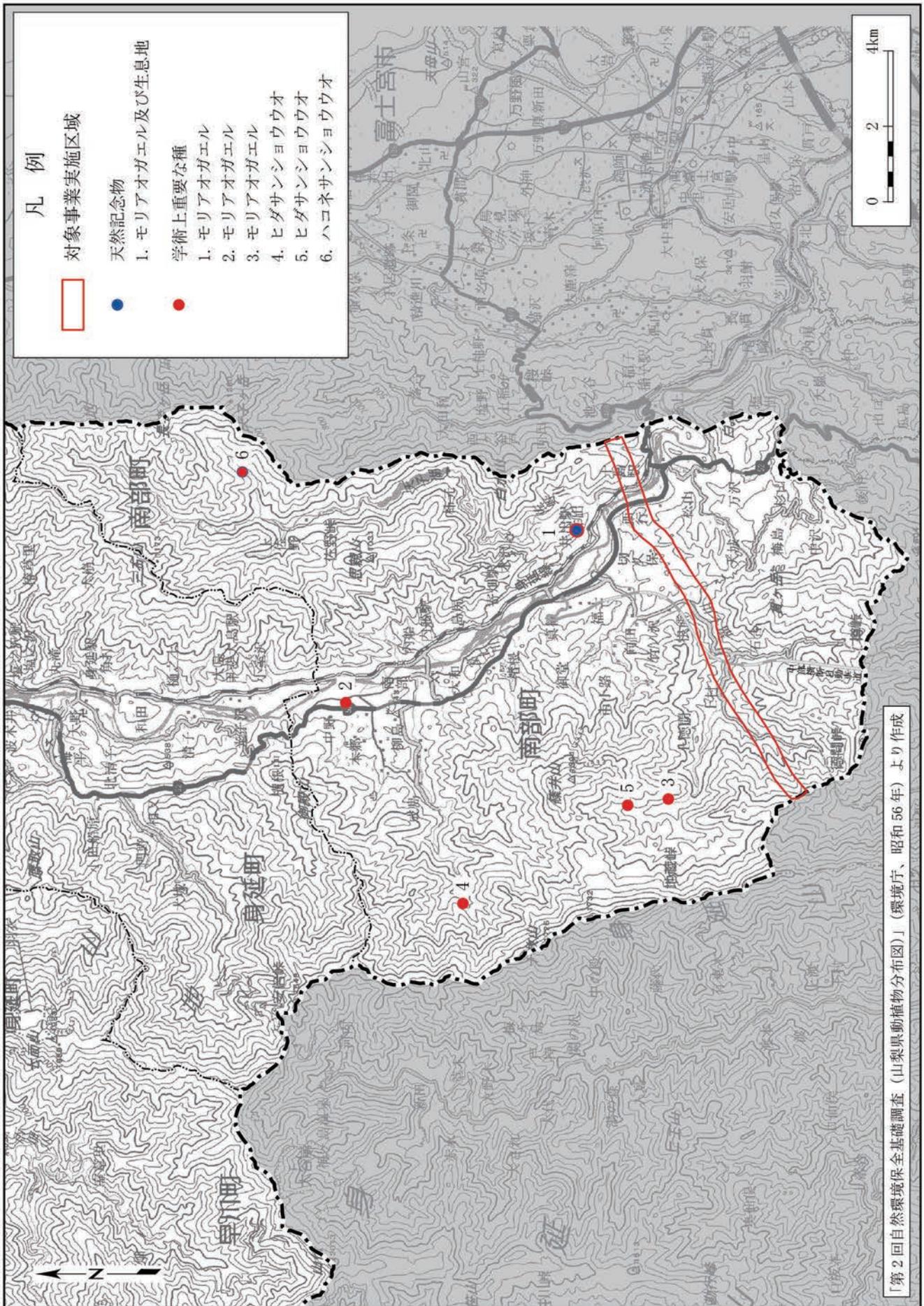


図 2.1.4-4 注目すべき生息地の位置（両生類）

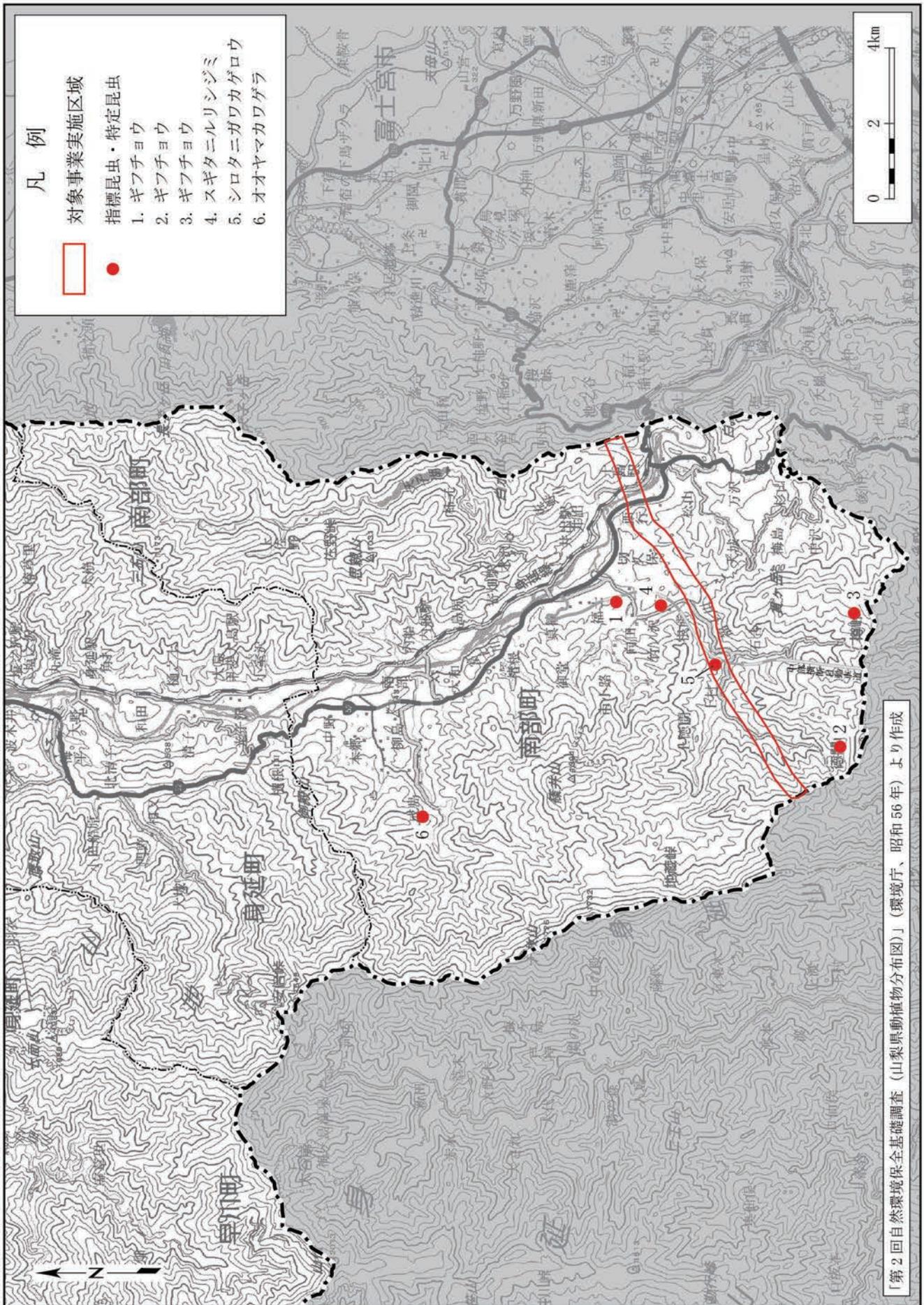


図 2.1.4-5 注目すべき生息地の位置（昆虫類）

2. 植物の生育の状況

植物の生育の状況については、既存資料の調査対象範囲を南部町とし情報を整理した。

(1) 植物相の概要

南部町のシダ植物以上の高等植物は、表2. 1. 4-12のとおり、157科1, 155種が確認されている。

表 2. 1. 4-12 植物相の概要

分 類			科数	種数	
シダ植物			21	100	
種子植物	裸子植物		7	24	
	被子植物	双子葉植物	離弁花類	79	502
			合弁花類	32	278
	単子葉植物		18	251	
合 計			157	1, 155	

「2018山梨県レッドデータブック-山梨県の絶滅のおそれのある野生生物-」（山梨県、平成30年）
 「改訂 南部町誌（上巻）」（南部町、平成11年）
 「富沢町誌（上巻）」（富沢町、平成14年）
 「山梨の植物誌」（植松春雄、平成7年）

より作成

(2) 植生の概要

図2. 1. 4-6のとおり、対象事業実施区域周辺では、山地の「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が大部分を占め、その他に「クリ-ミズナラ群落」、「クヌギ-コナラ群集」、「カワラマツバ-ススキ群落」等、台地段丘には「畑地雑草群落」等、低地には「水田雑草群落」、「自然裸地」等がそれぞれ分布している。

対象事業実施区域においても、山地の「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が大部分を占め、その他に「クリ-ミズナラ群落」、「クヌギ-コナラ群集」等、低地には「水田雑草群落」等がそれぞれ分布している。

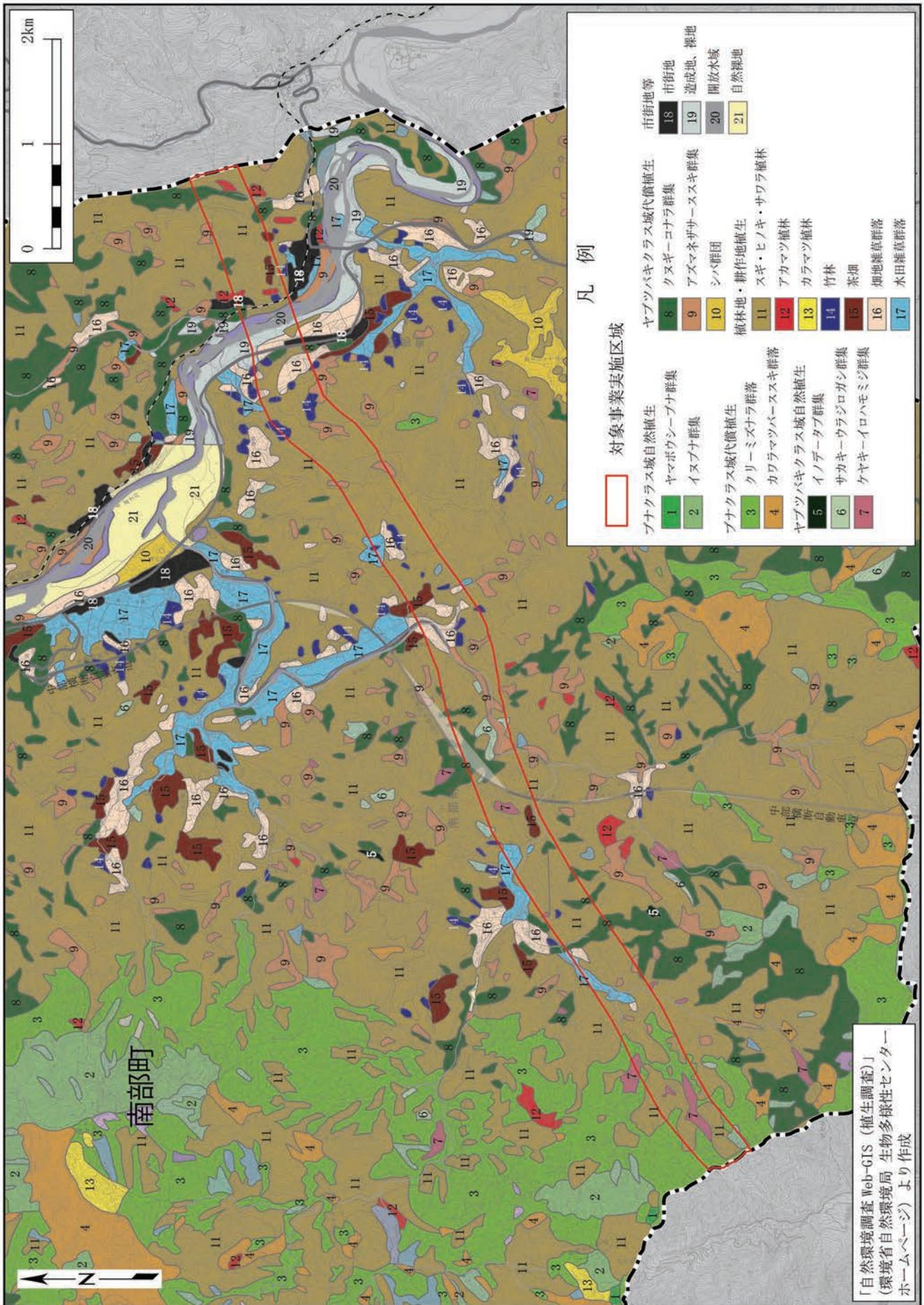


図 2.1.4-6 現存植生図

(3) 植物の重要な種及び重要な群落の概要

参照した文献に記録されていた種について、表2.1.4-13に示す選定根拠に基づき学術上又は希少性の観点から、重要な種を選定した。選定結果は表2.1.4-14のとおりであり、マツバラ、スギラン、フジシダ、カラクサシダ、タキミシダ、イワヘゴ、ホソバショリマ、テバコワラビ、ノコギリシダ、クリハラン、ヤマゴボウ、サツキ、アリドオシ、カリガネソウ、ホウオウシャジン、カイコバイモ、ヒメアマナ、ササユリ、スルガジョウロウホトトギス、ササクサ、シラン、カキラン、クモラン、キバナノショウキラン等の57科127種が確認されている。

対象事業実施区域周辺における天然記念物、特定植物群落及び巨樹は表2.1.4-15、図2.1.4-7のとおりである。「山梨県文化財保護条例」(昭和31年山梨県条例第29号)に基づく天然記念物として「井出八幡神社の社叢」等3箇所、「南部町文化財保護条例」(平成15年南部町条例第92号)に基づく天然記念物として「一乗寺のオハツキイチョウ」等8箇所が指定されている。「第3回自然環境保全基礎調査 山梨県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)等に基づく特定植物群落として「県南部の暖地性シダ群落」等22箇所、巨樹として「金山神社のイチョウ」等9箇所が指定されている。

表 2.1.4-13 重要な植物種等の選定根拠

選定根拠	参考文献等
① 「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)等により指定されているもの 「山梨県文化財保護条例」(昭和31年山梨県条例第29号)及び「南部町文化財保護条例」(平成15年南部町条例第92号)により指定されているもの	・国指定特別天然記念物(国特天) ・国指定天然記念物(国天) ・県指定天然記念物(県天) ・町指定天然記念物(町天) 「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ) 「山梨県の文化財」(山梨県ホームページ) 「南部町の文化財」(南部町教育委員会)
② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)により指定されているもの	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・緊急指定種(緊急) ・生息地等保護区(生息) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年政令第17号)
③ 環境省の「レッドリスト」に記載されているもの	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) 「環境省レッドリスト2019の公表について」(環境省、平成31年)
④ 山梨県の「レッドデータブック」に記載されているもの	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群(LP) ・要注目種(N) 「2018山梨県レッドデータブック-山梨県の絶滅のおそれのある野生動物-」(山梨県、平成30年)
⑤ 「山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成19年山梨県条例第34号)に指定されているもの	・指定希少野生動植物種(指定) ・特定希少野生動植物種(特定) 「希少野生動植物の保護対策」(山梨県森林環境部みどり自然課ホームページ)

表 2.1.4-14 (1) 植物の重要な種の調査結果

分類	科	種	確認記録					選定根拠							
			A	B	C	D	E	①天然記念物	②種の保存	③環境省 R	④山梨県 R	⑤山梨県条例			
シダ植物	マツバラシ	マツバラシ		△		○					NT	CR			
	ヒカゲノカズラ	スギラン		○							VU	CR			
	トクサ	トクサ			○							EN			
	コバノイシカグマ	フジシダ		○								CR			
	ミズワラビ	カラクサシダ		○								CR			
	シシラン	タキミシダ		○							EN	CR			
	イノモトソウ	アマクサシダ		○	○	○							VU		
		オオバノハチジョウシダ		○	○	○	○						VU		
	チャセンシダ	オクタマシダ		○								VU	EN		
		チャセンシダ		△									EN		
		イヌチャセンシダ		○									EN		
	シシガシラ	コモチシダ		○	○	○	○						VU		
	オシダ	オオカナワラビ		○									EN		
		ミドリカナワラビ		○									EN		
		ハカタシダ		○		○	○						NT		
		イワヘゴ		○	○								CR		
		ヒメカナワラビ		○									EN		
	ヒメシダ	ホソバショリマ		△									CR		
		ハシゴシダ		○									VU		
	メシダ	ウスヒメワラビ			○	○	○							DD	
		テバコワラビ		○								VU	CR		
		ナヨシダ				○							VU		
		ヘラシダ		○	○	○	○						EN		
		ノコギリシダ		○		○	○						CR		
	ウラボシ	サジラン		○	○	○	○						VU		
		ヒメサジラン		○									EN		
		クリハラン		○		○							CR		
アオネカズラ			○		○	○						EN			
ヒトツバ			○		○	○						EN			
種子植物 裸子植物亜門	スギ	スギ	○		○	○	○					EN			
被子植物 双子葉植物綱 離弁花亜綱	ブナ	スダジイ		○	○								VU		
		アカガシ		○		○							VU		
	クワ	イタビカズラ		○	○	○							VU		
	ヤマゴボウ	ヤマゴボウ		○									CR		
	マツブサ	サネカズラ		○	○	○	○						VU		
	シキミ	シキミ		○		○	○						VU		
	クスノキ	カゴノキ		○	○	○	○							VU	
		ニッケイ				○								NT	
カナクギノキ			○		○	○							VU		

表 2.1.4-14 (2) 植物の重要な種の調査結果

分類	科	種	確認記録					選定根拠						
			A	B	C	D	E	①天然記念物	②種の保存	③環境省 R	④山梨県 R	⑤山梨県条例		
被子植物 双子葉植物綱 離弁花亜綱	キンボウゲ	キクザキイチゲ		△								EN		
		ツルシロカネソウ		△		○						NT		
		ミスミソウ			○						NT	EN		
	メギ	ヘビノボラズ		○								EN		
	アケビ	ムベ		○	○	○	○					EN		
	ウマノスズクサ	カギガタアオイ		○	○	○	○				EN	VU		
		ランヨウアオイ		○		○						EN		
		カンアオイ		○		○						EN		
	ボタン	ヤマシャクヤク				○						NT		
	ツバキ	ヒコサンヒメシャラ			○							VU		
	ケシ	ジロボウエンゴサク		△								EN		
	ユキノシタ	ハナネコノメ		○									EN	
		コガネネコノメソウ		△									EN	
		ウメウツギ		○							VU	VU		
		シラヒゲソウ		○									EN	
		ヤワタソウ		○	○								EN	
		ジンジソウ		○		○							NT	
	バラ	リンボク		○			○						VU	
		サンショウバラ			○							VU	VU	
	カナウツギ	カナウツギ		○		○						VU		
	フウロソウ	カイフウロ		○							VU	NT		
	ユズリハ	ユズリハ		○	○	○	○						EN	
	ミカン	カラスザンショウ		○	○	○	○						VU	
	ミツバウツギ	ゴンズイ		○	○	○	○						EN	
	ツゲ	フッキソウ		△		○							NT	
	クロウメモドキ	ヨコグラノキ		○	○								EN	
	グミ	ハコネグミ		△							VU	EN		
	スマレ	コミヤマスマレ		○									VU	
		ヒメスマレサイシン		○									NT	
	双子葉植物 合弁花類	ツツジ	イワナンテン		△	○		○						VU
ヨウラクツツジ					○						VU			
サツキ				○	○	○	○						CR	
アシタカツツジ				○							VU	EN		
シロヤシオ				○	○	○							VU	
サクラソウ		サクラソウ		△						NT	VU			
リンドウ		センブリ		○								NT		
ガガイモ		コカモメヅル				○								
アカネ		アリドオシ		○		○						CR		
ムラサキ		サワリソウ				○						EN		
クマツヅラ		カリガネソウ		○								EN	指定	

表 2.1.4-14 (3) 植物の重要な種の調査結果

分類	科	種	確認記録					選定根拠					
			A	B	C	D	E	①天然記念物	②種の保存	③環境省 R	④山梨県 R	⑤山梨県条例	
双子葉植物 合弁花類	シソ	ニシキゴロモ		○							EN		
		キレハマネキグサ		○							EN		
	ゴマノハグサ	ヤマウツボ				○					EN		
		ハンカイシオガマ		△		○					VU		
		イヌノフグリ			○					VU	EN		
		カワヂシャ		○						NT	NT		
	スイカズラ	キバナウツギ		△		○					VU		
	オミナエシ	ツルカノコソウ				○					VU		
単子葉植物	キキョウ	ホウオウシャジン		△						EN	EN	特定	
		イワシャジン		△	○	○					VU		
		バアソブ			○					VU	EN		
	キク	タテヤマギク				○				NT			
		イズハハコ			○					VU	DD		
		オオモミジガサ		△							EN		
		オカオグルマ		○							VU		
		オナモミ			○	○				VU	VU		
	ユリ	カイクバイモ		△						EN	CR	特定	
		ヒメアマナ		△						EN	CR		
		ササユリ		○		○	○				CR		
		キチジョウソウ		○	○	○	○				VU		
		スルガジョウロウ ホトトギス		○						EN	CR	特定	
		アマナ		△		○					NT		
	イネ	ササクサ		△			○				CR		
		アワガエリ			○						DD		
	サトイモ	ウラシマソウ		○							NT		
	カヤツリグサ	イトテンツキ			○					NT			
		ハシナガカンスゲ		○						VU	EN		
	ショウガ	ハナミョウガ		○		○					VU		
	ラン	シラン		○		○	○				NT	CR	
		マメヅタラン		○							NT	EN	
		ムギラン		○	○						NT	EN	
エビネ				○						NT	VU		
キンラン				○						VU	EN		
サイハイラン			○								VU		
クマガイソウ					○	○			VU	EN			
セッコク			○								EN		
カキラン			△								CR		
ベニシュスラン			○								EN		
ジガバチソウ					○						VU		
コ克蘭			○								EN		
フウラン			△	○			○			VU	EN		

表 2.1.4-14 (4) 植物の重要な種の調査結果

分類	科	種	確認記録					選定根拠				
			A	B	C	D	E	①天然記念物	②種の保存	③環境省 R	④山梨県 R	⑤山梨県条例
単子葉植物	ラン	ヨウラクラン		○	○	○	○				VU	
		ツレサギソウ				○					EN	
		カヤラン		○	○	○	○				EN	
		ナゴラン				○				EN		
		クモラン				○	○				CR	
		キバナノショウキラン		○							EN	CR
	57科	127種	1種	99種	42種	57種	32種	0種	0種	35種	122種	4種

注：1. 選定根拠は、表2.1.4-13に基づくものである。

- 分類及び配列は、「平成30年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（国土交通省、平成30年）に準拠した。
- 確認記録の資料は、以下のとおりである。
 - A：「河川環境データベース（平成9、14年河川水辺の国勢調査）」（国土交通省）において、南部町での記録があるもの。
 - B：「2018山梨県レッドデータブック-山梨県の絶滅のおそれのある野生生物-」（山梨県、平成30年）において、南部町での記録があるもの。
 - C：「改訂 南部町誌（上巻）」（南部町、平成11年）において、南部町での記録があるもの。
 - D：「富沢町誌（上巻）」（富沢町、平成14年）において、富沢町での記録があるもの。
 - E：「山梨の植物誌」（植松春雄、平成7年）において、南部町での記録があるもの。
- 表中の「○」は南部町での確認記録があること、「△」は南部町若しくは隣接する市町村のどちらの確認記録であるか特定できないこと、空欄は確認記録がないことを表す。

表 2. 1. 4-15 重要な群落等

図中番号	件名	生育地	選定根拠	
			天然記念物	自然環境保全基礎調査
1	井出八幡神社の社叢	南部町井出	県天	特定
2	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
3	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
4	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
5	県南部のキバナノショウキラン・キヨスミウツボ	南部町		特定
6	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
7	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
8	県南部のキバナノショウキラン・キヨスミウツボ	南部町		特定
9	県南部のキバナノショウキラン・キヨスミウツボ	南部町		特定
10	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
11	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
12	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
13	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
14	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
15	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
16	富士川上流の七ツ釜のカシ林	南部町富士		特定
17	富士川上流のブナ・スズタケ群落	南部町富士		特定
18	万沢のサツキ・シラン群落	南部町万沢		特定
19	西市森の暖帯林	南部町		特定
20	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
21	篠井山のブナ林	南部町富士		特定
22	県南部の暖地性シダ群落	南部町		特定
23	顕本寺のおハツキイチョウ	南部町万沢	県天	
	万沢顕本寺のおハツキイチョウ			巨樹
24	金山神社のイチョウ	南部町富士	県天	
	富士小久保金山神社のイチョウ			巨樹
25	一乗寺のおハツキイチョウ	南部町万沢	町天	
	中沢一乗寺のイチョウ			巨樹
26	根熊池大神のイチョウ	南部町富士	町天	
	富士根熊池大神社のイチョウ			巨樹
27	顕本寺のヒノキ	南部町万沢	町天	巨樹
28	平八幡神社のシイノキ	南部町富士	町天	
	富士平八幡神社のスダジイ			巨樹
29	小葉山金山神社の社叢	南部町万沢	町天	
30	万沢小学校のヒイラギモクセイ	南部町万沢	町天	
31	佐野長治郎氏宅のサザンカ	南部町万沢	町天	
32	佐野信雄氏宅のナンテン	南部町富士	町天	
33	杉山妙泉寺のヤマザクラ	南部町万沢		巨樹
34	富士東市組のイチョウ	南部町富士		巨樹
35	万沢顕本寺のカヤ	南部町万沢		巨樹

注：図中番号は、図2. 1. 4-7を参照。

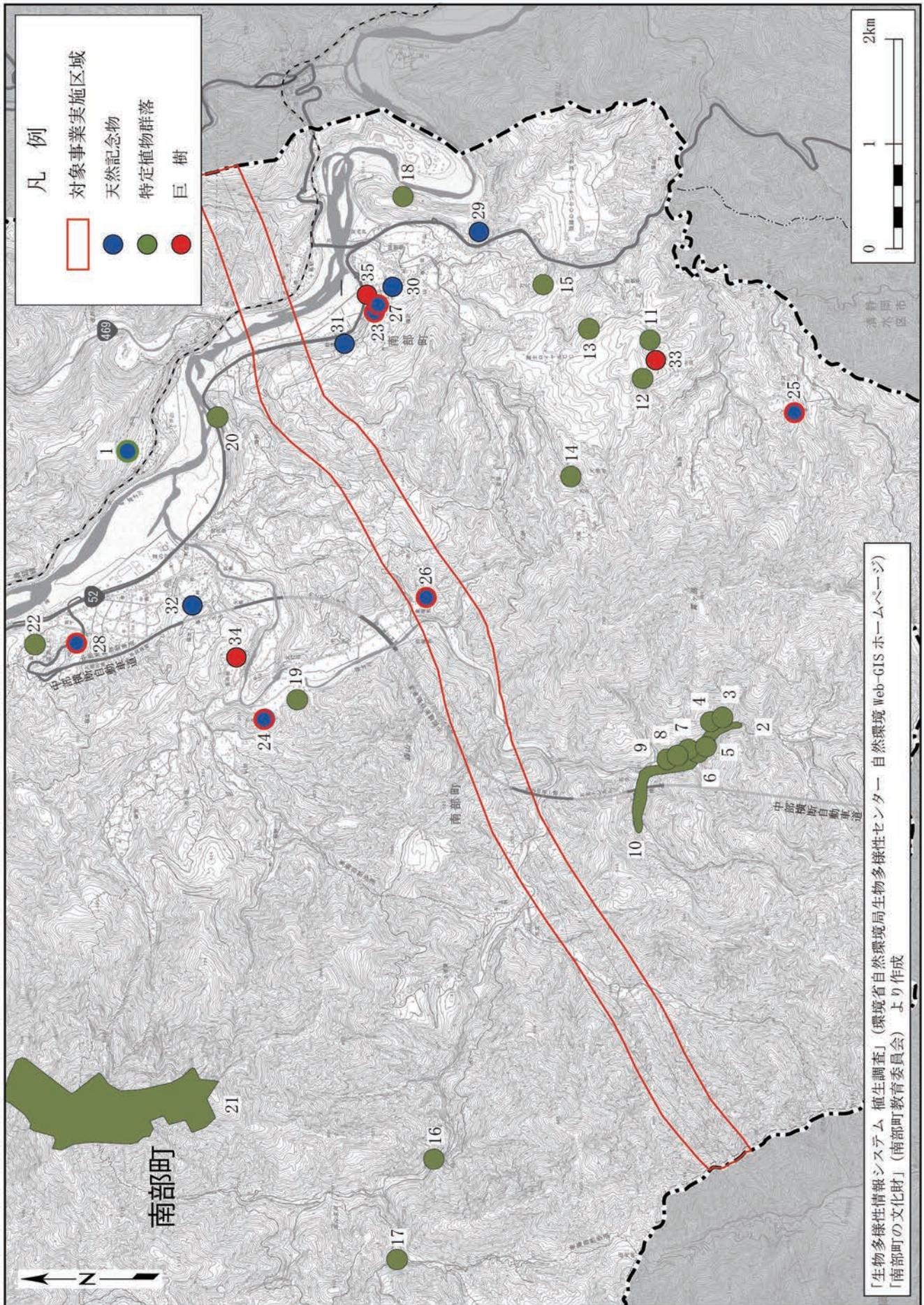


図 2.1.4-7 重要な群落等の位置

3. 生態系の状況

(1) 地形

図2.1.3-2のとおり、南部町は主に起伏量600m以上の「大起伏山地」からなり、起伏量400m以上600m未満の「中起伏山地」、起伏量200m以上400m未満の「小起伏山地」も広く分布している。また、富士川及びその支流には、「扇状地性低地」、「砂礫台地（下位）」が小規模に分布している。

対象事業実施区域においても「中起伏山地」、「小起伏山地」、「大起伏山地」の山地がほとんどを占めている。

(2) 植生

図2.1.4-6のとおり、対象事業実施区域周辺では、山地の「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が大部分を占め、その他に「クリ-ミズナラ群落」、「クヌギ-コナラ群集」、「カワラマツバ-ススキ群落」等、台地段丘には「畑地雑草群落」等、低地には「水田雑草群落」、「自然裸地」等がそれぞれ分布している。

対象事業実施区域においても、山地の「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が大部分を占め、その他に「クリ-ミズナラ群落」、「クヌギ-コナラ群集」等、低地には「水田雑草群落」等がそれぞれ分布している。

(3) 食物連鎖

対象事業実施区域周辺における食物連鎖の概要について、図2.1.4-8のとおり整理した。

下位の消費者としてアキアカネ、ミヤマカラスアゲハ、チッチゼミ、ニワハンミョウ、等の昆虫類、フタスジモンカゲロウ、ミヤマカワトンボ、カミムラカワゲラ等の底生動物が生息し、中位の消費者としてヤマアカガエル、アズマヒキガエル、アカハライモリ等の両生類、ヤマドリ、アオバト、ジュウイチ、ヨタカ、オオアカゲラ等の鳥類、ヒミズ、ノウサギ、ニホンリス等の小・中型哺乳類、オイカワ、ウグイ、イワナ等の魚類、イノシシ、ニホンジカ等の大型哺乳類、ニホントカゲ、ニホンカナヘビ、アオダイショウ等の爬虫類が生息し、上位の消費者としてキツネ、イタチ等の肉食性哺乳類、アオサギ、ゴイサギ、ミサゴ等の鳥類、ノスリ、クマタカ等の猛禽類が生息しているものと想定される。

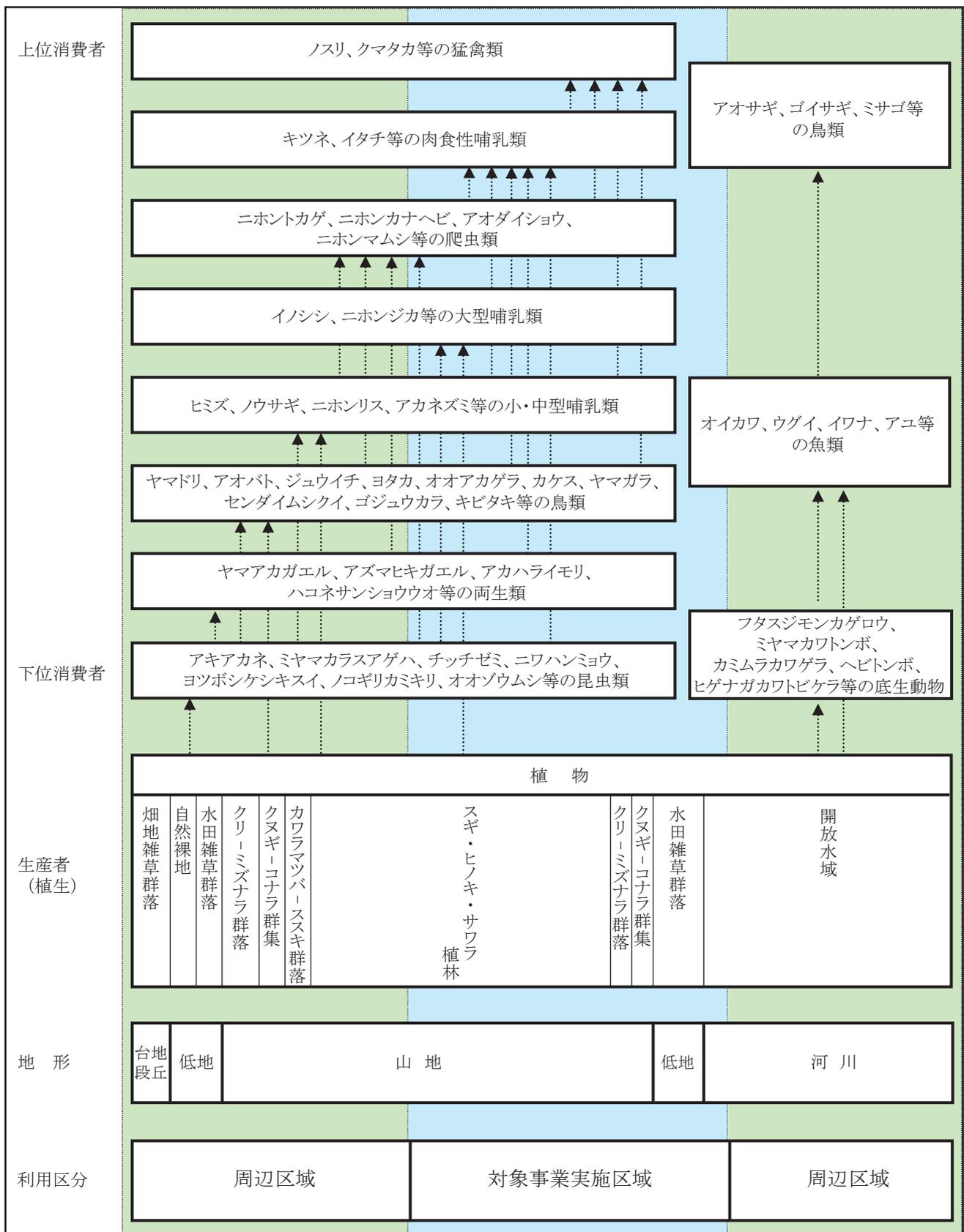


図 2.1.4-8 食物連鎖の概要

2. 1. 5 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

景観・人と自然との触れ合いの活動の場の状況については、調査対象範囲を南部町とし、既存資料により情報を整理した。

1. 景観の状況

南部町を含む「やまなし峡南エリア地域再生計画区域（山梨県西八代郡市川三郷町、南巨摩郡富士川町、早川町、身延町及び南部町の全域）」は、山梨県の南部に位置し、富士川を中心に集落が形成されている。西部には南アルプス山岳地域、中部には身延山などの歴史遺産や下部温泉などの古くからの温泉地があり、南部ではお茶の生産が盛んであり、南部町には、穏やかな田園風景や町並み、溪谷美、緑豊かな山並み景観となっている。

対象事業実施区域を含む幅10km^{*1}の範囲内に位置する主要な眺望点の調査結果は表2.1.5-1、図2.1.5-1のとおりであり、「西行公園」、「道の駅とみざわ」等9地点がある。景観資源の調査結果は表2.1.5-2、図2.1.5-2のとおりであり、「白鳥山」、「最恩寺仏殿」等8地点がある。

※1：「景観対策ガイドライン（案）」（UHV送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）によると、「見えるけれど景観的にほとんど気にならない」といわれる水準である垂直見込み角は1.0度とされている。鉄塔の最大高が約80mであることから、この垂直見込み角1.0度で計算すると、影響範囲は対象物から約4.6kmの範囲となる。そこで、調査地域を対象事業実施区域の外側約4.6kmを含む範囲（幅約10km）とした。

表 2. 1. 5-1 主要な眺望点の調査結果

図中番号	名称	概要	出典
1	西行公園	甲斐の古路甲駿往還の西行峠にある。西行法師が東国への途次この地で詠んだという歌碑が建っており、少し登ったところでは富士見三景の一つ「盆中の富士」を見ることができる。	イ
2	道の駅とみざわ	国道52号線沿い、巨大なタケノコが目印の「道の駅」は、南部町の観光拠点である。平成5年に県内ではじめての「道の駅」としてオープンして以来、年間20万人もの利用客が訪れる。	イ
3	六地藏公園	富士山を背景に6体の地藏が佇む姿は、日本情緒あふれる一枚絵。ここからの富士は山梨県の新富嶽百景に選ばれている。	イ
4	白鳥山森林公園 (白鳥山)	標高567.7m。山梨百名山である白鳥山は頂上付近が整備され森林公園になっている。山頂は周囲の山々を見渡せる素晴らしい展望。	イ
5	晴海展望台 (貫ヶ岳)	山梨百名山である貫ヶ岳の山頂は展望に恵まれないが、ルート途中の晴海展望台からの眺めは良好である。	ロ
6	十国展望台 (貫ヶ岳)	山梨百名山である貫ヶ岳の山頂は展望に恵まれないが、ルート途中の十国展望台からの眺めは良好である。	ロ
7	高ドッキョウ	標高1,133.5m。山梨最南端の山（山梨百名山）。珍しい山名については「高説経」と当てた話など興味深い諸説がある。	ロ
8	篠井山	標高1,394mの富士川の西側にそびえる山（山梨百名山）。山頂は2つの峰に分かれている。南峰からは富士山をはじめ、伊豆半島まで見渡せる。	ロ
9	東海自然歩道	昭和45年、厚生省（現：環境省）が明治100年記念として着工。東京から大阪まで総全長1,697kmの自然を満喫できる遊歩道。	イ

注：1. 図中番号は、図2.1.5-1を参照。

2. 出典：イ「南部町観光ガイドマップ」（山梨県南部町）

ロ「南部町トレッキングガイドマップ」（山梨県南部町）

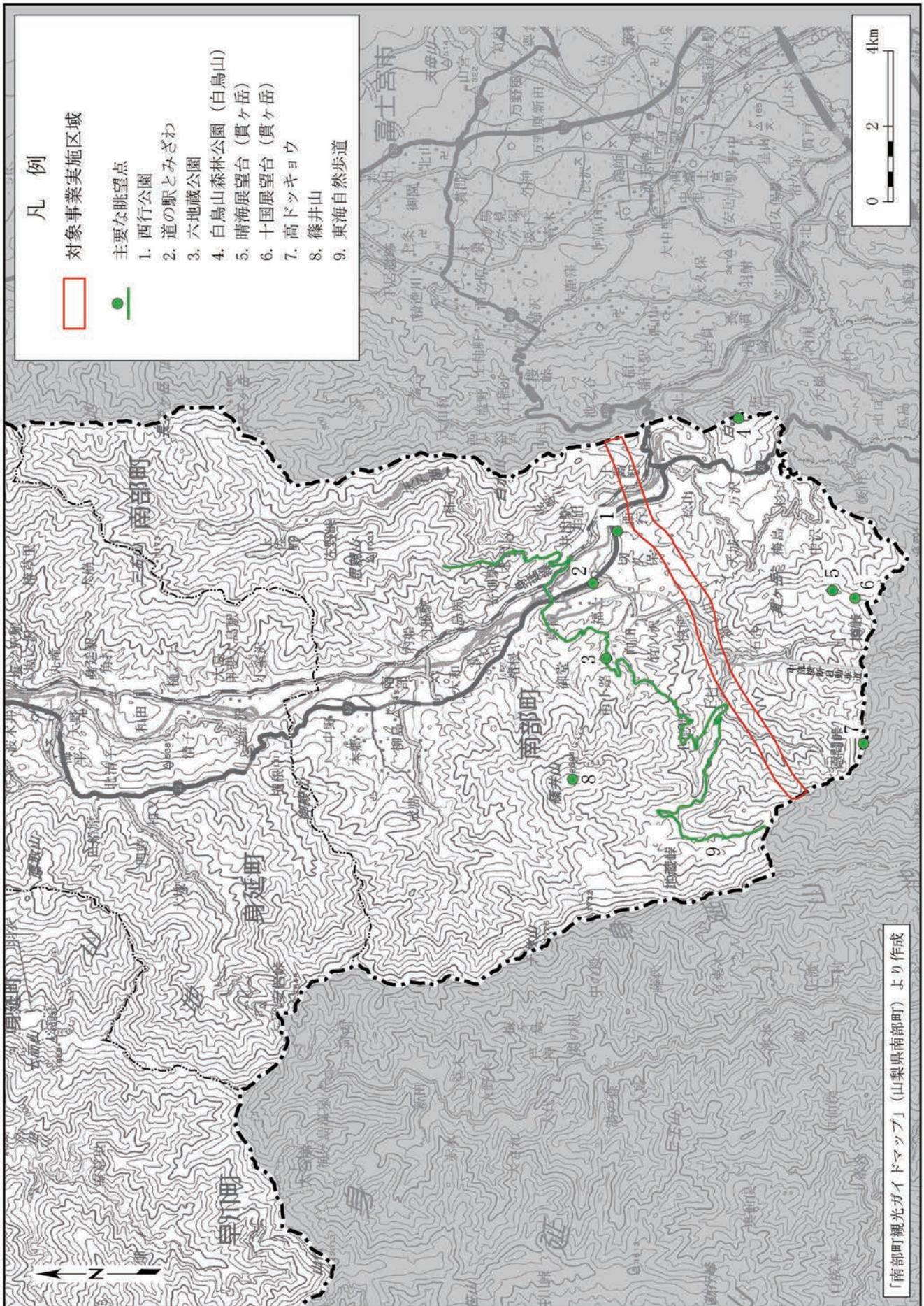


図 2.1.5-1 主要な眺望点の位置

表 2.1.5-2 景観資源の調査結果

区分	図中 番号	名 称	所在地	概 要	出典
自然 景観	①	白鳥山	南部町万沢	「第3回自然環境保全基礎調査 山梨県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)によると、山地景観(非火山性弧峰)として報告されている。	イ
	②	富士川溪谷	南部町福士	「第3回自然環境保全基礎調査 山梨県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)によると、河川景観(峡谷・溪谷)として報告されている。	イ
	③	佐野川自由蛇行河川	南部町上佐野付近	「第3回自然環境保全基礎調査 山梨県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)によると、河川景観(自由蛇行河川)として報告されている。	イ
人文 景観	1	最恩寺仏殿	南部町福士23502	国指定重要文化財(建造物)、昭和28年指定	ロ、ハ、 ニ
	2	真篠城跡	南部町福士字真篠	県指定文化財(史跡)、平成12年指定	ハ、ニ
	3	十島八幡神社の社殿	南部町十島1868	町指定文化財(建造物)、昭和48年指定	ニ
	4	天神堂遺跡	南部町万沢4119	町指定文化財(史跡)、昭和47年指定	ニ
	5	万沢口留番所跡	南部町万沢3455	町指定文化財(史跡)、昭和49年指定	ニ

注：1. 図中番号は、図2.1.5-2を参照。

2. 出典：イ「第3回自然環境保全基礎調査 山梨県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)
 ロ「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ)
 ハ「山梨の文化財ガイド(データベース)」(山梨県ホームページ)
 ニ「南部町の文化財」(南部町教育委員会)

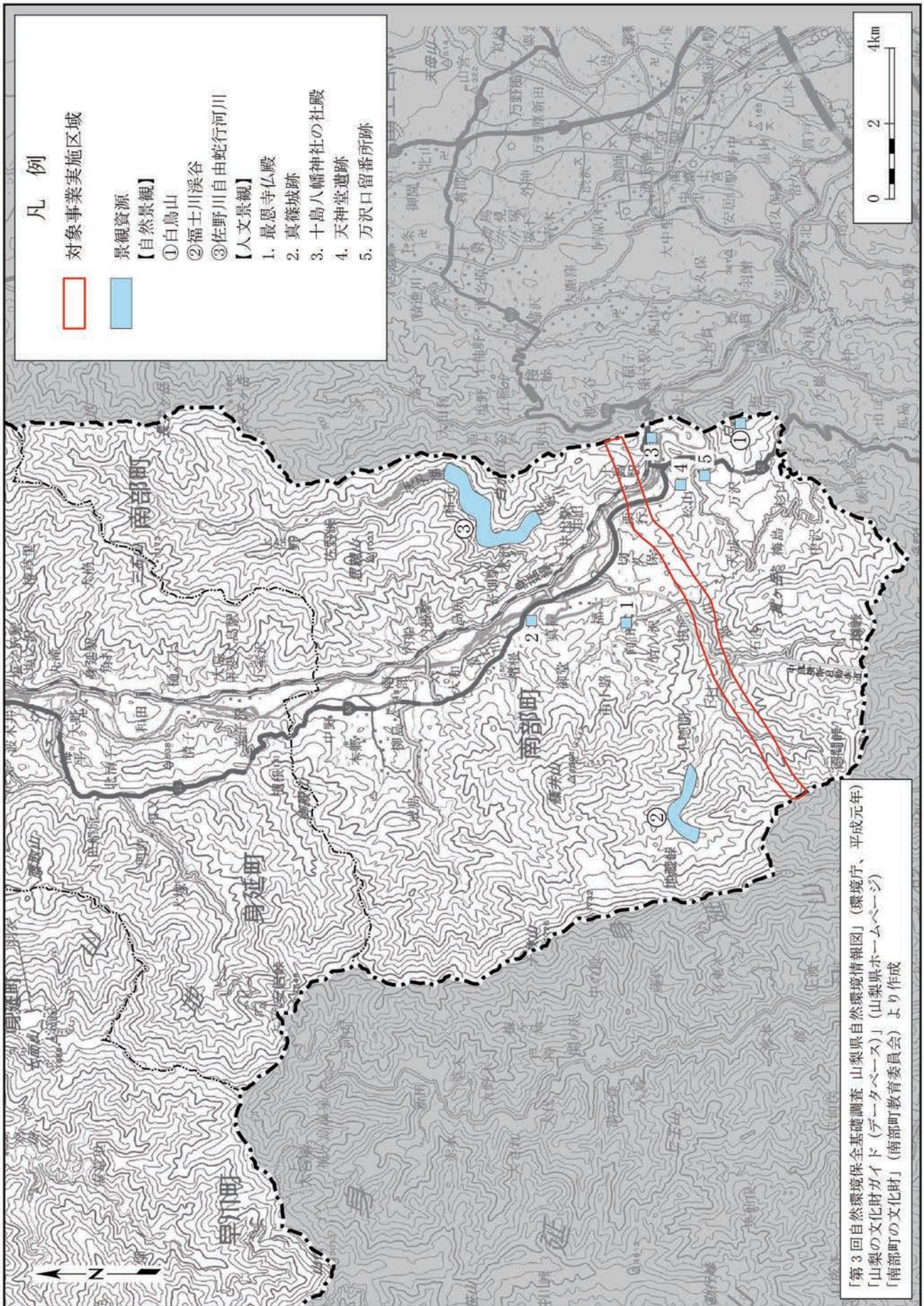


図 2.1.5-2 景観資源の位置

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

南部町における人と自然との触れ合いの活動の場の調査結果は、表2.1.5-3、図2.1.5-3のとおりであり、「白鳥山森林公園」、「道の駅とみざわ」等18地点がある。

表 2.1.5-3 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の調査結果

図中番号	名称	所在地	概要	出典
1	白鳥山森林公園	南部町万沢	山頂からの眺望が素晴らしい他、遊歩道も整備されているので、森林浴や自然散策も楽しめる。また、陵草区中沢矢口からは、山梨百名山で一番高い富士山と一番低い白鳥山が同時に眺められる。また、「恋人の聖地」の認定も受けている。	ハ
2	富士川溪谷	南部町富士	南アルプス山系支脈の山々を源流とする、富士川の上流域・富士川溪谷は、みどり深い自然の中を散策できる。また、シーズン中にはヤマメやイワナなどの溪流釣りが楽しめる。	二
3	七つ釜の滝	南部町富士	富士川溪谷いちばんのビューポイント。吊り橋からは、眼下に深く削られたV字型が眺められる。幾重にも重なった滝つぼは自然の造形美である。現在は歩道崩落のため、行くことが出来ない。	二
4	風吹き滝	南部町富士	七つ釜の滝から少し下ったところにあるスケールの大きな滝。岩肌をつたう水の流れが美しい。現在は歩道崩落のため、行くことが出来ない。	二
5	天子湖	南部町下佐野	佐野川をせき止めた人造湖で、秋になれば紅葉が湖面に映え、大変美しい。	二
6	本郷の千年桜	南部町本郷3230	旧妙善寺にあるエドヒガンザクラ。樹齢500～600年以上と推定されているが、毎年春になると、見事な花を咲かせる。昭和36年に県指定文化財（天然記念物）に指定されている。	ロ 二
7	原間のイトザクラ	南部町本郷1547	旧法眼寺境内の南側に、町内一のイトザクラの巨樹が佇んでいる。細い枝は地面に届くほど垂れ下がり、淡い紅色の花をいっぱい咲かせ、町の春を彩る。昭和52年に町指定文化財（天然記念物）に指定されている。	ロ 二
8	金山神社のイチョウ	南部町富士14847-1	樹高約30メートルの県下最大のイチョウ。このイチョウの色づきが、人々に秋の訪れをつげてきた。昭和33年に県指定文化財（天然記念物）に指定されている。	ロ 二
9	内船八幡神社のイチョウとクスノキ	南部町内船3935	イチョウは、八幡神社の石段を登った左側に立っている。石段の右側のクスノキは、イチョウとほぼ同じ樹高である。このクスノキは身延町大野本遠寺境内のクスノキに次ぐ県下の巨木である。昭和47年に町指定文化財（天然記念物）に指定されている。	ロ 二
10	道の駅とみざわ	南部町富士28507-1	国道52号線沿い、巨大なタケノコが目印の「道の駅」は、南部町の観光拠点である。平成5年に県内初の「道の駅」としてオープンして以来、年間20万人もの利用客が訪れている。県内や町内の観光スポットを案内するインフォメーションや、タケノコ、お茶、アユの加工品など珍しい特産品がいっぱいである。	イ ホ
11	なんぶの湯	南部町内船8106-1	美しい自然に囲まれた湯量豊富な天然の日帰り温泉。大浴場、露天風呂やサウナをはじめ6種類の風呂が満喫できる。144畳の大休憩室やレストラン等も備わっている。	イ ホ

表 2.1.5-3 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の調査結果

図中番号	名称	所在地	概要	出典
12	佐野清涼荘	南部町上佐野199	佐野の静かな山あいには、日常のあわただしい生活から一時離れ、心のリフレッシュと仲間同士のコミュニケーションを図れる憩いと交流の場として活用できる。清々しい自然を存分に満喫しながら調理が楽しめる厨房や、手足がゆったり伸ばせる浴槽、広々とした多目的ホールなど、年間を通じて利用できる。	ホ
13	奥山温泉	南部町富士26842	四季折々の彩りが美しい、静かなやまあいにある奥山温泉は絶景を楽しめる露天風呂を初め木の香の漂う大浴場、サウナやジャグジーとくつろげるところがいろいろある。特に秋の季節の周りのやまあい広がる紅葉は色鮮やかでとても綺麗な絶景になっている。	ホ
14	青少年旅行村(キャンプ場)・奥山グリーンロッジ	南部町富士26842	南部町の中でも、ひととき人里から離れ自然の雄大さや優しさを感じることができる。青少年旅行村は、キャンプ、バーベキュー等が行える野外レクリエーション施設で、奥山グリーンロッジは、青少年が自炊をしながら宿泊できる施設である。	ホ
15	山水徳間の里	南部町富士18164	「山水徳間の里」は富士川の上流、山間の富士川渓谷にある。『地元の味』手打ちそばが美味しいそば処「ひのき」、やまめ釣りや浅瀬での魚つかみ取りができる「魚苗センター」、そして竹細工や木工品の展示・販売や竹細工作りに挑戦できる「竹工房」がある。	ホ
16	うつぶな公園	南部町内船	内船の小高い山にある公園で、90種約3万株のアジサイが咲き誇り、山梨県の花の名所に指定されている。毎年6月には「南部あじさいまつり」が開催される。また、公園内には桜もあり、その季節に訪れた人の心を和ませている。公園の遊歩道を頂上まで進むと、そこに芝生広場があり、眼下には富士川、そして町が一望でき、ちょっとした登頂気分を味わうことが出来る。南部の火祭りでは打ち上げられた花火が、ちょうど目の前で広がるため、知る人ぞ知る火祭りスポットとなっている。	へ
17	六地藏公園	南部町富士12378-1	富士山を背景に6体の地蔵が佇む姿は、日本情緒あふれる一枚絵である。ここから見える富士は山梨県の新富嶽百景に選ばれている。伝説では3つにちぎれた月が見える場所とも云われている。	ハ
18	西行公園	南部町万沢23	甲斐の古路甲駿往還の西行峠にある公園。西行法師が東国への途次この地で詠んだという歌碑が建っており、少し登ったところでは富士見三景の一つ「盆中の富士」を見ることができる。最近では山梨新富嶽百景にも選ばれており、富士川の流れや南アルプスの山々が望める。	ハ

注：1. 図中番号は、図2.1.5-3を参照。

2. 出典：イ「南部町ガイドマップ」(山梨県南部町)
 ロ「南部町の文化財」(南部町教育委員会)
 ハ「富士山に見える公園」(南部町ホームページ)
 ニ「南部町の自然」(南部町ホームページ)
 ホ「商工・観光施設」(南部町ホームページ)
 へ「うつぶな公園」(南部町ホームページ)

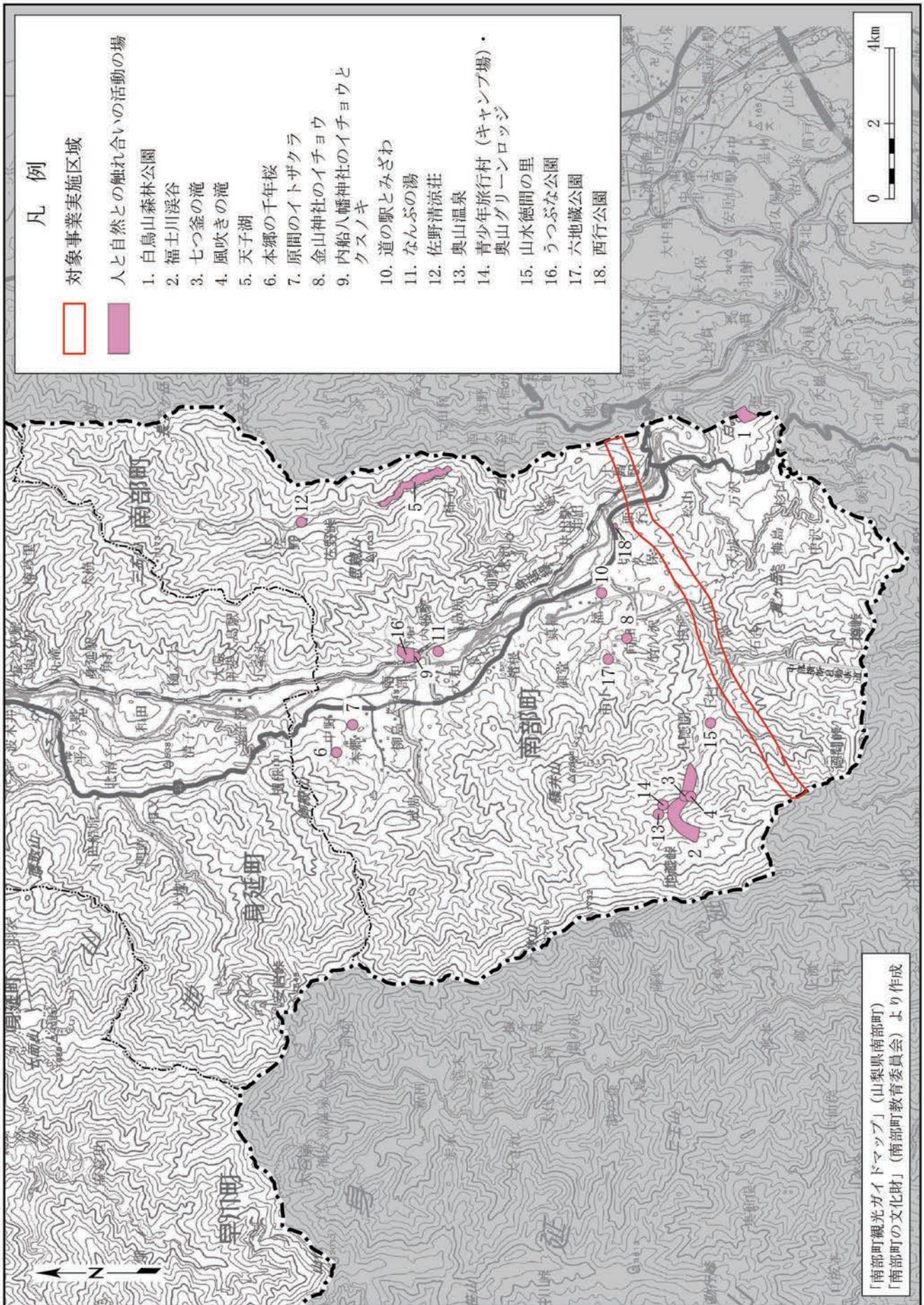


図 2.1.5-3 人と自然との触れ合いの活動の場の位置

2. 1. 6 一般環境中の空間放射線量率の状況

一般環境中の空間放射線量率の状況については、調査対象範囲を南部町とし、既存資料により情報を整理した。

1. 空間放射線量率の状況

空間放射線量率の測定は図2. 1. 6-1のとおり、南部町の大気常時監視南部測定局において行われている。

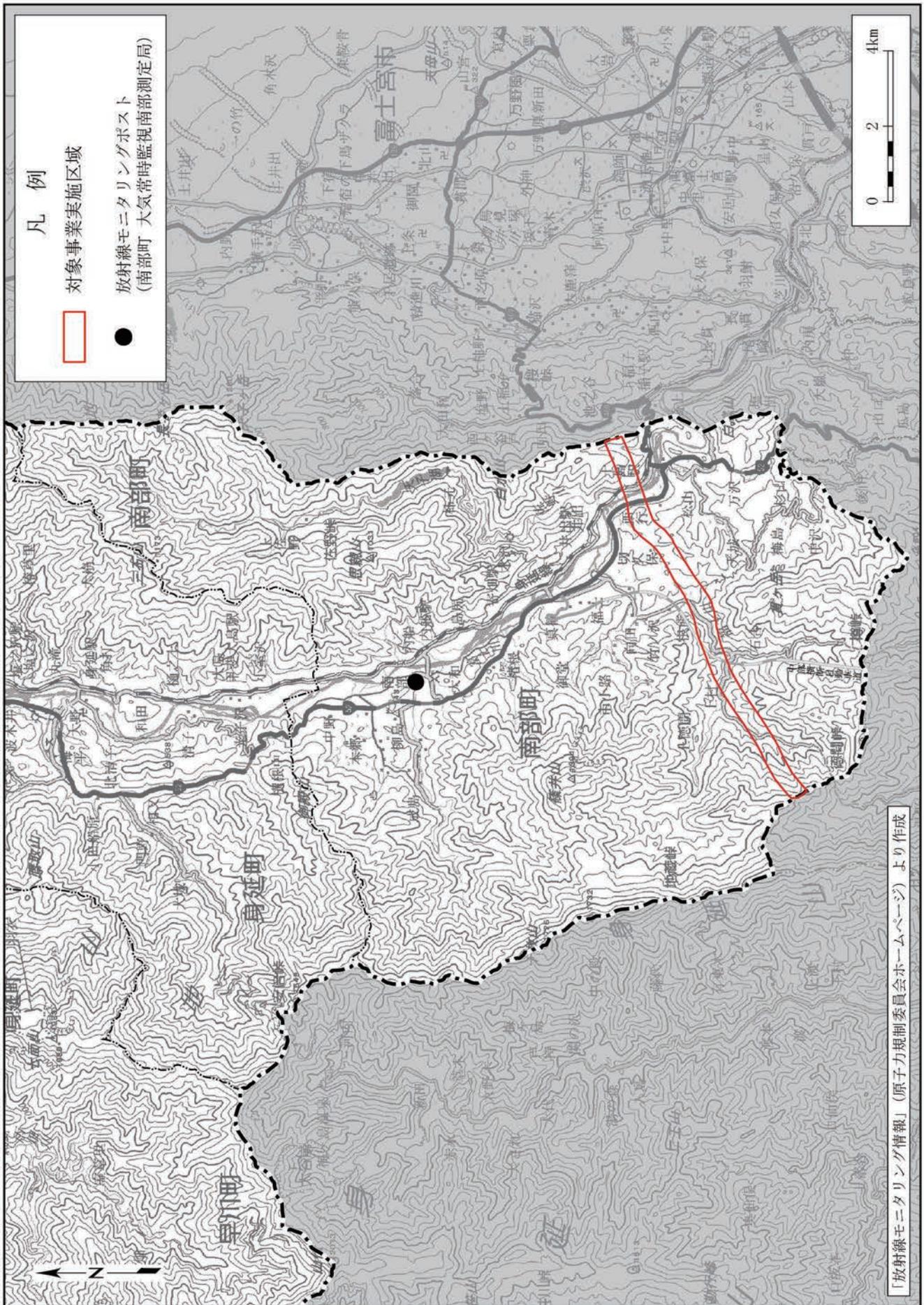


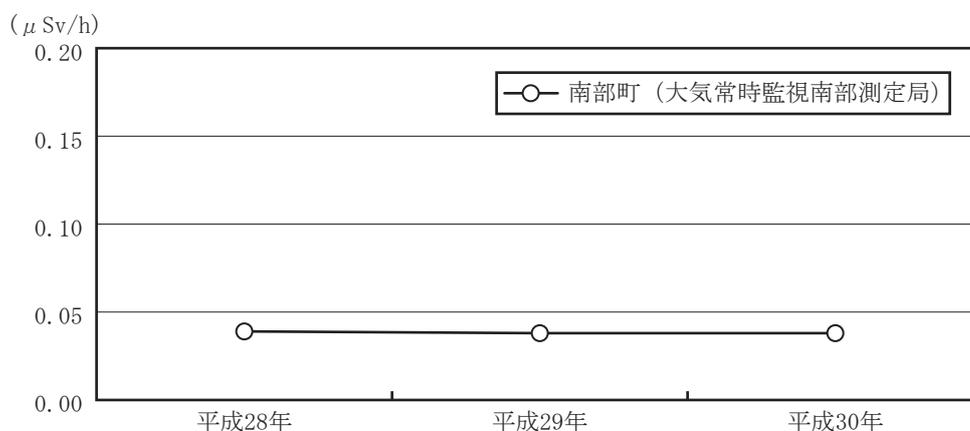
図 2.1.6-1 空間放射線量率の測定点

平成28～30年の空間放射線量率の経年変化は表2.1.6-1及び図2.1.6-2のとおりであり、平成30年の年平均値は、 $0.038 \mu\text{Sv/h}$ となっている。

表 2.1.6-1 空間放射線量率の経年変化（平成 28～30 年）

測定地点名	町名	年平均値（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）		
		平成28年	平成29年	平成30年
南部町（大気常時監視南部測定局）	南部町	0.039	0.038	0.038

〔放射線モニタリング情報〕（原子力規制委員会ホームページ）より作成



〔放射線モニタリング情報〕（原子力規制委員会ホームページ）より作成

図 2.1.6-2 空間放射線量率の経年変化（平成 28～30 年）

2.2 地域の社会的状況

2.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

南部町及び山梨県の人口、人口密度及び世帯数の現況は表2.2.1-1、人口の推移は表2.2.1-2、人口動態は表2.2.1-3のとおりである。

過去5年の南部町の人口の推移は、減少傾向にあり、平成31年3月1日現在の人口は7,428人となっている。

表 2.2.1-1 人口、人口密度及び世帯数の現況（平成31年）

県・町	項目	人口（人）			人口密度 （人/km ² ）	世帯数 （世帯）
		総数	男	女		
南部町		7,428	3,646	3,782	37.0	2,899
山梨県		815,333	399,239	416,094	182.6	336,846

注：1. 人口及び世帯数は、平成31年3月1日現在の値を示す。

2. 人口密度算出に用いた南部町の面積は200.87km²、山梨県の面積は4,465.27km²である。

〔「やまなしの統計」（山梨県統計調査課ホームページ）
「全国都道府県市区町村別面積調（平成30年10月1日現在）」
（国土交通省国土地理院ホームページ）より作成〕

表 2.2.1-2 人口の推移（平成27～31年）

（単位：人）

県・町	年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
		南部町	8,177	8,016	7,814	7,615
山梨県		837,527	832,726	827,317	821,467	815,333

注：平成27年～31年の人口の推移は、各年3月1日現在の値を示す。

〔「やまなしの統計」（山梨県統計調査課ホームページ）より作成〕

表 2.2.1-3 人口動態（平成30年）

（単位：人）

県・町	項目	自然増減			社会増減			純増減
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
南部町		28	139	-111	172	262	-90	-201
山梨県		5,610	9,870	-4,260	33,047	34,674	-1,627	-5,887

注：転入、転出には、その他の増減（国籍変更等）を含む。

〔「やまなしの統計」（山梨県統計調査課ホームページ）より作成〕

2. 産業の状況

(1) 産業構造

平成27年における南部町及び山梨県の産業大分類別就業者数は、表2.2.1-4のとおりである。

南部町の産業構造は、総数3,790人のうち、第1次産業が137人（総数の3.6%）、第2次産業が1,468人（同38.7%）、第3次産業が2,181人（同57.5%）であり、第3次産業が最も多くなっている。

また、山梨県の産業大分類別就業者の総数は408,814人であり、南部町はその0.9%を占めている。

表 2.2.1-4 産業大分類別就業者数（平成27年）

（単位：人）

項目	県・町	南部町		山梨県	
		人	割合	人	割合
総就業者数		3,790	100.0	408,814	100.0
第1次産業	計	137	3.6	29,367	7.2
	農業、林業	134	3.5	29,282	7.2
	漁業	3	0.1	85	0.0
第2次産業	計	1,468	38.7	113,674	27.8
	鉱業、採石業、砂利採取業	27	0.7	224	0.1
	建設業	442	11.7	32,301	7.9
	製造業	999	26.4	81,149	19.8
第3次産業	計	2,181	57.5	257,263	62.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	13	0.3	2,043	0.5
	情報通信業	13	0.3	5,485	1.3
	運輸業、郵便業	163	4.3	15,277	3.7
	卸売業、小売業	417	11.0	59,690	14.6
	金融業、保険業	35	0.9	8,630	2.1
	不動産業、物品賃貸業	26	0.7	5,577	1.4
	学術研究、専門・技術サービス業	79	2.1	9,738	2.4
	宿泊業、飲食サービス業	141	3.7	27,703	6.8
	生活関連サービス業、娯楽業	202	5.3	16,036	3.9
	教育、学習支援業	145	3.8	19,279	4.7
	医療、福祉	481	12.7	47,990	11.7
	複合サービス業	103	2.7	4,227	1.0
	サービス業（他に分類されないもの）	184	4.9	20,226	4.9
公務（他に分類されるものを除く）	179	4.7	15,362	3.8	
分類不能の産業		4	0.1	8,510	2.1

注：1. 平成27年国勢調査就業状態等基本集計結果の値である。

2. 割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならないことがある。

3. 「分類不能の産業」はどの産業にも分類されないため割合の算出において分母から「分類不能の産業」を除いている。

〔「平成27年 国勢調査就業状態等基本集計結果（山梨県の概要）」（山梨県、平成29年）より作成〕

(2) 生産量及び生産額

① 農 業

平成29年における南部町及び山梨県の主要な農作物収穫量は表2.2.1-5、平成28年における主要な農業産出額は表2.2.1-6のとおりである。

平成29年における主要な農作物収穫量については、市別の統計値のないものが多く、山梨県についてみると果樹の収穫量が92,084tと最も多く、次いで野菜の31,250tとなっている。

平成28年における主要な農業産出額については、南部町は2.7億円であり、そのうち米が1.1億円、次いで工芸農作物が0.6億円となっている。山梨県は899億円であり、そのうち果実が541億円、次いで野菜が141億円となっている。

表 2.2.1-5 主要な農作物収穫量（平成29年）

項目		県・町		項目		県・町	
		南部町	山梨県			南部町	山梨県
水稲		538	27,200	なたね		—	X
大豆		2	270	野菜			31,250
麦類	小麦	3	218	果樹			92,084
	二条大麦	—	—	花き	切り花類		8,530
	六条大麦	—	89		球根類		…
	はだか麦	—	—		鉢もの類		2,340
そば	…	101	花壇用苗もの類			…	

- 注：1. 全ての項目について平成29年産の統計数値である。
 2. 単位は、花き以外は収穫量（t）、花きは出荷量（切り花類・花壇苗もの類：千本、球根類：千球、鉢もの類：千鉢）を示す。
 3. 「—」は、事実のないものを示す。
 4. 「…」は、事実不詳又は調査を欠くものを示す。
 5. 「X」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。
 6. 空欄は、統計値がないものを示す。

〔平成29～30年 関東農林水産統計年報〕（関東農政局ホームページ）より作成

表 2. 2. 1-6 主要な農業産出額（平成 28 年）

（単位：億円）

県・町	合計	耕 種											畜産	加工農作物
		小計	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他作物		
南部町	2.7	2.6	1.1	0	0	0	0	0.4	0	X	0.6	X	0	0.1
山梨県	899	806	56	0	0	1	4	141	541	39	1	21	84	10

注：1. 統計数値は、原則として暦年（1月1日～12月31日）であるが、項目によっては会計年度やその他個別の調査の調査時期によるものがある。

2. 農業産出額（平成28年）は、推計である。

3. 「X」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。農業産出額（平成28年）は、推計である。

4. 「0」は、1千万円に満たないものを示す。

〔平成29～30年 関東農林水産統計年報〕（関東農政局ホームページ）より作成

② 林 業

平成27年における南部町及び山梨県の所有形態別林野面積は、表2. 2. 1-7のとおりである。

南部町の林野面積の合計17,548haのうち、国有林が2,119ha（総面積の12.1%）、民有林が15,429ha（同87.9%）となっており、民有林の中で私有が最も多くなっている。

また、山梨県の林野面積の合計は349,204haであり、南部町はその5.0%を占めている。

表 2. 2. 1-7 所有形態別林野面積（平成 27 年）

（単位：ha）

項目		南部町		山梨県	
		面積	割合	面積	割合
合計		17,548	100.0	349,204	100.0
国有林		2,119	12.1	6,455	1.8
民有林	計	15,429	87.9	342,749	98.2
	独立行政法人等	265	1.5	10,401	3.0
	公有	4,400	25.1	198,657	56.9
	私有	10,764	61.3	133,691	38.3

注：1. 平成27年2月1日現在の値である。

2. 割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならないことがある。

〔2015年農林業センサス〕（農林水産省ホームページ）より作成

③ 水産業

平成28年における山梨県の内水面養殖業収穫量は、表2.2.1-8のとおりである。

内水面養殖業収穫量は959tであり、にじますが717t（収穫量の74.8%）、次いでその他のます類が233t（同24.3%）となっている。

なお、山梨県の内水面漁業漁獲量は公表されていない。

表 2.2.1-8 内水面養殖業収穫量（平成28年）
（単位：t）

項目		県	山梨県
合計			959
魚類	ます類	にじます	717
		その他のます類	233
	あゆ	7	
	こい	X	
	うなぎ	X	
その他			…
淡水真珠			…

注：1. 「X」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため統計数値を公表しないものを示す。

2. 「…」は、事実不詳又は調査を欠くものを示す。

〔「平成29～30年関東農林水産統計年報」（関東農政局ホームページ）より作成〕

④ 商業

平成26年における南部町及び山梨県の商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、表2.2.1-9のとおりである。

南部町の年間商品販売額は約71億円であり、山梨県全体の0.4%となっている。

表 2.2.1-9 商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額（平成26年）

県・町	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
南部町		96	354	709,618
山梨県		8,167	54,062	161,200,802

注：商店数及び従業者数（飲食店を除く）は、平成26年7月1日現在の値を示す。

〔「山梨県統計年鑑 平成30年度刊行」（山梨県ホームページ）より作成〕

⑤ 工業

平成28年における南部町及び山梨県の工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等は、表2.2.1-10のとおりである。

南部町の製造品出荷額等は約214億円であり、山梨県全体の0.9%となっている。

表 2.2.1-10 工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（平成28年）

県・町	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
南部町		29	748	2,143,883
山梨県		2,106	70,222	244,264,668

注：1. 従業者4人以上の事業所の値を示す。
2. 製造品出荷額等については平成27年のものとする。

〔「山梨県統計年鑑 平成30年度刊行」(山梨県ホームページ)より作成〕

2.2.2 交通の状況

1. 道路

南部町における主要な道路としては、幹線道路として一般国道52号、一般国道469号、主要地方道県道10号、一般県道803号線、一般県道809号線、中部横断自動車道等がある。

平成27年における南部町における主要な交通網及び交通量測定点の位置は、図2.2.2-1のとおりであり、測定結果は、表2.2.2-1のとおりである。平日の昼間の12時間（7～19時）道路交通量が最も多いのは、主要地方道県道10号（富士川身延線）の測定点③で4,362台となっている。

表 2.2.2-1 交通量の測定結果（平成27年）

(単位：台)

図中 番号	路線名		測定点名	交通量
				平日
①	主要地方道県道10号	富士川身延線	南巨摩郡南部町万沢3472	503
②	主要地方道県道10号	富士川身延線	南巨摩郡南部町十島410	1,618
③	主要地方道県道10号	富士川身延線	南巨摩郡南部町内船4677	4,362

注：1. 調査は、平成27年10月22日に実施されている。
2. 図中番号は、図2.2.2-1を参照。
3. 数値は、昼間の12時間（7～19時）の往復の合計交通量を示す。

〔「平成27年度道路交通センサス 一般交通量調査結果表」(国土交通省ホームページ)より作成〕

2. 鉄道

南部町における主要な鉄道の状況は、図2.2.2-1のとおりである。

JR身延線があり、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）が旅客運送を行っている。南部町には十島駅、井出駅、寄畑駅、内船駅の4駅がある。

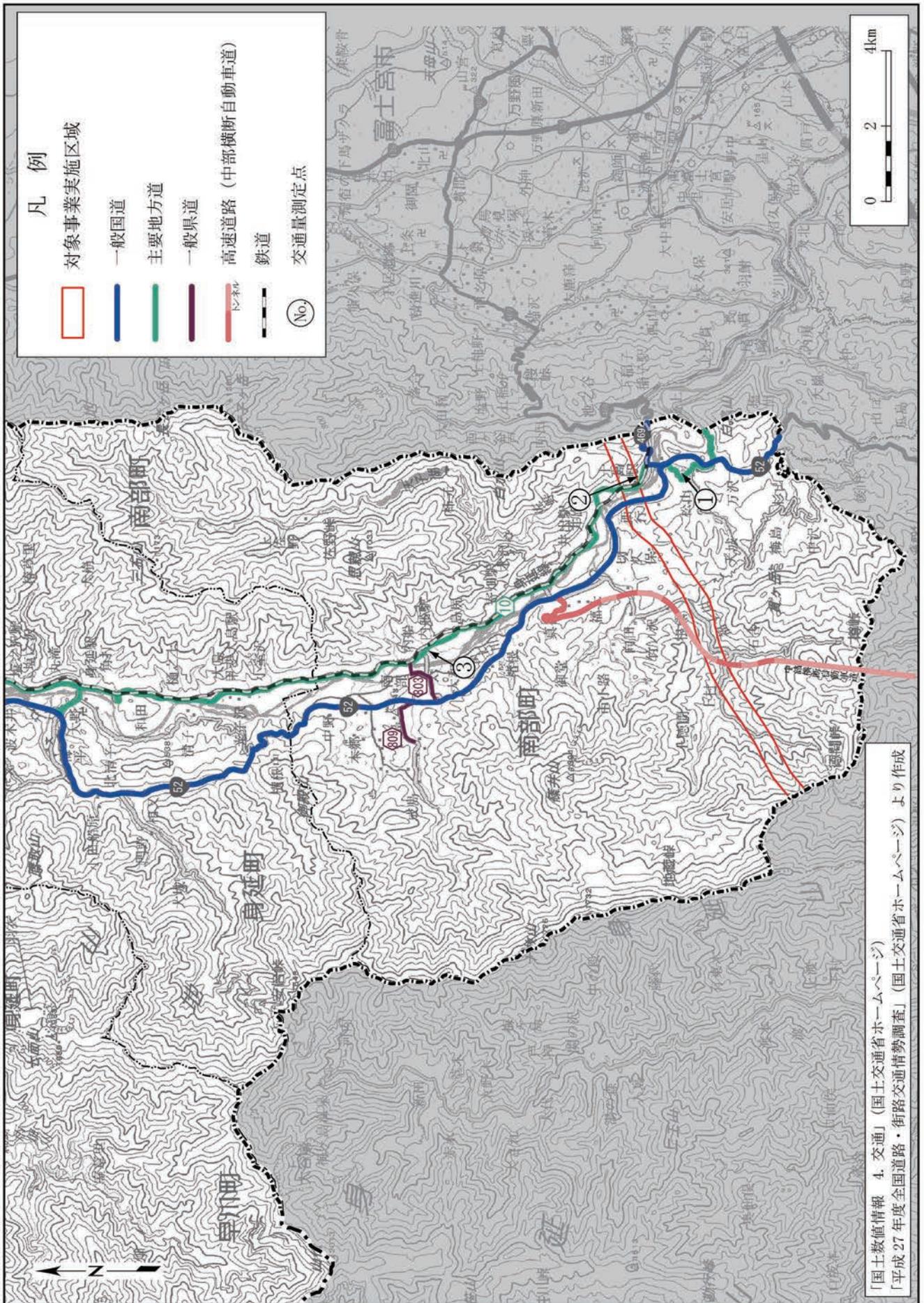


図 2.2.2-1 主要な交通網、交通量測定点及び鉄道の位置

2.2.3 土地利用の状況

平成29年における南部町及び山梨県の土地利用区分別の面積は、表2.2.3-1、南部町の土地利用の現況は、図2.2.3-1のとおりである。

南部町の土地利用区分別の総面積は約7,173haで、山梨県全体の5.4%となっている。このうち「山林」が約6,036ha（南部町総面積の84.2%）と最も多く、次いで「その他」が約281ha（同3.9%）、「畑」が約280ha（同3.9%）となっている。

なお、南部町における都市計画用途地域の指定はされていない。

表 2.2.3-1 土地利用区分別面積（平成29年）

（単位：ha）

項目	南部町		山梨県	
	面積	割合	面積	割合
総面積	7,172.6	100.0	131,836.5	100.0
田	235.3	3.3	10,537.2	8.0
畑	279.8	3.9	26,359.3	20.0
宅地	203.8	2.8	17,273.3	13.1
山林	6,036.2	84.2	64,892.9	49.2
原野	136.9	1.9	6,816.8	5.2
その他	280.6	3.9	5,957.0	4.5

- 注：1. 面積は、固定資産の概要調書（平成29年1月1日現在）によるため、国土地理院による総面積と必ずしも一致しない。
 2. 割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならないことがある。

〔山梨県統計年鑑 平成30年度刊行〕（山梨県ホームページ）より作成

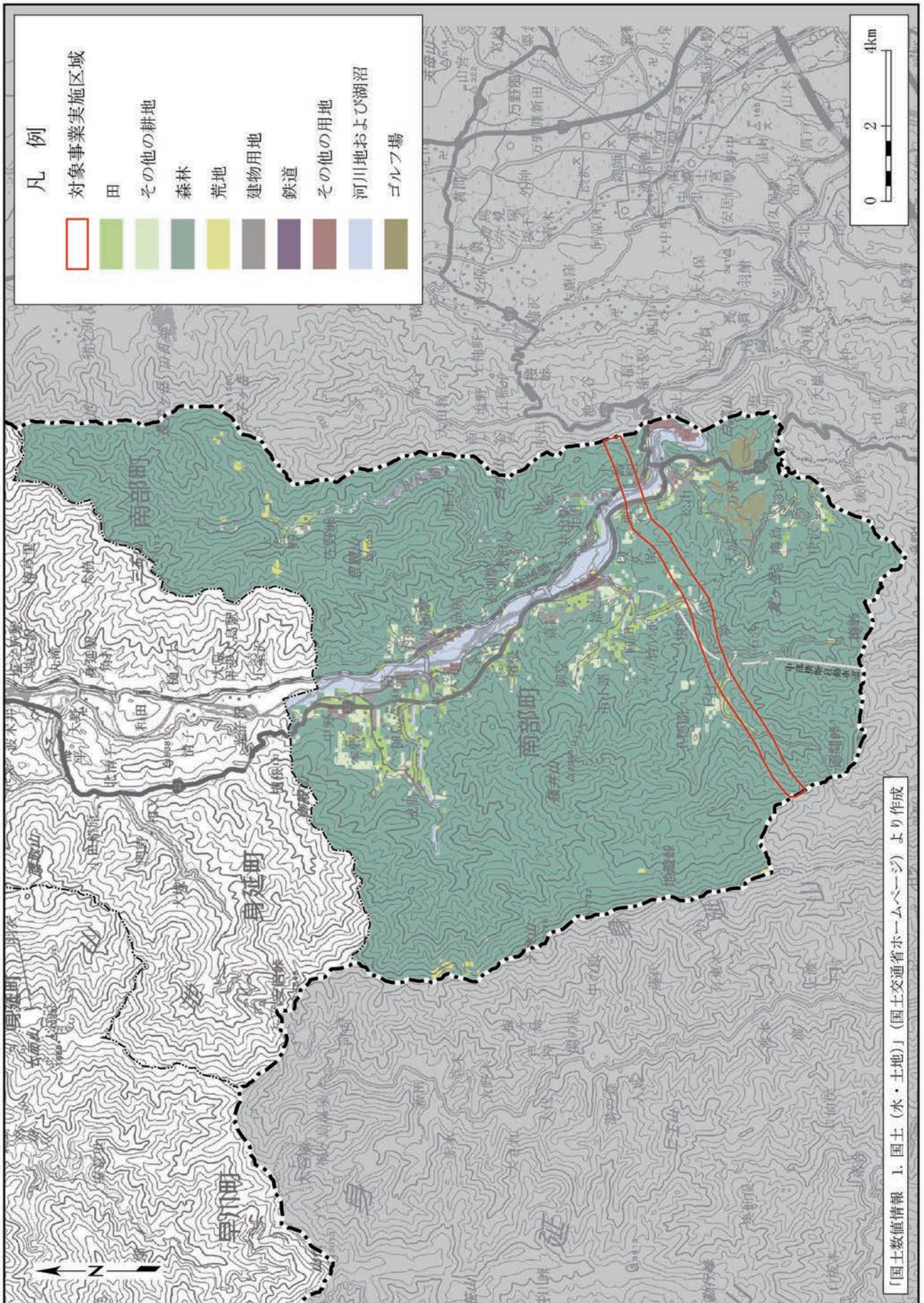


図 2.2.3-1 土地利用の現況

2.2.4 水域とその利用

1. 河川

対象事業実施区域周辺の主な河川は図2.1.2-1のとおりであり、対象事業実施区域の一部を富士川が貫流している。富士川は日本三大急流の一つであり、昔から政治、文化、交通、産業の役割を果たしてきた河川である。

富士川水系の水利用状況は表2.2.4-1に示すとおりであり、主に発電用水及び農業用水に利用されている。

表 2.2.4-1 富士川水系の水利用状況

	発電用水	水道用水	工業用水	農業用水	その他	合計
水利権量計 (m ³ /s)	520.01	5.12	11.67	143.13	2.88	682.81
件数	69	52	17	1,795	18	1,951

注：1. 平成13年3月現在を示す。

2. 水利権量計の値を示す。

〔富士川水系河川整備基本方針〕（国土交通省ホームページ）より作成

2. 漁業権

対象事業実施区域周辺における漁業権の設定状況は、表2.2.4-2、図2.2.4-1のとおりである。

南部町を貫流する富士川には富士川漁業協同組合があり、富士川の山梨県と静岡県の間から市川三郷町三郡東橋の間の本流及び支流（ただし、身延町早川橋より上流の早川の本流及び支流、富士川の合流点より上流の戸川並びに釜無川の合流点より上流の坪川の本流及び支流を除く）に漁業権が免許されており、放流事業、漁場管理を行っている。

表 2.2.4-2 内水面共同漁業権の内容

漁業権の種類	漁業権の公示番号	魚種	漁法	期間
第5種共同漁業権	内共第4号	あゆ	竿釣りのうちともづり	解禁日から11月30日まで
			竿釣りのうちさくり、ころがし	10月1日から11月30日まで
		うぐい	竿釣り	1月1日より3月31日まで 5月1日より12月31日まで
		あまご	竿釣り	解禁日より9月30日まで
		いわな		
		にじます	竿釣り	1月1日より12月31日まで
		うなぎ	竿釣り、おきばり	
		こい		
おいかわ				

〔「漁業権について」（山梨県ホームページ）より作成〕

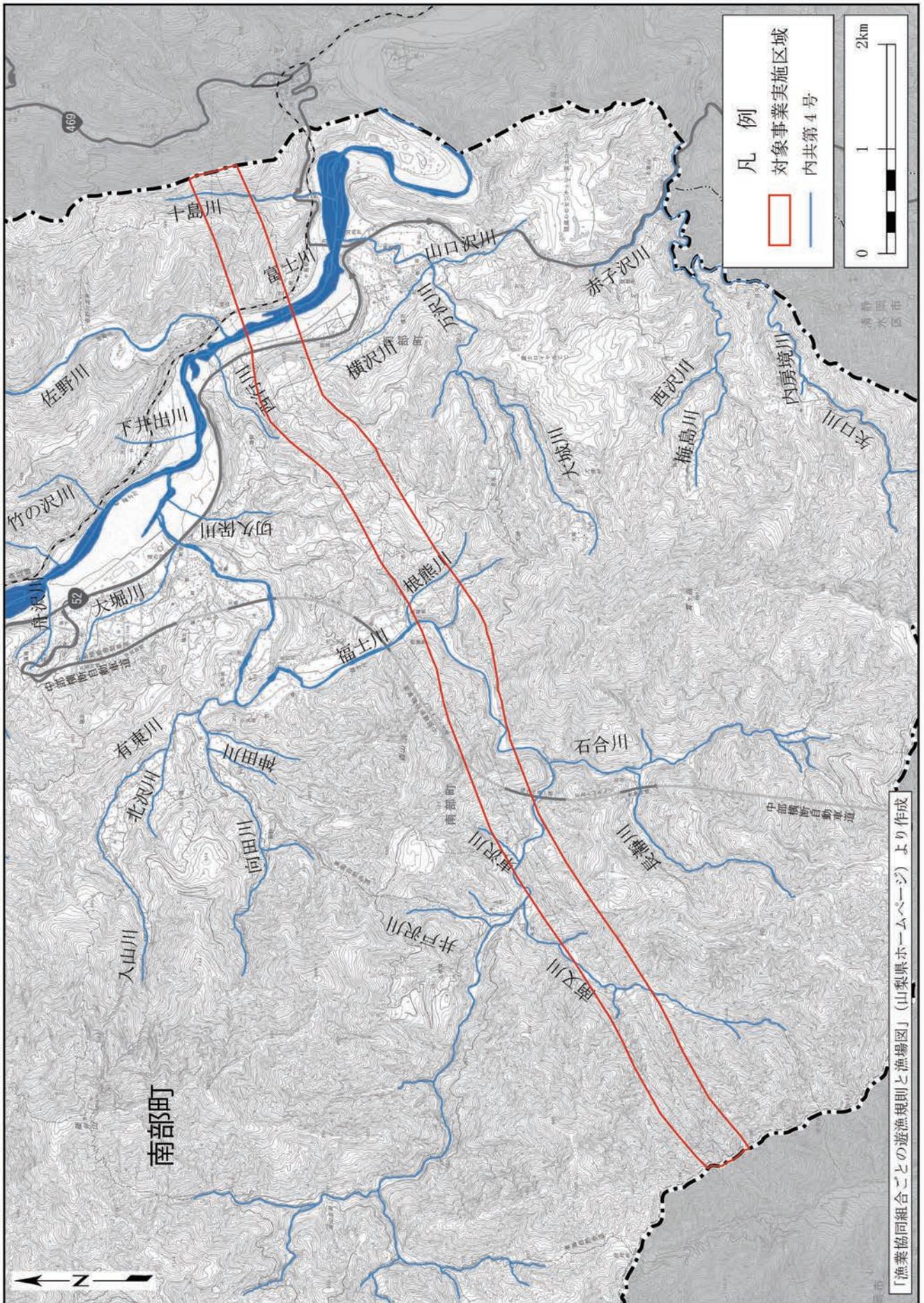


図 2.2.4-1 漁業権の設定状況

3. 地下水

(1) 地下水利用の状況

南部町は地表水その他、地下水を簡易水道として利用しており、平成28年における簡易水道の水源別利用状況は表2.2.4-3のとおりである。

地下水は、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」(平成24年山梨県条例第75号)により、ポンプ等の動力を用いて地下水を採取するための設備の設置(要件:吐出口の断面積が6cm²を超えるもの)は県への届出が必要となっている。南部町は井出、内船、上佐野、塩沢、下佐野、成島、楮根、富士、万沢が水源地域に指定されている。

表 2.2.4-3 簡易水道の水源別利用状況 (平成 28 年)

(単位: 箇所・m³/年)

項目 県・町	簡易水道													
	地表水				地下水						その他			
	ダム水		表流水		伏流水		浅井戸		深井戸		浄水受水		湧水	
	箇所数	取水量	箇所数	取水量	箇所数	取水量	箇所数	取水量	箇所数	取水量	箇所数	取水量	箇所数	取水量
南部町	0	0	7	438,896	1	381,425	4	288,679	6	573,183	0	0	0	0
山梨県	1	171,004	81	3,193,104	22	2,032,271	12	611,142	155	14,863,954	45	6,969,848	105	5,734,537

「平成28年度版 山梨県の水道 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)」(山梨県ホームページ)
「水源地域の指定区域」(山梨県ホームページ)より作成

(2) 湧水等の分布

南部町には「名水百選」及び「平成の名水百選」に選定された湧水等は存在しない(環境省ホームページ)。

南部町に温泉は7箇所あり、そのうち4箇所が自噴している。利用されている温泉は5箇所(自噴2箇所、動力3箇所)である。

2.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況

南部町における学校等の一覧は表2.2.5-1、位置は図2.2.5-1、病院等の一覧は表2.2.5-2、位置は図2.2.5-2のとおりである。

南部町における学校等は、富河保育所、富河小学校、万沢小学校、富沢図書館等がある。

南部町における病院等は、望月医院、南部町国民健康保険 万沢診療所、ゆう歯科クリニック、特別養護老人ホーム ネオライフとみざわ等がある。

2. 住宅の配置状況

対象事業実施区域周辺における住宅等の分布状況は、図2.2.5-3に示すとおりである。

住宅等は、主に一般国道52号に沿った地域に広がっている。

表 2.2.5-1 学校等の一覧

図中番号	区分	名称
1	保育所	睦合保育所
2		栄保育所
3		富河保育所
4	幼稚園	南部みどり幼稚園
5	小学校	睦合小学校
6		栄小学校
7		富河小学校
8		万沢小学校
9	中学校	南部中学校
10	図書館	アルカディア文化館（南部図書館・美術館）
11		富沢図書館

〔「公共施設」（南部町ホームページ）より作成〕

表 2.2.5-2 病院等の一覧

図中番号	区分	名称
1	医院・診療所	望月医院
2		富河医院
3		佐野医院
4		南部町佐野診療所
5		南部町国民健康保険診療所
6		南部町国民健康保険 万沢診療所
7		南部歯科医院
8		桐戸歯科医院
9		ゆう 歯科クリニック
10	老人ホーム	特別養護老人ホーム ネオライフとみざわ
11		介護老人福祉施設慈生園
12		グループホーム百葉南部の郷

〔「地域医療情報システム」（日本医師会ホームページ）
「公共施設」（南部町ホームページ）より作成〕

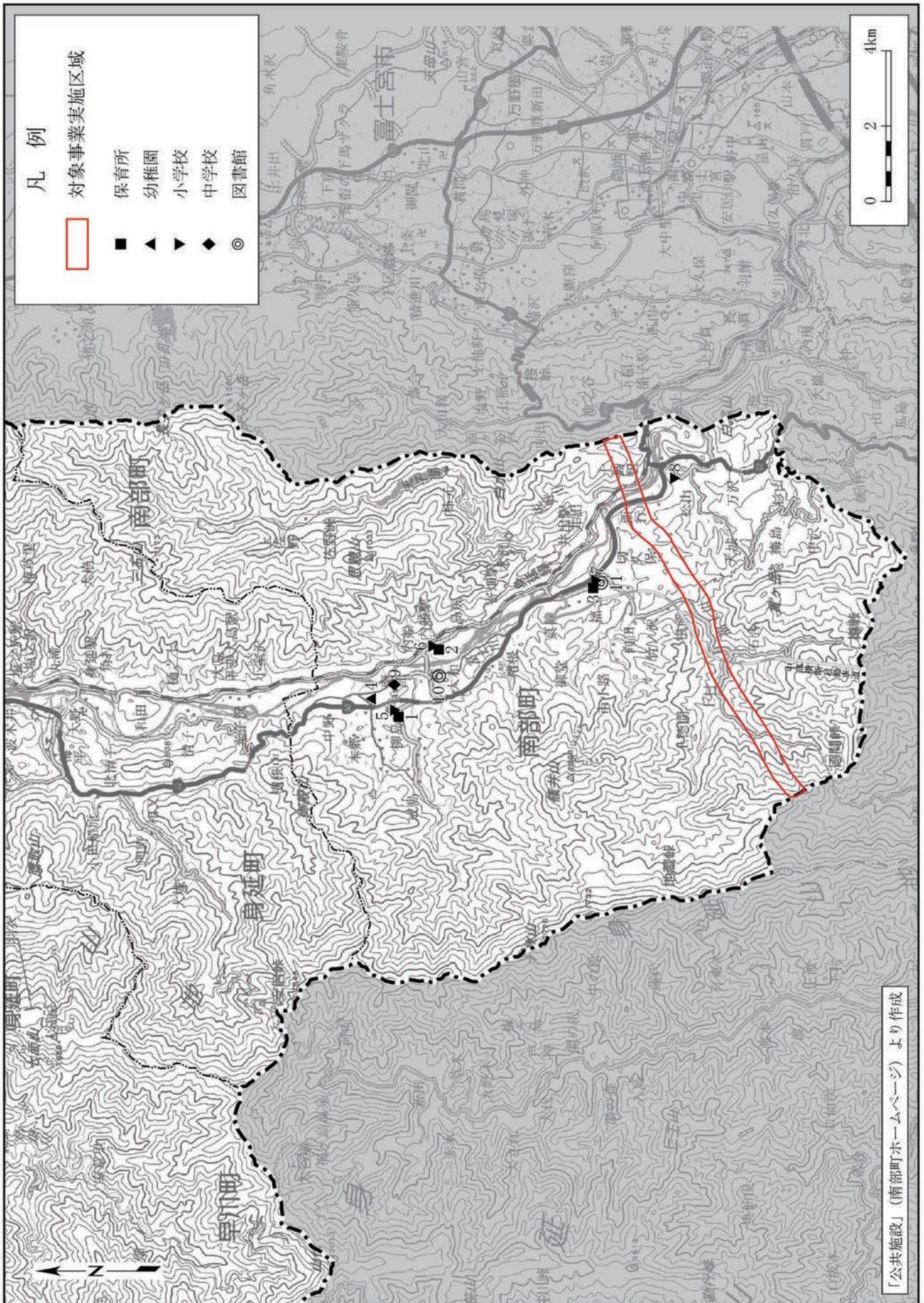


図 2.2.5-1 学校等の位置

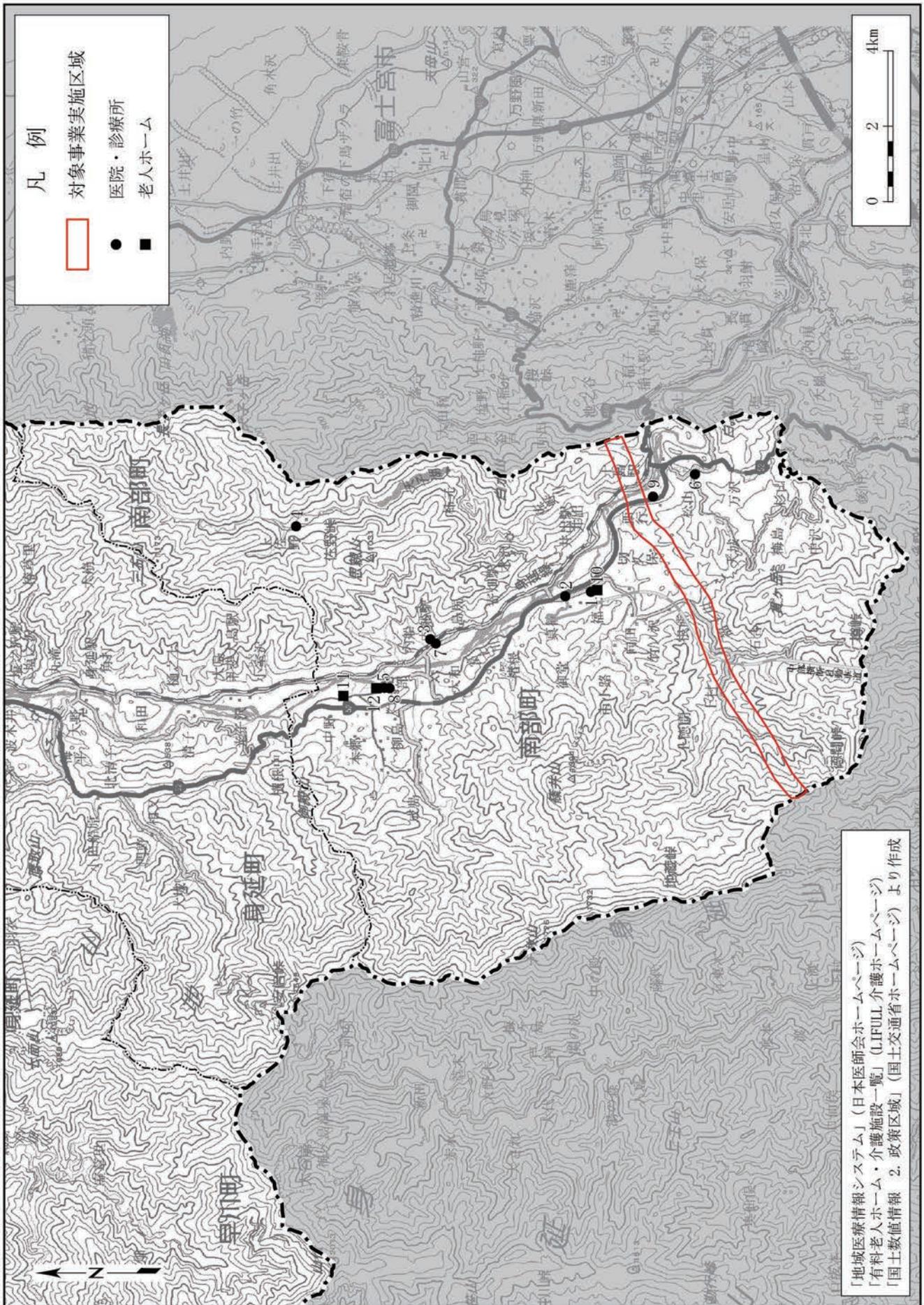


図 2.2.5-2 病院等の位置

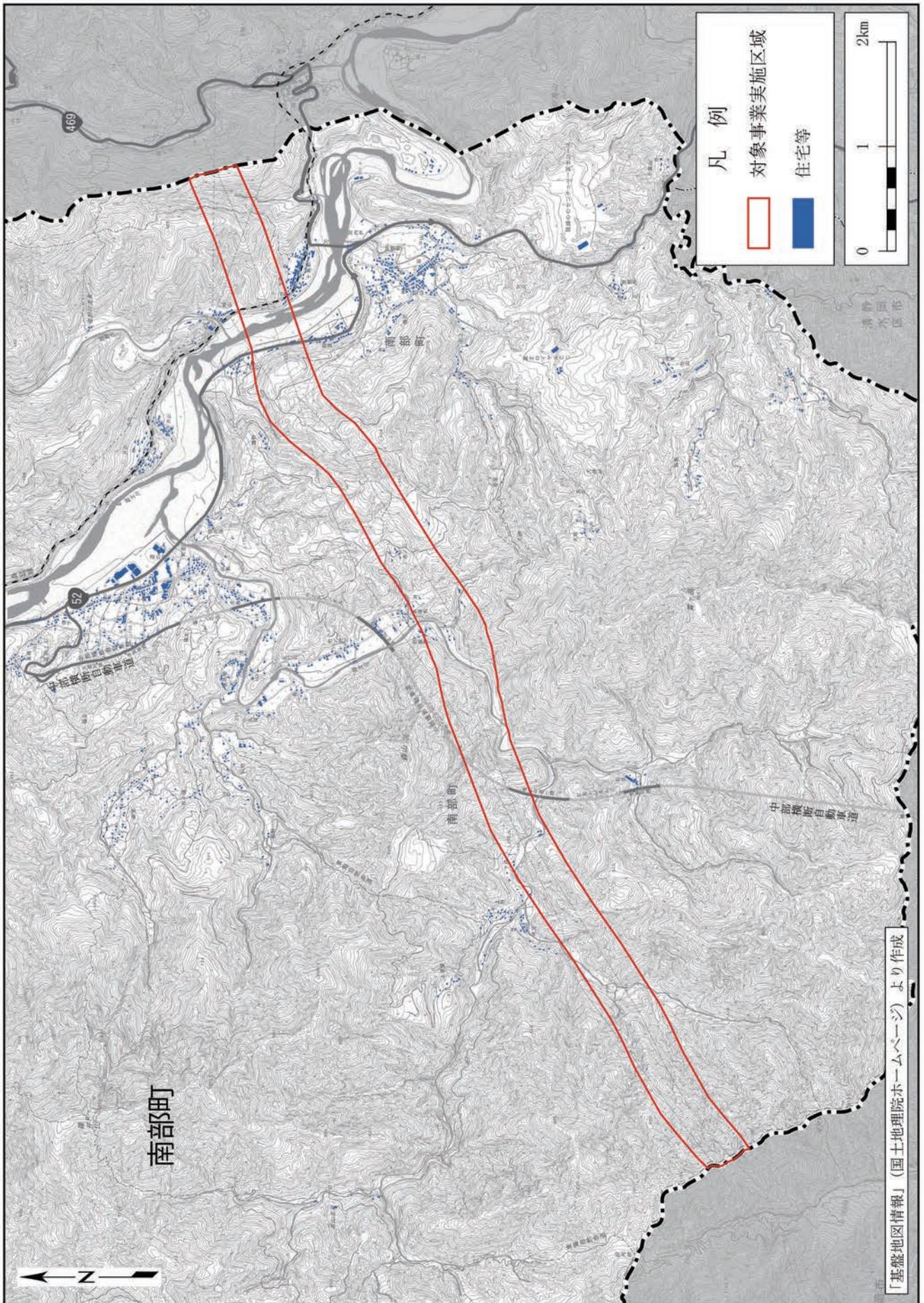


図 2.2.5-3 住宅等の分布位置

2.2.6 下水道の整備状況

南部町に下水道は整備されていない。平成30年3月31日現在における南部町及び山梨県の衛生処理人口と生活排水クリーン処理率の概要は、表2.2.6-1のとおりである。

南部町的生活排水クリーン処理率は95.4%となっている。

表 2.2.6-1 生活排水クリーン処理率

項目	県・町	南部町	山梨県
総人口		7,905	835,130
下水道		0	550,201
農業集落排水処理施設		0	15,604
簡易排水施設		0	0
林業排水処理施設		0	0
合併処理浄化槽		7,545	114,778
コミュニティプラント		0	5,714
小規模集落排水処理施設		0	0
衛生処理人口		7,545	686,297
生活排水クリーン処理率 (%)		95.4	82.2

注：1. 総人口は住民基本台帳記載の人口である。

2. 平成30年3月31日現在の値を示す。

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ)より作成〕

2.2.7 大気汚染、悪臭、騒音、低周波音、振動、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染その他の環境に係る状況（環境基準の確保の状況を含む）

1. 大気汚染の状況

(1) 大気汚染発生源の状況

平成30年3月31日現在、南部町が含まれる峡南地域及び山梨県における「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）に基づくばい煙発生施設数及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年山梨県条例第12号）に基づく特定施設数は、表2.2.7-1のとおりである。

表 2.2.7-1 大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づくばい煙発生施設等の設置状況

(平成30年3月31日現在)

種類 林務 環境部名	大気汚染防止法 に基づく発生・排出施設数						山梨県生活環境の保全に関する条例 に基づく特定施設数			
	ばい煙 発生施設		一般粉じん 発生施設		揮発性有機化合物 排出施設		粉じん 製綿施設		ばい煙 廃棄物焼却炉	
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	
峡南地域	138	69	147	31	7	5	14	7	2	2
山梨県	2,104	925	631	97	25	12	134	60	23	23

注：峡南地域とは、南巨摩郡（4町）と西八代郡（1町）。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

(2) 大気質の状況

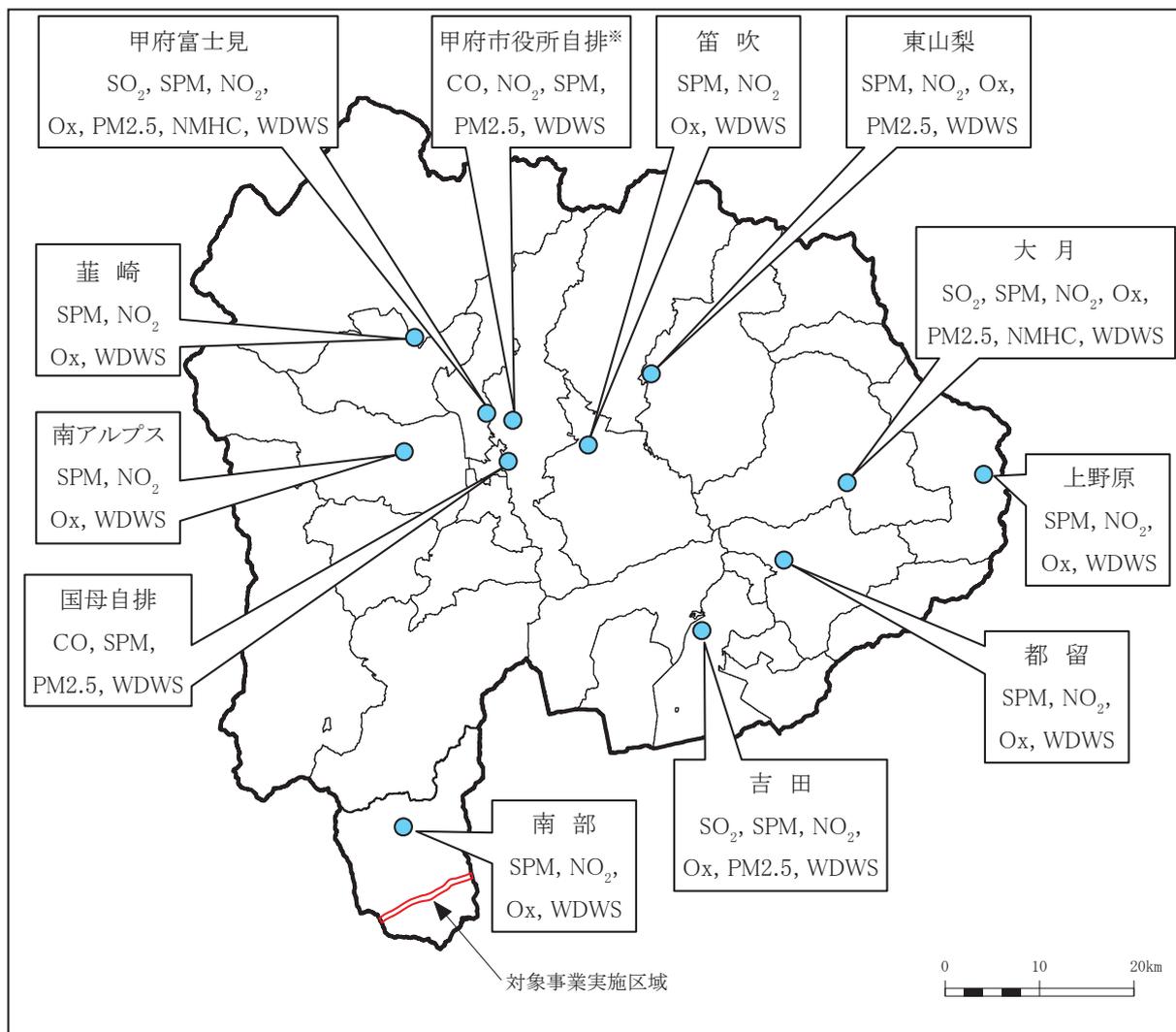
大気質の状況については、山梨県全域について既存資料により整理した。

大気測定局の位置及び測定項目は図2.2.7-1、測定項目は表2.2.7-2のとおりである。山梨県には一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）が10局あり、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント等の測定が行われている。

また、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）2局で一酸化炭素等の測定が行われている。

(3) 風向・風速の状況

風向・風速の状況については、「第2章 地域特性 2.1 地域の自然的状況 2.1.1 気象の状況 2. 気象概要」に記載のとおり、南部地域気象観測所における過去30年間（1981年～2010年）の年間平均風速は、1.6m/s、最多風向はNNW（北北西）である。また、平成30年の年間平均風速は、1.6m/s、最多風向はNNW（北北西）である。



注：1. SO₂：二酸化硫黄、CO：一酸化炭素、SPM：浮遊粒子状物質、NO₂：二酸化窒素、Ox：光化学オキシダント、PM2.5：微小粒子状物質、NMHC：非メタン炭化水素、WDWS：風向風速

2. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

図 2.2.7-1 大気測定局の位置及び測定項目

表 2.2.7-2 大気測定局の測定項目（平成 29 年度）

種別	測定局名	設置場所		用途地域	環境基準項目							補助項目	
					二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	非メタン炭化水素	風向風速	有害物質
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	衛生環境研究所	住	●		●	●	●	●	●	●	●
	大月	大月市大月町花咲1608-3	富士・東部建設事務所	住	●		●	●	●	●	●	●	■
	上野原	上野原市上野原3832	上野原市役所	住			●		●	●		●	
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	高等支援学校桃花台学園(旧かえで支援学園分教室)	未			●		●	●		●	
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	富士吉田合同庁舎	住	●		●	●	●	●		●	●
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	戸栗川橋北詰横	未			●		●	●		●	
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	若草健康センター	未			●		●	●		●	
	都留	都留市田原3-3-3	南都留合同庁舎	住			●		●	●		●	
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	東山梨合同庁舎	未			●	●	●	●		●	
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	北巨摩合同庁舎	住			●		●	●		●	
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	甲府市役所	商		●	●	●	●			●	▲
	国母自排	甲府市国母6-5-1	甲府市地方卸売市場	商		●	●	●				●	▲

- 注：1. 一般局（一般環境大気測定局）：一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。
 2. 自排局（自動車排出ガス測定局）：自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局。
 3. 有害物質：①ベンゼン、②トリクロロエチレン、③テトラクロロエチレン、④ジクロロメタン、⑤アクリロニトリル、⑥塩化ビニルモノマー、⑦クロロホルム、⑧1,2-ジクロロエタン、⑨1,3-ブタジエン、⑩塩化メチル、⑪トルエン、⑫水銀及びその化合物、⑬ニッケル化合物、⑭ヒ素及びその化合物、⑮マンガン及びその化合物、⑯アセトアルデヒド、⑰クロム及びその化合物、⑱酸化エチレン、⑲ベリリウム及びその化合物、⑳ベンゾ [a] ピレン、㉑ホルムアルデヒド
 (●：①～㉑の物質を測定、■：①～⑪の物質を測定、▲：①～⑪、⑱、㉑の物質を測定)
 4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号) 第8条に定める地域の用途区分を示す。
 住：住居専用地域、住居地域及び準住居地域
 商：商業地域及び近隣商業地域
 未：未指定
 5. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

① 二酸化硫黄 (SO₂)

平成29年度における山梨県の二酸化硫黄の測定結果は表2.2.7-3のとおりであり、一般局3局で測定が行われている。年平均値は0.001ppm、1時間値の最高値は0.004～0.009ppm、日平均値の年間2%除外値は0.002ppmとなっており、すべての測定局で環境基準の長期的評価※1及び短期的評価※2に適合している。

また、山梨県における一般局の平成25～29年度の年平均値の経年変化は表2.2.7-4及び図2.2.7-2のとおりであり、横ばいで推移している。

- ※1 環境基準の長期的評価：1日平均値の高いほうから2%除外値が0.04ppm以下であること。
ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
- ※2 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

表 2.2.7-3 二酸化硫黄の測定結果 (平成 29 年度)

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
				(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(ppm)	有×無○	(日)
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	0.001	0	0	0.009	0.002	○	0
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	0.001	0	0	0.004	0.002	○	0
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	0.001	0	0	0.009	0.002	○	0

注：1. 測定局の位置は、図2.2.7-1を参照。
2. 用途地域は、表2.2.7-2の注4を参照。

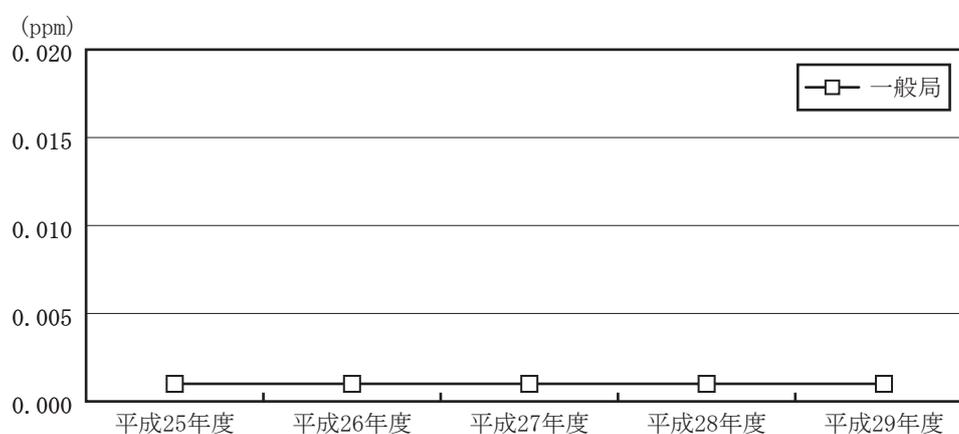
〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

表 2. 2. 7-4 二酸化硫黄の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値 (ppm)				
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001

注：1. 測定局の位置は、図2. 2. 7-1を参照。
 2. 用途地域は、表2. 2. 7-2の注4を参照。

〔平成30年度版 やまなしの環境〕(山梨県ホームページ) より作成



注：山梨県内の各測定局（一般局）における年平均値の平均を示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境〕(山梨県ホームページ) より作成

図 2. 2. 7-2 二酸化硫黄の経年変化（平成 25～29 年度）

② 一酸化炭素 (CO)

平成29年度における山梨県の一酸化炭素の測定結果は表2.2.7-5のとおりであり、自排局2局で測定が行われている。自排局の年平均値は0.3～0.4ppmとなっており、すべての測定局で環境基準の長期的評価^{※1}及び短期的評価^{※2}に適合している。

また、山梨県における自排局の平成25～29年度の年平均値の経年変化は表2.2.7-6及び図2.2.7-3のとおりであり、横ばいで推移している。

- ※1 環境基準の長期的評価：1日平均値の高いほうから2%除外値が10ppm以下であること。
ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
- ※2 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

表 2.2.7-5 一酸化炭素の測定結果 (平成 29 年度)

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値	8時間平均値が20ppmを超えた時間数	日平均値が10ppmを超えた日数	1時間値が30ppm以上となったことがある日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
				(ppm)	(時間)	(日)	(日)	(ppm)	(ppm)	有×無○	(日)
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	商	0.3	0	0	0	1.3	0.6	○	0
	国母自排	甲府市国母6-5-1	商	0.4	0	0	0	1.8	0.8	○	0

- 注：1. 測定局の位置は、図2.2.7-1を参照。
2. 用途地域は、表2.2.7-2の注4を参照。
3. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

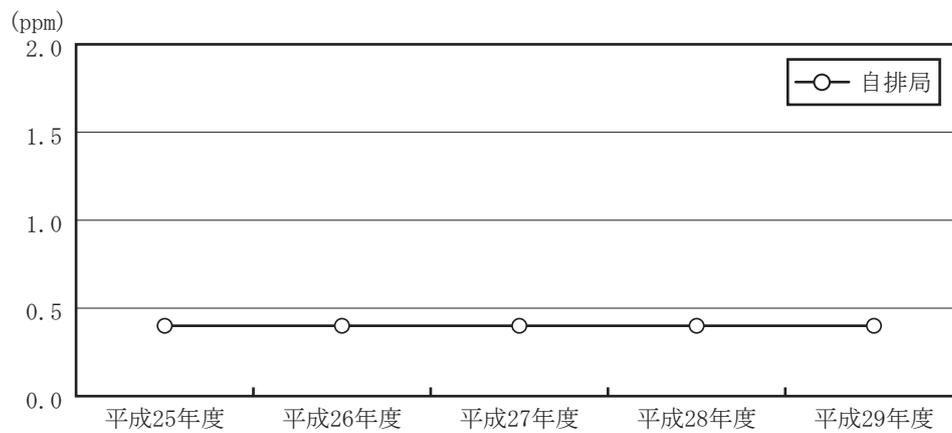
〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ)より作成〕

表 2. 2. 7-6 一酸化炭素の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値（ppm）				
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	商	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
	国母自排	甲府市国母6-5-1	商	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4

- 注：1. 測定局の位置は、図2. 2. 7-1を参照。
 2. 用途地域は、表2. 2. 7-2の注4を参照。
 3. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

〔「平成30年度版 やまなしの環境」（山梨県ホームページ）より作成〕



注：山梨県内の各測定局（自排局）における年平均値の平均を示す。

〔「平成30年度版 やまなしの環境」（山梨県ホームページ）より作成〕

図 2. 2. 7-3 一酸化炭素の経年変化（平成 25～29 年度）

③ 浮遊粒子状物質 (SPM)

平成29年度における山梨県の浮遊粒子状物質の測定結果は表2.2.7-7のとおりであり、一般局10局、自排局2局の計12局で測定が行われている。一般局の年平均値は0.011～0.017mg/m³、自排局は0.013～0.016mg/m³、一般局の1時間値の最高値は0.072～0.157mg/m³、自排局は0.078～0.126mg/m³、一般局の日平均値の2%除外値は0.025～0.036mg/m³、自排局は0.028～0.036mg/m³となっている。すべての測定局で環境基準の長期的評価※1及び短期的評価※2に適合している。

また、山梨県における一般局及び自排局の平成25～29年度の年平均値の経年変化は表2.2.7-8及び図2.2.7-4のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

※1 環境基準の長期的評価：1日平均値の高いほうから2%除外値が0.10mg/m³以下であること。

ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

※2 環境基準の短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

表 2.2.7-7 浮遊粒子状物質の測定結果 (平成 29 年度)

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
				(mg/m ³)	(時間)	(日)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	有×無○	(日)
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	0.016	0	0	0.074	0.034	○	0
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	0.017	0	0	0.096	0.034	○	0
	上野原	上野原市上野原3832	住	0.012	0	0	0.111	0.030	○	0
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	未	0.016	0	0	0.122	0.036	○	0
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	0.012	0	0	0.134	0.026	○	0
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	未	0.012	0	0	0.157	0.034	○	0
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	未	0.013	0	0	0.072	0.030	○	0
	都留	都留市田原3-3-3	住	0.013	0	0	0.117	0.032	○	0
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	未	0.014	0	0	0.102	0.030	○	0
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	住	0.011	0	0	0.099	0.025	○	0
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	商	0.013	0	0	0.078	0.028	○	0
	国母自排	甲府市国母6-5-1	商	0.016	0	0	0.126	0.036	○	0

注：1. 測定局の位置は、図2.2.7-1を参照。

2. 用途地域は、表2.2.7-2の注4を参照。

3. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

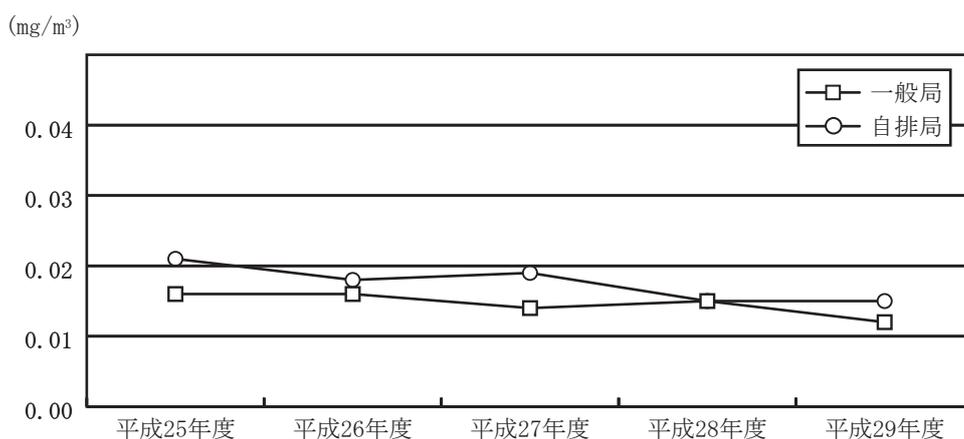
〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ)より作成〕

表 2. 2. 7-8 浮遊粒子状物質の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値 (mg/m ³)				
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	0.025	0.022	0.019	0.017	0.016
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	0.019	0.018	0.019	0.017	0.017
	上野原	上野原市上野原3832	住	0.015	0.013	0.014	0.012	0.012
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	未	0.020	0.016	0.018	0.016	0.016
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	0.014	0.013	0.014	0.012	0.012
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	未	0.017	0.015	0.014	0.012	0.012
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	未	0.018	0.017	0.017	0.013	0.013
	都留	都留市田原3-3-3	住	0.016	0.014	0.015	0.013	0.013
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	未	0.020	0.016	0.017	0.015	0.014
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	住	0.016	0.015	0.014	0.012	0.011
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	商	0.018	0.017	0.017	0.013	0.013
	国母自排	甲府市国母6-5-1	商	0.023	0.019	0.020	0.017	0.016

- 注：1. 測定局の位置は、図2. 2. 7-1を参照。
 2. 用途地域は、表2. 2. 7-2の注4を参照。
 3. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

〔「平成30年度版 やまなしの環境」(山梨県ホームページ)より作成〕



注：山梨県内の各測定局（一般局又は自排局）における年平均値の平均を示す。

〔「平成30年度版 やまなしの環境」(山梨県ホームページ)より作成〕

図2. 2. 7-4 浮遊粒子状物質の経年変化（平成25～29年度）

④ 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成29年度における山梨県の微小粒子状物質の測定結果は表2.2.7-9のとおりであり、一般局4局、自排局2局で測定が行われている。一般局の年平均値は7.3～11.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局は12.0～12.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、一般局の日平均値の年間98%値は18.4～24.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排局は25.5～25.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、すべての測定局で環境基準の長期的評価※1及び短期的評価※2に適合している。

また、山梨県における一般局及び自排局の平成25～29年度の年平均値の経年変化は表2.2.7-10及び図2.2.7-5のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

※1 環境基準の長期的評価：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

※2 環境基準の短期的評価：年間における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 2.2.7-9 微小粒子状物質の測定結果 (平成 29 年度)

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたことの有無	環境基準の長期基準を超えたことの有無
				($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	有×無○	有×無○
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	11.0	22.8	0	○	○
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	10.1	24.0	0	○	○
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	7.3	18.4	0	○	○
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	未	11.1	24.0	0	○	○
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	商	12.0	25.5	0	○	○
	国母自排	甲府市国母6-5-1	商	12.5	25.7	0	○	○

注：1. 測定局の位置は、図2.2.7-1を参照。

2. 用途地域は、表2.2.7-2の注4を参照。

3. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

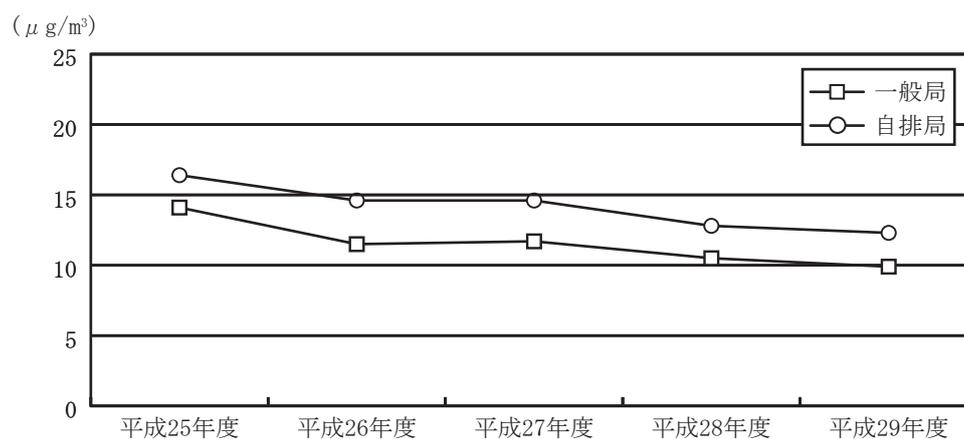
〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ)より作成〕

表 2. 2. 7-10 微小粒子状物質の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	13.0	12.5	12.6	11.3	11.0
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	15.1	14.7	13.9	11.7	10.1
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	—	5.5	7.0	6.9	7.3
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	未	14.3	13.4	13.4	11.9	11.1
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	商	14.9	14.2	13.8	12.0	12.0
	国母自排	甲府市国母6-5-1	商	17.8	14.9	15.3	13.6	12.5

- 注：1. 表中の「—」はデータがないことを示す。
 2. 測定局の位置は、図2. 2. 7-1を参照。
 3. 用途地域は、表2. 2. 7-2の注4を参照。
 4. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

〔「平成30年度版 やまなしの環境」（山梨県ホームページ）より作成〕



注：山梨県内の各測定局（一般局又は自排局）における年平均値の平均を示す。

〔「平成30年度版 やまなしの環境」（山梨県ホームページ）より作成〕

図 2. 2. 7-5 微小粒子状物質の経年変化（平成 25～29 年度）

⑤ 二酸化窒素 (NO₂)

平成29年度における山梨県の二酸化窒素の測定結果は表2.2.7-11のとおりであり、一般局10局、自排局1局の合計11局で測定が行われている。年平均値は一般局で0.004～0.013ppm、自排局は0.011ppmとなっており、すべての測定局で環境基準の長期的評価※1に適合している。

また、山梨県における一般局及び自排局の平成25～29年度の年平均値の経年変化は表2.2.7-12及び図2.2.7-6のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

※1 環境基準の長期的評価：1日平均値の低い方から年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
〔環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること〕

表 2.2.7-11 二酸化窒素の測定結果 (平成 29 年度)

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
				(ppm)	(ppm)	(時間)	(時間)	(日)	(日)	(ppm)	(日)
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	0.010	0.044	0	0	0	0	0.025	0
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	0.013	0.051	0	0	0	0	0.026	0
	上野原	上野原市上野原3832	住	0.009	0.040	0	0	0	0	0.018	0
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	未	0.011	0.046	0	0	0	0	0.023	0
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	0.007	0.071	0	0	0	0	0.016	0
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	未	0.004	0.021	0	0	0	0	0.009	0
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	未	0.007	0.038	0	0	0	0	0.019	0
	都留	都留市田原3-3-3	住	0.005	0.037	0	0	0	0	0.013	0
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	未	0.005	0.032	0	0	0	0	0.012	0
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	住	0.009	0.041	0	0	0	0	0.021	0
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	商	0.011	0.045	0	0	0	0	0.024	0

- 注：1. 測定局の位置は、図2.2.7-1を参照。
2. 用途地域は、表2.2.7-2の注4を参照。
3. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

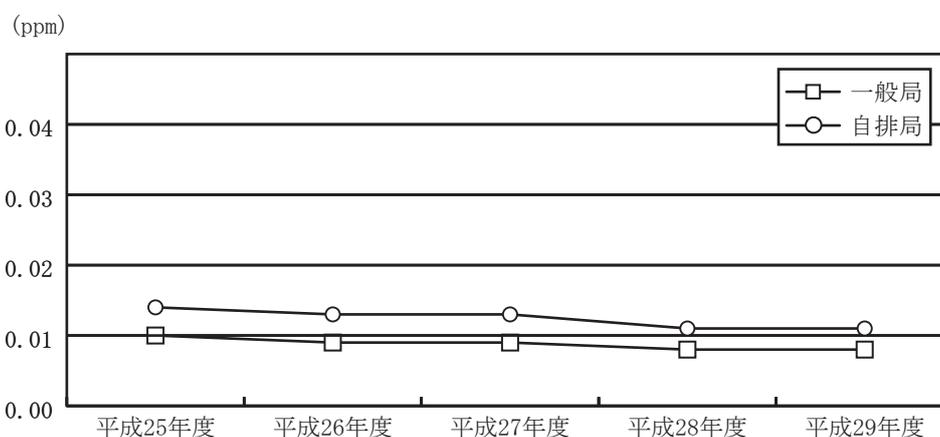
〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

表 2. 2. 7-12 二酸化窒素の経年変化（平成 25～29 年度）

種別	測定局名	設置場所	用途地域	年平均値（ppm）				
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	0.012	0.011	0.011	0.010	0.010
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013
	上野原	上野原市上野原3832	住	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	未	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	0.008	0.007	0.007	0.007	0.007
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	未	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	未	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
	都留	都留市田原3-3-3	住	0.008	0.009	0.008	0.007	0.005
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	未	0.009	0.006	0.006	0.006	0.005
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	住	0.011	0.010	0.010	0.009	0.009
自排局	甲府市役所自排	甲府市丸の内1-18-1	商	0.014	0.013	0.013	0.011	0.011

- 注：1. 測定局の位置は、図2. 2. 7-1を参照。
 2. 用途地域は、表2. 2. 7-2の注4を参照。
 3. 甲府市役所自排は、平成29年12月28日に県庁自排から移設した。

〔平成30年度版 やまなしの環境〕（山梨県ホームページ）より作成



注：山梨県内の各測定局（一般局又は自排局）における年平均値の平均を示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境〕（山梨県ホームページ）より作成

図2. 2. 7-6 二酸化窒素の経年変化（平成25～29年度）

⑥ 光化学オキシダント (Ox)

平成29年度における山梨県の光化学オキシダントの測定結果は表2.2.7-13のとおりであり、一般局10局で測定が行われている。昼間の1時間値の年平均値は0.032～0.038ppm、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数は314～696時間となっており、すべての測定局で環境基準の短期的評価※1に適合していない。

また、山梨県における一般局の平成25～29年度の昼間の1時間値の年平均値の経年変化は表2.2.7-14及び図2.2.7-7のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

※1 環境基準の短期的評価：昼間（5時から20時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。
〔環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること〕

表 2.2.7-13 光化学オキシダントの測定結果（平成 29 年度）

種別	測定局名	設置場所	用途地域	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
				(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	0.034	69	370	0	0	0.088	0.048
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	0.032	102	494	0	0	0.111	0.051
	上野原	上野原市上野原3832	住	0.035	122	696	1	1	0.122	0.054
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	未	0.036	90	497	0	0	0.093	0.051
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	0.038	79	464	0	0	0.095	0.049
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	未	0.035	90	519	0	0	0.098	0.050
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	未	0.038	95	497	0	0	0.089	0.053
	都留	都留市田原3-3-3	住	0.033	62	314	0	0	0.092	0.046
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	未	0.036	71	383	0	0	0.093	0.049
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	住	0.035	64	347	0	0	0.091	0.047

注：1. 測定局の位置は、図2.2.7-1を参照。
2. 用途地域は、表2.2.7-2の注4を参照。

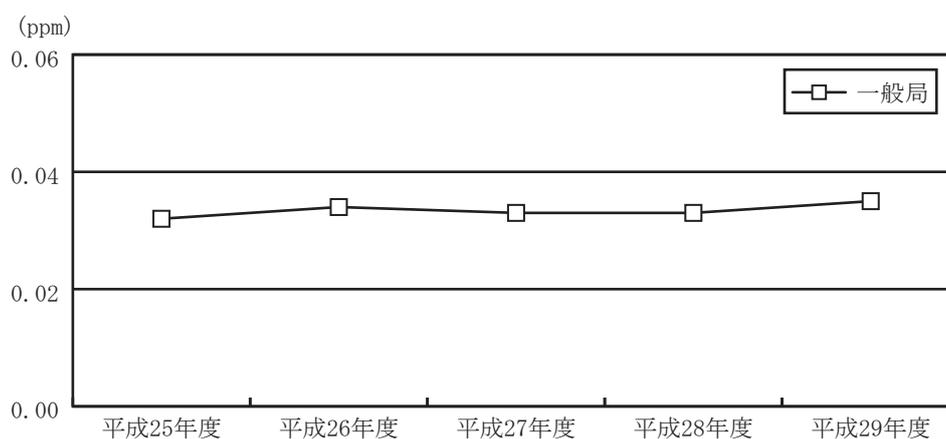
〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」（山梨県ホームページ）より作成〕

表 2. 2. 7-14 光化学オキシダントの経年変化（平成 25～29 年度）

種別	測定局名	設置場所	用途地域	昼間の1時間値の年平均値（ppm）				
				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般局	甲府富士見	甲府市富士見1-7-31	住	0.034	0.034	0.034	0.033	0.034
	大月	大月市大月町花咲1608-3	住	0.029	0.028	0.029	0.031	0.032
	上野原	上野原市上野原3832	住	0.030	0.032	0.030	0.031	0.035
	笛吹	笛吹市石和町上平井1047-1	未	0.034	0.034	0.034	0.035	0.036
	吉田	富士吉田市上吉田1-2-5	住	0.037	0.038	0.036	0.037	0.038
	南部	南巨摩郡南部町南部9103-3	未	0.029	0.034	0.034	0.033	0.035
	南アルプス	南アルプス市鏡中條1642-2	未	0.029	0.035	0.034	0.035	0.038
	都留	都留市田原3-3-3	住	0.031	0.032	0.031	0.031	0.033
	東山梨	甲州市塩山上塩後1239-1	未	0.034	0.035	0.034	0.035	0.036
	韮崎	韮崎市本町4-2-4	住	0.032	0.033	0.032	0.033	0.035

注：1. 測定局の位置は、図2. 2. 7-1を参照。
2. 用途地域は、表2. 2. 7-2の注4を参照。

〔平成30年度版 やまなしの環境〕（山梨県ホームページ）より作成



注：山梨県内の各測定局（一般局）における年平均値の平均を示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境〕（山梨県ホームページ）より作成

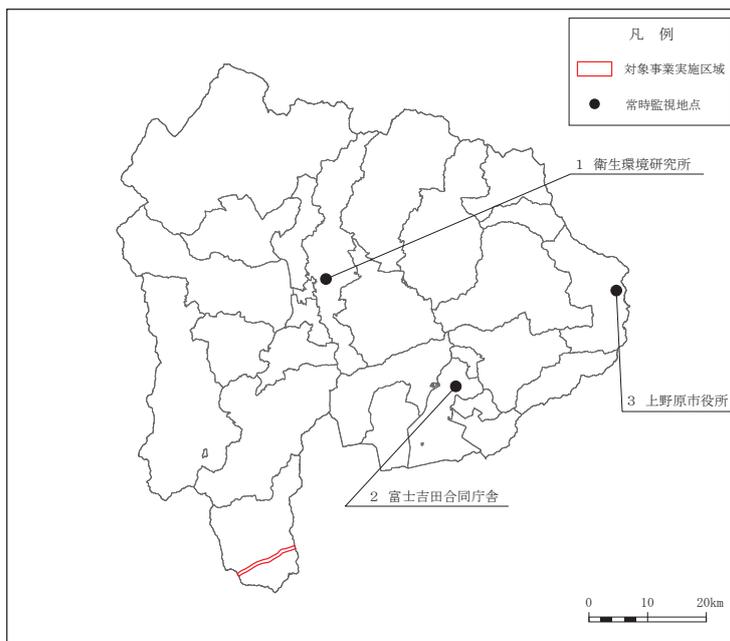
図2. 2. 7-7 光化学オキシダントの経年変化（平成25～29年度）

⑦ 降下ばいじん

山梨県における降下ばいじんの測定に関するデータは、公開資料では確認できなかった。

⑧ ダイオキシン類

平成29年度における山梨県のダイオキシン類の常時監視地点は図2.2.7-8のとおりであり、3点で測定が行われている。測定結果は表2.2.7-15のとおりであり、年平均値は0.0086～0.052pg-TEQ/m³の範囲となっている。すべての測定局で環境基準に適合している。



〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

図 2.2.7-8 ダイオキシン類の常時監視地点 (平成 29 年度)

表 2.2.7-15 ダイオキシン類の測定結果 (平成 29 年度)

(単位：pg-TEQ/m³)

図中 番号	調査地点	採取年月日	ダイオキシン類 年平均値	環境基準
1	甲府富士見局 (衛生環境研究所) (定点)	H29. 5. 29～6. 5	0.019	0.6以下
		H29. 8. 25～9. 1		
		H29. 11. 28～12. 5		
		H30. 1. 15～1. 22		
2	吉田局 (富士吉田合同庁舎) (定点)	H29. 5. 29～6. 5	0.0086	0.6以下
		H29. 8. 25～9. 1		
		H29. 11. 28～12. 5		
		H30. 1. 15～1. 22		
3	上野原市役所 (不定点)	H29. 5. 29～6. 5	0.052	0.6以下
		H29. 8. 25～9. 1		
		H29. 11. 28～12. 5		
		H30. 1. 15～1. 22		

注：1. 測定局の位置は、図2.2.7-8を参照。

2. 不定点は、過去に常時監視地点となったことがない市町村の発生源周辺を選定。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

⑨ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン等の4物質は、表2.2.7-16のとおり一般局3局及び自排局2局で測定しており、測定したすべての地点で環境基準に適合している。

指針値^{※1}が定められているアクリロニトリル等の揮発性有機化合物5物質については、一般局3局及び自排局2局で測定しており、水銀^{※2}、ヒ素^{※3}等の合計4物質については一般局2局で測定しており、表2.2.7-17のとおりすべての地点で指針値を満足している。

また、環境基準及び指針値が設定されていない塩化メチル、トルエンは一般局3局及び自排局2局で、アルデヒド類の2物質及びベンゾ[a]ピレンは一般局2局及び自排局2局で、酸化エチレン等の3物質は一般局2局で測定している。

- ※1 平成15年9月30日、平成18年12月20日、平成22年10月15日及び平成26年5月1日に環境省が設定した「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」をいう。
- ※2 指針値は水銀について定まっているが、測定方法は水銀及びその化合物について定まっているため、指針値に対する評価にはその測定結果を用いた。
- ※3 指針値はヒ素及び無機ヒ素化合物について定まっているが、測定分析の効率性を考慮し、指針値との比較評価は当面全ヒ素をもって代用することで差し支えないと定まっているため、指針値に対する評価は全ヒ素の測定結果を用いた。

表 2.2.7-16 有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況（平成 29 年度）

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下 であること	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下 であること
測定地点数	5	5	5	5
達成地点	甲府富士見・吉田・ 大月・甲府市役所自排・ 国母自排	甲府富士見・吉田・ 大月・甲府市役所自排・ 国母自排	甲府富士見・吉田・ 大月・甲府市役所自排・ 国母自排	甲府富士見・吉田・ 大月・甲府市役所自排・ 国母自排
環境基準 達成状況	5地点中5地点	5地点中5地点	5地点中5地点	5地点中5地点

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

表 2.2.7-17 有害大気汚染物質に係る指針値の達成状況（平成 29 年度）

	アクリロ ニトリル	塩化ビニルモ ノマー	クロロ ホルム	1,2-ジクロロ エタン	1,3-ブタ ジエン	水銀及び その化合物	ニッケル 化合物	ヒ素及び その化合物	マンガン及 びその化合 物
指針値等	年平均値が 2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が 0.04 $\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が 0.025 $\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が 0.006 $\mu\text{g As}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が 0.14 $\mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以 下
測定 地点数	5（甲府富士見・吉田・大月・甲府市役所自排・国母自排）					2（甲府富士見・吉田）			
指針値以 下の地点	5					2			
指針値超 過の地点	0					0			
指針値以 下の状況	5地点中5地点					2地点中2地点			

	塩化メチル	トルエン	アセト アルデヒド	ホルム アルデヒド	ベンゾ[a] ピレン	クロム及び その化合物	酸化 エチレン	ベリリウム 及びその化合物
指針値等	-	-	-	-	-	-	-	-
測定 地点数	5（甲府富士見・吉田・大月・ 甲府市役所自排・国母自排）		4（甲府富士見・吉田・甲府市役所自排・国母自排）			2（甲府富士見・吉田）		

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」（山梨県ホームページ）より作成〕

(3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

大気汚染に係る苦情の発生状況は表2.2.7-18のとおりであり、平成29年度における苦情の発生件数は、南部町では3件、山梨県では140件となっている。

また、平成29年度における山梨県の発生源別苦情件数は表2.2.7-19のとおりであり、140件のうち焼却（野焼き）が109件で最多となっている。

表 2.2.7-18 大気汚染に係る苦情の発生状況（平成 25～29 年度）

（単位：件）

地 域	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
南部町	0	0	0	0	3
山梨県	183	133	171	204	140

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」（山梨県ホームページ）より作成〕

表 2.2.7-19 大気汚染に係る発生源別苦情件数（平成 29 年度）

（単位：件）

地 域	焼却 (施設)	産業用 機械作 動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・ 建設作 業	飲食店 営業	移動 発生源 (自動 車)	廃棄物 投棄	家庭 生活	焼却 (野焼 き)	自然系	その他	不明	計
山梨県	7	2	0	0	9	0	0	0	2	109	0	4	7	140

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」（山梨県ホームページ）より作成〕

(4) 環境基準等

① 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、表2.2.7-20のとおり定められている。

ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づく「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)により、表2.2.7-21のとおり定められている。

なお、各環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。

表 2. 2. 7-20 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準	評価方法	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の高いほうから2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価	1日平均値の低い方から年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の高いほうから2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1日平均値の高いほうから2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期的評価	昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。
		短期的評価	年間における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)が35μg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	/
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	長期的評価	
〔備考〕			
<p>1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。</p> <p>3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。</p>			

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)
 「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁環大企第143号)
 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)
 「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年環境庁環大企第262号)
 「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)
 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について(通知)」(平成21年環水大総発第090909001号)より作成

表 2.2.7-21 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

媒 体	基準値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
〔備考〕 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 基準値は、年間平均値とする。	

注：工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)より作成〕

② 公害関係法令等

大気汚染については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年山梨県条例第12号）に基づき、規制が行われている。

大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設は表2.2.7-22、大気汚染防止法の粉じん規制の対象となる一般粉じん発生施設は表2.2.7-23、山梨県生活環境の保全に関する条例に定めるばい煙発生施設種類一覧は表2.2.7-24、山梨県生活環境の保全に関する条例に定める一般粉じん発生施設種類一覧は表2.2.7-25のとおりである。

表 2.2.7-22 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	・伝熱面積 10m ² 以上 ・燃焼能力 50リットル/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	・原料処理能力 20トン/日 ・燃焼能力 50リットル/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	・原料処理能力 1 トン/時 以上
4	(金属の精錬用) 溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用) 溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5m ² 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用)加熱炉	・燃焼能力 50リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA以上
7	(石油製品、石油化学製品、コーラール製品の製造用) 加熱炉	
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	・触媒に付着する炭素の燃焼能力 200kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置の燃焼炉	・燃焼能力 6リットル/時 以上
9	(窯業製品製造用) 焼成炉、溶解炉	・火格子面積 1m ² 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造用) 反応炉 (カーボンブラック製造用燃料燃焼装置含)、直火炉	・変圧器定格容量 200kVA以上 ・燃焼能力 50リットル/時 以上
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイト製造用) 電気炉	・変圧器の定格容量 1000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積 2m ² 以上 ・焼却能力 200kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用) ばい焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉含)、溶鉱炉、転炉、溶解炉乾燥炉	・原料処理能力 0.5トン/時 以上 ・火格子面積 0.5m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2m ² 以上 ・燃焼能力 20リットル/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム製造用) 乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷凍装置	・塩素処理能力 50kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用) 溶解槽	
18	(活性炭製造用 [塩化亜鉛を使用するもの]) 反応炉	・燃焼能力 3リットル/時 以上
19	(化学製品製造用) 塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	・塩素処理能力 50kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用) 電解炉	・電流容量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製造用 [原料に燐石を使用するもの]) 反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	・燐鉱石処理能力 80kg/時 以上 ・燃焼能力 50リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	・伝熱面積 10m ² 以上 ・ポンプ動力 1kW 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用 [原料に燐鉱石を使用するもの]) 反応施設、乾燥炉、焼成炉	・原料処理能力 80kg/時 以上 ・火格子面積 1m ² 以上 ・燃焼能力 50リットル/時 以上
24	(鉛の第2次精錬 [鉛合金の製造含・鉛の管、板、線の製造用]) 溶解炉	・燃焼能力 10リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用) 溶解炉	・燃焼能力 4リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用) 溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	・容量 0.1m ³ 以上 ・燃焼能力 4リットル/時 以上 ・変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100kg/時 以上
28	コークス炉	・原料処理能力 20トン/日 以上
29	ガスタービン	・燃焼能力 50リットル/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	・燃焼能力 35リットル/時 以上
32	ガソリン機関	

〔「大気汚染防止法の概要」(環境省ホームページ) より作成〕

表2.2.7-23 大気汚染防止法の粉じん規制の対象となる一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50t/日以上
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。） 又は土石の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、 土石、セメント用）	ベルト巾：75cm以上 又はバケットの内容積：0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力：75kW以上
5	ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力：75kW以上

〔「大気汚染防止法の概要」（環境省ホームページ）より作成〕

表2.2.7-24 「山梨県生活環境の保全に関する条例」に定めるばい煙に係る特定施設

	施設名
1	廃棄物焼却炉 (焼却能力が1時間当たり100kg以上200kg未満又は火格子面積が1m ² 以上2m ² 未満のものに限る。)

〔「山梨県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（山梨県ホームページ）より作成〕

表2.2.7-25 「山梨県生活環境の保全に関する条例」に定める粉じんに係る特定施設

	施設
1	繊維製品の製造又は加工の用に供する製綿施設

〔「山梨県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（山梨県ホームページ）より作成〕

2. 騒音の状況

(1) 騒音発生源の状況

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく平成28年度末の山梨県内の特定施設数は9,364(工場数1,789)であり、その内訳は空気圧縮機等が3,518(県内の特定施設数の37.6%)と最も多く、次いで織機が2,609(同27.9%)、金属加工機械が1,322(同14.1%)の順であった。なお、「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和50年山梨県条例第12号)に基づく特定施設数等は、公開資料では確認できなかった。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

(2) 環境騒音の状況

環境騒音の状況については、調査対象範囲を南部町としたが、公開資料では確認できなかった。なお、南部町における騒音規制法に基づく指定地域はあるが、騒音環境基準の地域指定はない。

(3) 道路交通騒音の状況

道路交通騒音の状況については、調査対象範囲を南部町としたが、公開資料では確認できなかった。

(4) 騒音に係る苦情の発生状況

騒音に係る苦情の発生状況は表2.2.7-26のとおりであり、平成29年度における苦情の発生件数は、南部町では0件、山梨県では94件となっている。

また、平成29年度における山梨県の騒音に係る発生源別苦情件数は表2.2.7-27のとおりであり、その他が94件のうち27件で最多となっている。

表 2.2.7-26 騒音に係る苦情の発生状況 (平成 25～29 年度)

(単位：件)

地 域	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
南部町	0	0	0	0	0
山梨県	74	75	99	110	94

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

表 2.2.7-27 騒音に係る発生源別苦情件数 (平成 29 年度)

(単位：件)

地 域	焼却 (施設)	産業用 機械作動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・ 建設作業	飲食店 営業	移動 発生源 (自動車)	廃棄物 投棄	家庭 生活	焼却 (野焼き)	自然系	その他	不明	計
山梨県	0	19	0	0	17	3	2	0	20	0	0	27	6	94

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

(5) 環境基準等

① 環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表2.2.7-28のとおり定められている。山梨県では、環境基準の地域類型を当てはめる地域について、都市計画法で定める用途地域に準じて現在17市町内の地域を指定し告示しているが、南部町は地域指定されていない。

表 2.2.7-28 騒音に係る環境基準

a. 道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注：1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日午前6時までの間とする。
 2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

b. 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
〔備考〕車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する带状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
〔備考〕 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- 注：「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、「騒音に係る環境基準の改正について」（平成10年環大企第257号）により、次のとおり定められている。
 (1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等。
 (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
 ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

〔「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）より作成〕

② 公害関係法令等

騒音については、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和50年山梨県条例第12号)により、規制地域を指定して工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音の規制基準と、自動車騒音に係る許容限度が定められている。

イ. 特定施設に係る騒音の規制基準

工場騒音については、「騒音規制法」及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」で規定する特定工場等に対して規制が行われている。

騒音規制法に基づく特定工場の規制基準は表2.2.7-29、騒音規制法の対象となる特定施設は表2.2.7-30、特定施設に係る騒音の規制基準は表2.2.7-31、騒音規制法に基づく区域区分の指定状況は図2.2.7-9のとおりである。

表2.2.7-29 騒音規制法に基づく特定工場の規制基準

区域の区分	規制基準		
	昼 間	朝・夕	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第一種区域	45 デシベル以上 50 デシベル以下	40 デシベル以上 45 デシベル以下	40 デシベル以上 45 デシベル以下
第二種区域	50 デシベル以上 60 デシベル以下	45 デシベル以上 50 デシベル以下	40 デシベル以上 50 デシベル以下
第三種区域	60 デシベル以上 65 デシベル以下	55 デシベル以上 65 デシベル以下	50 デシベル以上 55 デシベル以下
第四種区域	65 デシベル以上 70 デシベル以下	60 デシベル以上 70 デシベル以下	55 デシベル以上 65 デシベル以下

[備考] 1. デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
 2. 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
 3. 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 4. この表に規定する第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。
 (1) 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 (2) 第二種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 (3) 第三種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 (4) 第四種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

「特定工場において発生する騒音の規制に関する基準」
(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)より作成

表 2. 2. 7-30 騒音規制法の対象となる特定施設

施設名	
1	<p>金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧縮機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上） ・製管機械 ・ペンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上） ・液圧プレス（矯正プレスを除く。） ・機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。） ・せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。） ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・プラスト（タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。） ・タンブラー ・切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	<p>建設用資材製造機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練重量が0.45m³以上のものに限る。） ・アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
7	<p>木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラムパーカー ・チップパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ・破木機 ・帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ・丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。） ・かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

〔「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号）より作成〕

表 2. 2. 7-31 特定施設に係る騒音の規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分		昼 間	朝・夕	夜 間
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第一種区域	特に静穏の保持を必要とする区域	50	45	40
第二種区域	静穏の保持を必要とする区域	55	50	45
第三種区域	騒音の発生を防止する必要がある区域	65	60	50
第四種区域	著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	70	65	60

[備考] 1. 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内に所在する学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条第一項に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

〔「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」（昭和51年山梨県規則第9号）より作成〕

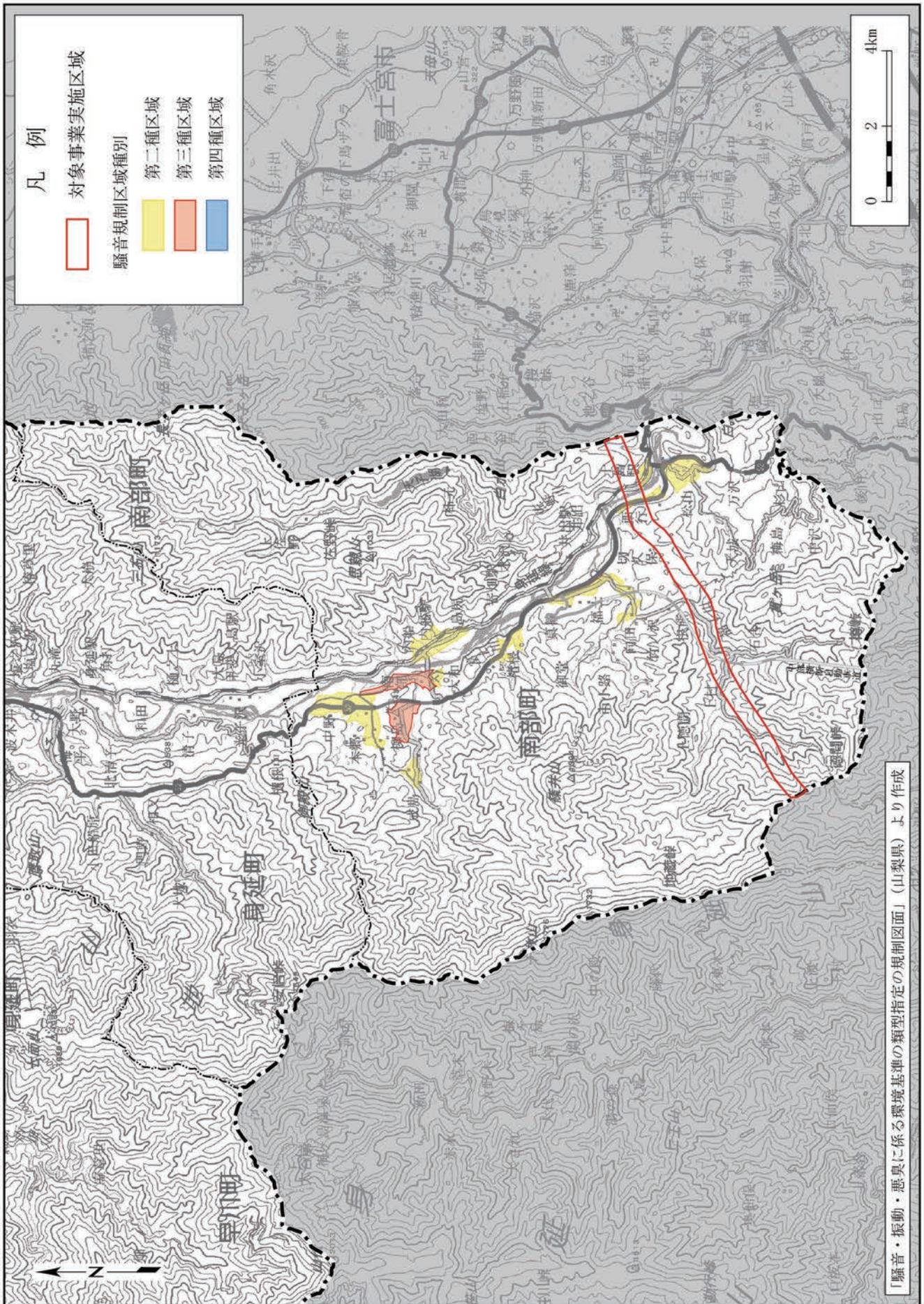


図 2.2.7-9 騒音規制法に基づく区域区分の指定状況

ロ. 特定建設作業に係る騒音の規制基準

特定建設作業については、「騒音規制法」及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

騒音規制法に基づく特定建設作業の種類は表2.2.7-32、特定建設作業に係る騒音の規制基準は表2.2.7-33、山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業の種類は表2.2.7-34、山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準は表2.2.7-35に、規制区域指定状況は図2.2.7-9のとおりである。

対象事業実施区域の一部は、「騒音規制法」の特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域に指定されている。

表 2.2.7-32 騒音規制法に基づく特定建設作業の種類

	特定建設作業の種類	規模要件等
1	くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業	・くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 ・さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	・コンクリートプラントは、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。 ・アスファルトプラントは、混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。 ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	・バックホウは、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	・一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	・一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

注：1. 一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものとは、低騒音型・低振動型建設機械であつて平成9年9月22日付け環境庁告示第54号等で公示された型式の機種
2. 当該作業が、その作業を開始した日に終わるものを除く。（令第2条）

〔「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号）より作成〕

表 2. 2. 7-33 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制種別	区域の区分	規制基準
音量の基準	第1号区域 第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で85デシベル以下
作業時刻に関する基準	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと
1日当たり作業時間に関する基準	第1号区域	10時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	第2号区域	14時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に関する基準	第1号区域 第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に関する基準	第1号区域 第2号区域	日曜日に行なわないこと
勧告・命令の内容	第1号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる。
	第2号区域	作業時間を14時間未満4時間以上に短縮させることができる。

注：1. 例外措置：災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

2. 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が音量基準値を超えている場合、騒音の防止措置のみならず、作業時間の短縮を命ずることができる。

<区域の区分>

第1号区域	①特定施設の規制基準で定める第1種、第2種、第3種区域 ②第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

(平成24年4月からは、市の区域については、各市で区分を定めている)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示1号)
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定」
(昭和52年山梨県告示第67号)より作成

表 2.2.7-34 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業の種類

特定建設作業の種類		規模要件等
1	くい打機を使用する作業	アースオーガーと併用する作業に限る
2	パワーショベルを使用する作業	最高出力100馬力以上のディーゼルエンジンを使用するもの
3	バックホウ	原動機の定格出力が80kW未満のものに限る
4	コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

〔「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」(昭和51年山梨県規則第9号)
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定」
 (昭和52年山梨県告示第67号) より作成〕

表 2.2.7-35 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制項目	区域の区分	くい打機	パワーショベル	バックホウ	コンクリートカッター
騒音の基準	第1号区域 第2号区域	85デシベル以下	75デシベル以下		
作業時刻に関する基準	第1号区域 第2号区域	午後7時から翌日の午前7時の間に発生するものでないこと 午後10時から翌日の午前6時の間に発生するものでないこと			
1日当たりの作業時間	第1号区域 第2号区域	10時間以内(開始日に終了する場合を除く) 14時間以内(開始日に終了する場合を除く)			
作業期間に関する基準	第1号区域 第2号区域	連続6日を超えないこと			
日曜・休日の基準	第1号区域 第2号区域	日曜・休日に行わないこと			
勧告・命令の内容	第1号区域 第2号区域	作業時間を10時間未満4時間以上に短縮させることができる。			

- 注：1. 騒音の測定点は、特定建設作業の場所の敷地境界線の地点である。
 2. 規制区域の区分については、騒音規制法の区域区分に準ずる。
 3. 災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。
 4. 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が、騒音の大きさの基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず作業時間の短縮を命ずることができる。

〔「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」(昭和51年山梨県規則第9号) より作成〕

ハ. 自動車騒音の要請限度

自動車騒音については、「騒音規制法」に基づき、要請限度が表2.2.7-36のとおり定められている。

対象事業実施区域では、「騒音規制法」の自動車騒音の常時監視は行われていない。

表 2.2.7-36 自動車騒音の要請限度

(等価騒音レベル (LAeq)、単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		6時～22時	22時～6時
a 区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65	55
a 区域のうち2車線以上の道路に面する区域		70	65
b 区域のうち2車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75	70
<p>〔備考〕 1. 上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。</p> <p>（注） 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路</p> <p>2. 区域の区分（平成12年山梨県告示第161号）</p> <p>a区域：第一種区域並びに第一種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域</p> <p>b区域：第二種区域から第一種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた地域</p> <p>c区域：第三種区域及び第四種区域</p>			

- 注：1. 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和52年山梨県告示66号）に定める第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域をいう。
2. 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、都市計画法第八条第1項の規定により定められた地域をいう。

〔「騒音規制法第一七条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）より作成〕

3. 振動の状況

(1) 振動発生源の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく平成28年度末の山梨県内の特定施設数は6,938(工場数1,357)であり、その内訳は織機が2,256(32.5%)と最も多く、次いで圧縮機が1,468(21.2%)、金属加工機械が1,368(19.7%)等であった。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和50年山梨県条例第12号)に基づく特定施設数等は、公開資料では確認できなかった。

(2) 道路交通振動の状況

道路交通振動の状況について、南部町における調査結果は、公開資料では確認できなかった。

(3) 振動に係る苦情の発生状況

振動に係る苦情の発生状況は表2.2.7-37のとおりであり、平成29年度における苦情の発生件数は表2.2.7-38のとおりであり、南部町では0件、山梨県では1件となっている。

また、平成29年度における山梨県の発生源別苦情件数は表2.2.7-38のとおりであり、移動発生源(自動車)の1件のみである。

表 2.2.7-37 振動に係る苦情の発生状況 (平成 25～29 年度)

(単位：件)

地 域	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
南部町	0	0	0	0	0
山梨県	10	2	9	3	1

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

表 2.2.7-38 振動に係る発生源別苦情件数 (平成 29 年度)

(単位：件)

地 域	焼却 (施設)	産業用 機械作 動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・ 建設作 業	飲食店 営業	移動 発生源 (自動 車)	廃棄物 投棄	家庭 生活	焼却 (野焼 き)	自然系	その他	不明	計
山梨県	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

(4) 環境基準等

① 環境基準

振動については、「振動規制法」(昭和51年法律第64号)により、規制地域を指定して工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動の規制基準と道路交通振動に係る要請の措置が定められている。

② 公害関係法令等

振動については、「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年山梨県条例第12号）により、規制地域を指定して工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する振動の規制基準と、道路交通振動に係る要請の措置が定められている。

イ. 特定施設に係る振動の規制基準

工場振動については、振動規制法で規定する特定工場等に対して規制が行われている。

振動規制法に基づく特定工場の規制基準は表2.2.7-39、振動規制法の対象となる特定施設は表2.2.7-40、特定施設に係る振動の規制基準は表2.2.7-41、規制区域指定状況は図2.2.7-10のとおりである。

表2.2.7-39 振動規制法に基づく特定工場の規制基準

区域の区分 種 別	規制基準	
	昼間	夜間
第一種区域	60デシベル以上65デシベル以下	55デシベル以上60デシベル以下
第二種区域	65デシベル以上70デシベル以下	60デシベル以上65デシベル以下

〔備考〕1. 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に二区分することができる。

(1) 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(2) 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2. 昼間とは、午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時までとし、夜間とは、午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時までとする。

3. デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

4. 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

5. 振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア. 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ. 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所

ウ. 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所

エ. 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル	2 デシベル
5 デシベル	
6 デシベル	1 デシベル
7 デシベル	
8 デシベル	
9 デシベル	

6. 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

〔「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示 90 号)より作成〕

表 2. 2. 7-40 振動規制法の対象となる特定施設

施設名	
1	金属加工機械 ・液圧プレス（矯正プレスを除く。） ・機械プレス ・せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。） ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
6	木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チップパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

〔「振動規制法施行令」（昭和52年政令280号）より作成〕

表 2. 2. 7-41 特定施設に係る振動の規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第一種区域	60	55
第二種区域	65	60

〔区域区分〕
 第一種区域：良好な住居環境を保全するため特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域
 第二種区域：住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって、振動の発生を防止する必要がある区域、及び工業等の用に供されている区域であって著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注：ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

〔「振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準」（昭和54年山梨県告示第100号）より作成〕

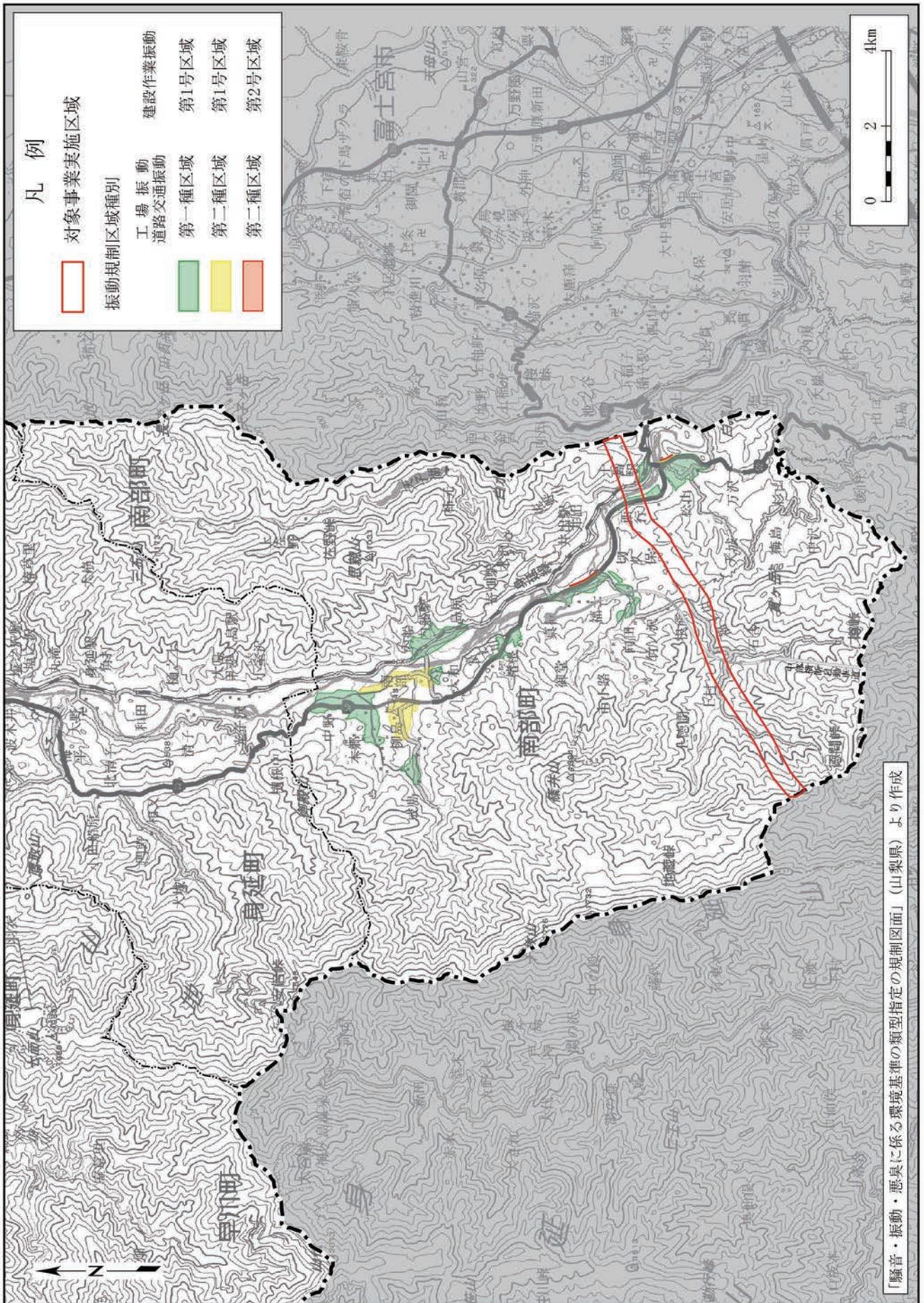


図 2.2.7-10 振動規制法に基づく区域区分の指定状況

ロ. 特定建設作業に係る振動の規制基準

建設作業振動については、「振動規制法」で規定する特定建設作業に対して規制が行われている。

振動規制法に基づく特定建設作業の種類は表2.2.7-42、特定建設作業に係る振動の規制基準は表2.2.7-43、規制区域指定状況は図2.2.7-10のとおりである。

対象事業実施区域の一部は、「振動規制法」の特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域に指定されている。

表 2.2.7-42 振動規制法に基づく特定建設作業の種類

特定建設作業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破壊機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業 （舗装版破壊機と同様に2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

〔「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日、政令第280号）より作成〕

表 2. 2. 7-43 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制種別	区域の区分	規制基準
振動の基準	第1号区域 第2号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で75デシベル以下
作業時刻に関する基準	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までの間の作業により発生しないこと
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までの間の作業により発生しないこと
1日当たり作業時間に関する基準	第1号区域	10時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
	第2号区域	14時間を超えて行わないこと（開始日に終了する場合を除く。）
作業期間に関する基準	第1号区域 第2号区域	連続して6日を超えないこと
日曜休日に関する基準	第1号区域 第2号区域	日曜休日に行なわないこと

注：例外措置

災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

<区域の区分>

第1号区域	①規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域 ②規制図面中、赤色に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号区域	規制地域のうち第1号区域以外の区域

〔「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令58号）
「振動規制法施行規則別表第1付表第1号の規定による区域の指定」（昭和54年山梨県告示第101号）より作成〕

ハ. 道路交通振動の要請限度

道路交通振動については、「振動規制法」に基づき、要請限度が表2.2.7-44のとおり定められており、規制区域指定状況は図2.2.7-10のとおりである。

対象事業実施区域の一部は、「振動規制法」の道路交通振動に係る要請限度の区域に指定されている。

表 2.2.7-44 道路交通振動に係る要請限度

(単位:デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第一種区域	65	60
第二種区域	70	65

- 注：1. 区域の区分、時間の区分は、特定施設に係る規制基準の区分に準ずる。(県内町村の指定地域のみ。平成24年4月からは、市の区域については、各市で区域の区分、時間の区分を定めている)
2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
3. 振動レベルは、5秒間隔100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端値とする。

〔「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令58号)
 「振動規制法施行規則別表第二備考1に基づく知事が定める区域の区分及び同備考2に基づく知事が定める時間の区分」(昭和54年山梨県告示第102号)より作成〕

4. 悪臭

(1) 悪臭の状況

悪臭の状況について、山梨県においては、公開資料では確認できなかった。

(2) 悪臭に係る苦情の発生状況

悪臭に係る苦情の発生状況は表2.2.7-45のとおりであり、平成29年度における苦情の発生件数は、南部町では0件、山梨県では70件となっている。

また、平成29年度における山梨県の悪臭に係る発生源別苦情件数は、表2.2.7-46のとおりであり、70件のうち家庭生活が20件で最多となっている。

表 2.2.7-45 悪臭に係る苦情の発生状況（平成 25～29 年度）

(単位：件)

地 域	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
南部町	0	0	0	0	0
山梨県	103	86	97	100	70

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ)より作成〕

表 2.2.7-46 悪臭に係る発生源別苦情件数（平成 29 年度）

(単位：件)

地 域	焼却 (施設)	産業用 機械作動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・ 建設作業	飲食店 営業	移動 発生源 (自動車)	廃棄物 投棄	家庭 生活	焼却 (野焼き)	自然系	その他	不明	計
山梨県	0	2	1	12	3	4	1	3	20	4	1	13	6	70

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ)より作成〕

(3) 悪臭に係る規制基準等

悪臭に係る規制基準は、表2.2.7-47及び図2.2.7-11のとおりであり、山梨県では、今までの「物質濃度」での規制方法を見直し、平成17年2月1日より人間の嗅覚を用いて臭いの程度を判定する「臭気指数規制」に変更した。現在24市町村に指定して悪臭対策の推進に努めている。また、近年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法などをまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成9年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めている。

① 臭気指数規制

規制地域内において、悪臭を発生するすべての事業場が規制対象となっている。

工場、事業場から悪臭原因物が排出される形態には、

- イ. 建屋・敷地全体から排出される場合
- ロ. 煙突など特定の気体排出口から排出される場合
- ハ. 排出水に含まれて事業場等の外に排出されて気化・蒸散する場合

の3つの形態が考えられるため、これに対応して3種類の規制基準を設けることとされている。

イ. 敷地境界線上における規制基準（1号基準）

表 2.2.7-47 敷地境界線上における規制基準（1号基準）

(悪臭防止法第四条、第二項第一号)

区分	A区域	B区域	C区域
規制基準 (臭気指数)	13	15	17

注：上表は、忍野村を除く県内町村の指定地域に適用する。

(平成24年4月からは、市の区域及び忍野村の区域については、各市村で規制基準を定めている)

ロ. 気体排出口の規制基準（2号基準）

イ. の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47総理府令第39号）第六条の二に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数。

ハ. 排出水における規制基準（3号基準）

イ. の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数。

A区域：主に住居地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

B区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

C区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」 (山梨県ホームページ)
「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」 (山梨県ホームページ) より作成〕

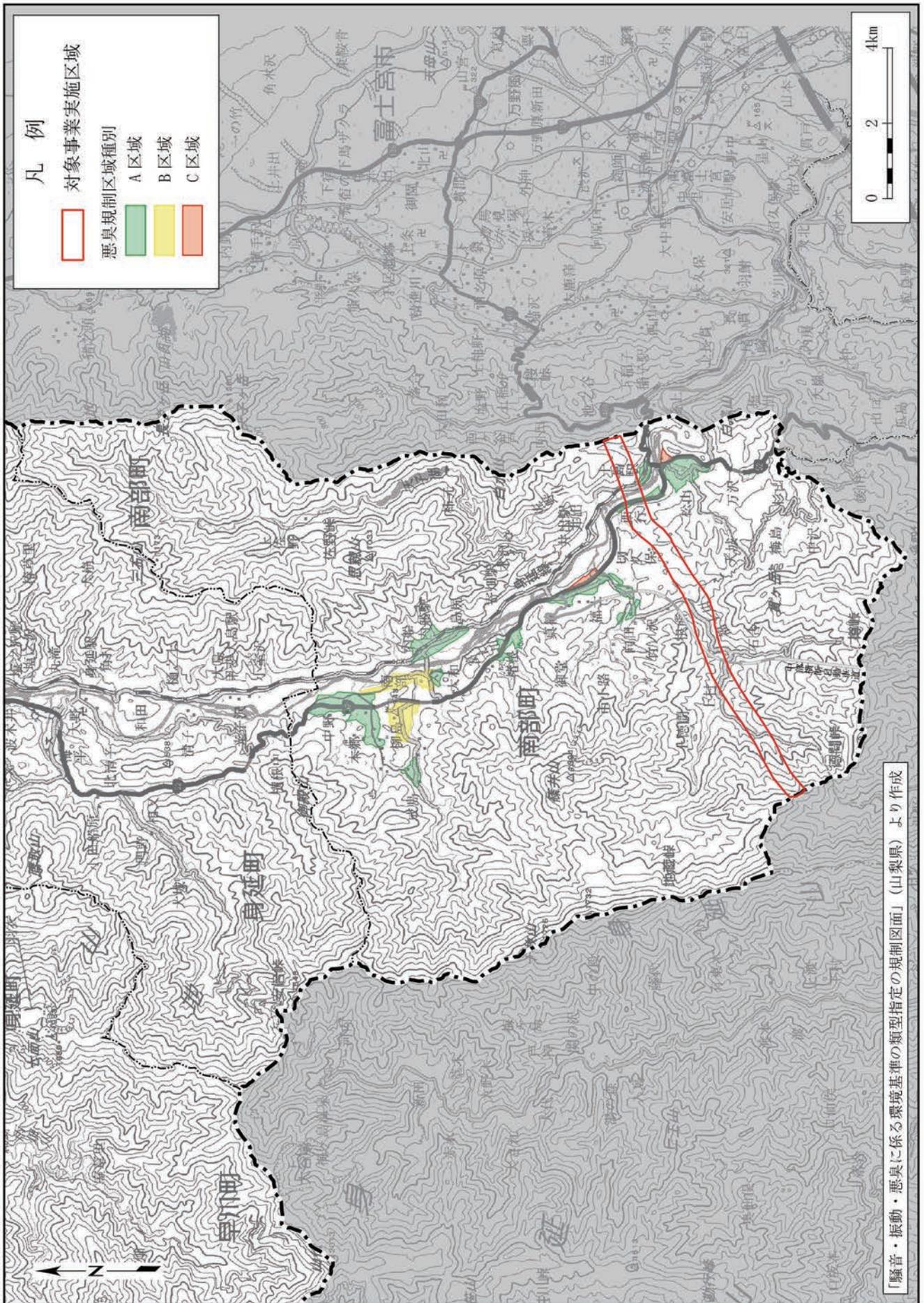


図 2.2.7-11 悪臭規制法に基づく区域区分の指定状況

5. 水質汚濁の状況

(1) 水質汚濁発生源の状況

山梨県における「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年山梨県条例第12号）に基づく平成29年度末の届出事業場数は、表2.2.7-48のとおりである。山梨県では水質汚濁防止法規制対象の届出事業場数は4,793となっている。また、山梨県生活環境の保全に関する条例規制対象の届出事業場数は86となっている。

表 2.2.7-48 水質汚濁防止法等に基づく届出状況（平成29年度）

項目	山梨県
水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	4,793
山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく特定事業場数	86

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」（山梨県ホームページ）より作成〕

(2) 水質の状況

① 河川

平成29年度における水質調査点の位置は図2.2.7-12、調査項目は表2.2.7-49のとおりである。水質汚濁防止法に基づき山梨県は53調査点（河川47、湖沼6調査点）、南部町は1調査点（南部橋）で水質測定を実施している。

イ. 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

平成29年度における水質の調査結果（生活環境項目・河川）は表2.2.7-50、51のとおりであり、南部町を流れる富士川（下流）は、河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（75%値）が水域類型（A類型：2mg/L以下）にあてはめられている。調査結果は0.7mg/Lであり環境基準に適合している。

ロ. 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

平成29年度における水質の調査結果（健康項目・河川）は表2.2.7-52のとおりであり、南部町1調査点（南部橋）は、いずれの項目も環境基準に適合している。

ハ. ダイオキシン類

平成29年度における山梨県におけるダイオキシン類の常時監視地点は図2.2.7-13、常時監視結果は表2.2.7-53のとおりである。南部町での測定は実施していない。

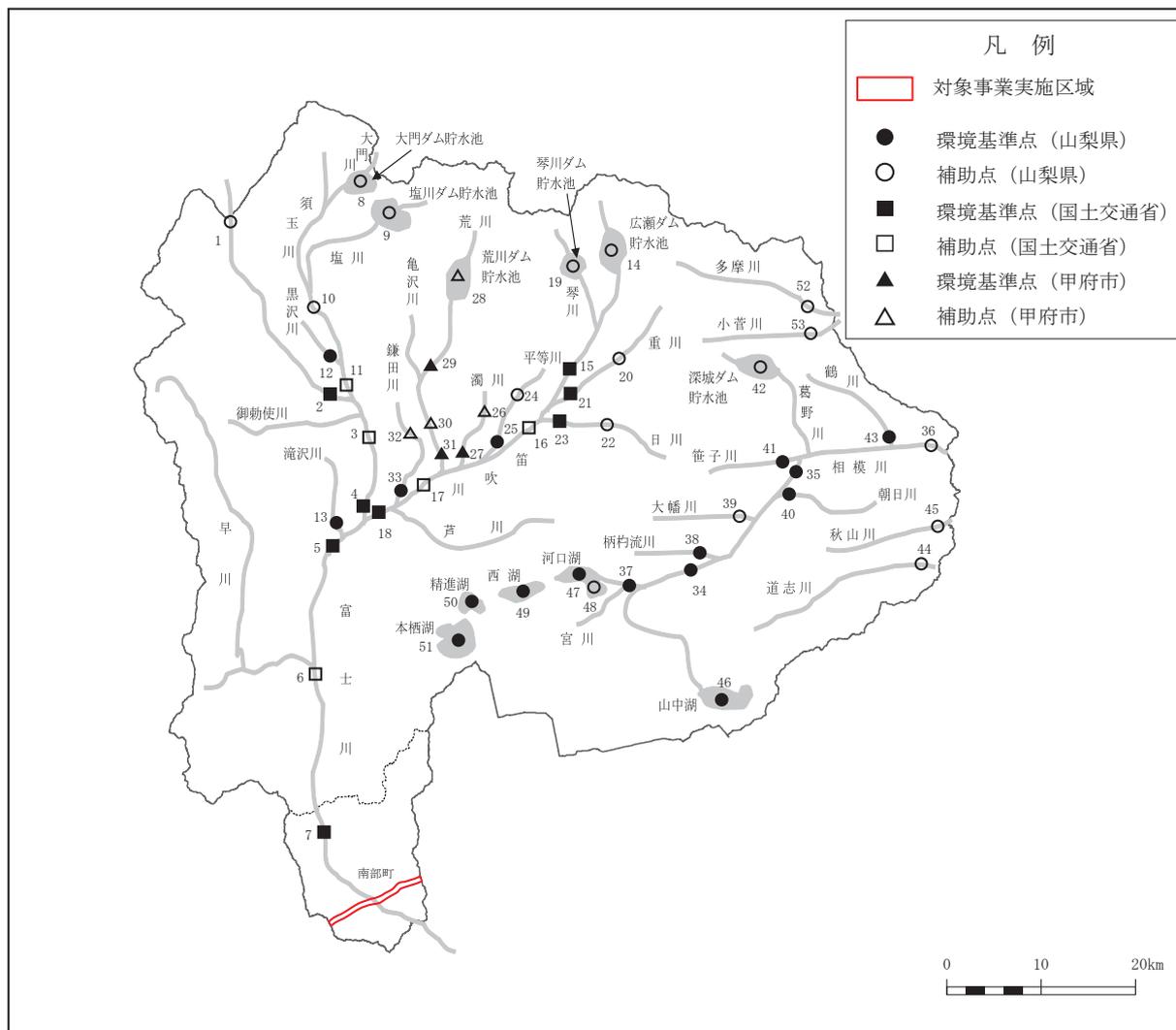
表 2. 2. 7-49 水質調査点の調査項目（河川）（平成 29 年度）

図中 番号	水域名	調査点名	類型	生活環境項目									
				pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌 群数	全窒素	全磷		
7	富士川(4)	南部橋	A	●	●	●	●	●	●	●	●		
			生物B	生活環境項目（水生生物保全項目）									
				全亜鉛			ノニルフェノール			直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩			
				●	●	●							
			類型 指定 なし	健康項目									
●													

注：1. 図中番号は、図2. 2. 7-12を参照。

2. ●は調査実施項目を示す。

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」（山梨県ホームページ）
「平成29年度公共用水域水質測定結果」（山梨県ホームページ） より作成〕



〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

地点 測定機関	河川			湖沼			合計
	環境基準点	補助点	計	環境基準点	補助点	計	
山梨県	● 11	○ 16	27	● 5	○ 1	6	33
国土交通省	■ 8	□ 5	13	—	—	—	13
甲府市	▲ 3	△ 4	7	—	—	—	7
合計	22	25	47	5	1	6	53

図2.2.7-12 水質調査点の位置（河川）

表 2.2.7-50 (1) 水質の調査結果 (生活環境項目・河川) (平成 29 年度)

図中番号	水域名	調査点名	類型	水素イオン濃度 [pH]				溶存酸素量 [DO] (mg/L)					生物化学的酸素要求量 [BOD] (mg/L)							
				最小	最大	m/n	環境基準	最小	最大	m/n	平均	環境基準	最小	最大	m/n	日間平均値			適否	環境基準
																平均	中央値	75%値		
7	富士川(4)	南部橋	A	7.7	8.4	0/12	6.5以上 8.5以下	8.6	14	0/12	10	7.5mg/L 以上	<0.5	1.0	0/12	0.6	0.5	0.6	○	2mg/L 以下

- 注：1. 図中番号は、図2.2.7-12を参照。
 2. 類型は、表2.2.7-58 アを参照。
 3. 「m/n」欄の「m」は、環境基準値を超える検体数を、「n」は、総検体数を示す。
 4. 生物化学的酸素要求量 [BOD] の75%値とは、n個の日間平均値を小さいものから順に並べたときの (0.75 × n) 番目にくる値である。
 5. 適否欄の「○」は、環境基準適合を示す。
 6. 「<」は、報告下限値未満であることを示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ) より作成

表 2.2.7-50 (2) 水質の調査結果 (生活環境項目・河川) (平成 29 年度)

図中番号	水域名	調査点名	類型	浮遊物質 [SS] (mg/L)					大腸菌群数 (MPN/100mL)				
				最小	最大	m/n	平均	環境基準	最小	最大	m/n	平均	環境基準
7	富士川(4)	南部橋	A	<1	71	3/12	15	25mg/L 以下	330	33,000	10/12	9,900	1,000MPN/100mL 以下

- 注：1. 図中番号は、図2.2.7-12を参照。
 2. 類型は、表2.2.7-58 アを参照。
 3. 「m/n」欄の「m」は、環境基準値を超える検体数を、「n」は、総検体数を示す。
 4. 「<」は、報告下限値未満であることを示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ) より作成

表 2.2.7-50 (3) 水質の調査結果 (生活環境項目・河川) (平成 29 年度)

図中番号	水域名	調査点名	類型	全窒素 [T-P] (mg/L)			全磷 [T-N] (mg/L)		
				最小	最大	環境基準	最小	最大	環境基準
7	富士川(4)	南部橋	A	0.95	1.6	—	0.035	0.083	—

- 注：1. 図中番号は、図2.2.7-12を参照。
 2. 類型は、表2.2.7-58 アを参照。

〔平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果〕(山梨県ホームページ) より作成

表 2.2.7-51 水質の調査結果（水生生物保全項目・河川）（平成 29 年度）

図中番号	水域名	調査点名	類型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)				
				最小	最大	m/n	平均	環境基準	最小	最大	m/n	平均	環境基準
7	富士川(4)	南部橋	生物B	0.001	0.010	0/12	0.004	0.03mg/L以下	<0.00006	<0.00006	0/2	<0.00006	0.002mg/L以下

図中番号	水域名	調査点名	類型	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (mg/L)				
				最小	最大	m/n	平均	環境基準
7	富士川(4)	南部橋	生物B	<0.0006	0.0011	0/4	0.0007	0.05mg/L以下

- 注：1. 図中番号は、図2.2.7-12を参照。
 2. 類型は、表2.2.7-58 イを参照。
 3. 「m/n」欄の「m」は、環境基準値を超える検体数を、「n」は、総検体数を示す。
 4. 「<」は、報告下限値未満であることを示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

表 2.2.7-52 (1) 水質の調査結果（健康項目・河川）（平成 29 年度）

図中番号	水域名	調査点名	カドミウム (mg/L)		全シアン (mg/L)		鉛 (mg/L)		六価クロム (mg/L)		砒素 (mg/L)		総水銀 (mg/L)	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
7	富士川(4)	南部橋	<0.0003	0/2	<0.1	0/2	<0.001	0/2	<0.005	0/2	0.001	0/2	<0.0005	0/2

- 注：1. 図中番号は、図2.2.7-12を参照。
 2. [] 内は、環境基準を示す。
 3. 「m/n」欄の「m」は、環境基準値を超える検体数を、「n」は、総検体数を示す。
 4. 「<」は、報告下限値未満であることを示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

表 2.2.7-52 (2) 水質の調査結果（健康項目・河川）（平成 29 年度）

図中番号	水域名	調査点名	PCB (mg/L)		ジクロロメタン (mg/L)		四塩化炭素 (mg/L)		1,2-ジクロロエタン (mg/L)		1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
7	富士川(4)	南部橋	<0.0005	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1

- 注：1. 図中番号は、図2.2.7-12を参照。
 2. [] 内は、環境基準を示す。
 3. 「m/n」欄の「m」、は環境基準値を超える検体数を、「n」は、総検体数を示す。
 4. 「<」は、報告下限値未満であることを示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

表 2.2.7-52 (3) 水質の調査結果 (健康項目・河川) (平成 29 年度)

図中番号	水域名	調査点名	1,2-ジクロロエチレン (mg/L) [0.04mg/L以下]		1,1,1-トリクロロエタン (mg/L) [1mg/L以下]		1,1,2-トリクロロエタン (mg/L) [0.006mg/L以下]		トリクロロエチレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		テトラクロロエチレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		1,3-ジクロロプロペン (mg/L) [0.002mg/L以下]	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
			7	富士川(4)	南部橋	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002	0/1	<0.0002

注：1. 図中番号は、図2.2.7-12を参照。

2. [] 内は、環境基準を示す。

3. 「m/n」欄の「m」、は環境基準値を超える検体数を、「n」は、総検体数を示す。

4. 「<」は、報告下限値未満であることを示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

表 2.2.7-52 (4) 水質の調査結果 (健康項目・河川) (平成 29 年度)

図中番号	水域名	調査点名	チウラム (mg/L) [0.006mg/L以下]		シマジン (mg/L) [0.003mg/L以下]		チオベンカルブ (mg/L) [0.02mg/L以下]		ベンゼン (mg/L) [0.01mg/L以下]		セレン (mg/L) [0.01mg/L以下]		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L) [10mg/L以下]	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
			7	富士川(4)	南部橋	<0.0006	0/1	<0.0003	0/1	<0.0003	0/1	<0.0002	0/1	<0.001

注：1. 図中番号は、図2.2.7-12を参照。

2. [] 内は、環境基準を示す。

3. 「m/n」欄の「m」、は環境基準値を超える検体数を、「n」は、総検体数を示す。

4. 「<」は、報告下限値未満であることを示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

表 2.2.7-52 (5) 水質の調査結果 (健康項目・河川) (平成 29 年度)

図中番号	水域名	調査点名 <調査実施主体>	ふっ素 (mg/L) [0.8mg/L以下]		ほう素 (mg/L) [1mg/L以下]		1,4-ジオキサン (mg/L) [0.05mg/L以下]	
			最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n
			7	富士川(4)	南部橋	0.08	0/2	0.03

注：1. 図中番号は、図2.2.7-12を参照。

2. [] 内は、環境基準を示す。

3. 「m/n」欄の「m」、は環境基準値を超える検体数を、「n」は、総検体数を示す。

4. 「<」は、報告下限値未満であることを示す。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成



〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

図 2.2.7-13 ダイオキシン類の常時監視地点 (平成 29 年度)

表 2.2.7-53 ダイオキシン類の常時監視結果 (平成 29 年度)

〔単位 水質：pg-TEQ/L
底質：pg-TEQ/g〕

調査媒体	図中番号	調査地点名	採取年月日	ダイオキシン類	環境基準
公共用水域水質	1	濁川 濁川橋 (定点)	H29.9.14	0.31	1以下
	2	荒川下流 二川橋 (不定点)	H29.8.29	0.15	
	3	鎌田川 鎌田川流末 (定点)	H29.9.14	0.42	
	4	朝日川 落合橋 (不定点)	H29.8.28	0.028	
	5	道志川 道志川流末 (不定点)	H29.8.28	0.024	
	6	西湖 西湖湖心 (不定点)	H29.9.14	0.021	
公共用水域底質	1	濁川 濁川橋 (定点)	H29.9.14	1.1	150以下
	2	荒川下流 二川橋 (不定点)	H29.8.29	0.36	
	3	鎌田川 鎌田川流末 (定点)	H29.9.14	0.47	
	4	朝日川 落合橋 (不定点)	H29.8.28	0.55	
	5	道志川 道志川流末 (不定点)	H29.8.28	0.17	
	6	西湖 西湖湖心 (不定点)	H29.9.14	7.5	

注：図中番号は、図2.2.7-13を参照。

〔平成 30 年度版 やまなしの環境 2018〕(山梨県ホームページ)より作成

② 地下水

山梨県は、地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、年度ごとに「地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行っている。

平成29年度における地下水水質の概況調査結果は表2.2.7-54のとおりである。県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査（定点方式8地点、ローリング方式41地点）において、砒素が2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準値を超過している。また、要監視項目については2地点で全マンガンが指針値（0.2mg/L）を超過している。

継続監視調査結果は表2.2.7-55のとおりである。山梨県の継続監視調査では、過去に環境基準値を超過した33地点について調査を実施しており、10地点で環境基準値を超過している。

なお、ダイオキシン類について、南部町における調査結果は公開資料では、確認できなかった。

表 2.2.7-54 地下水水質の概況調査結果（平成 29 年度）

	環境基準項目	基準値	地点数（測定値：mg/L）		
		mg/L	基準値超過	基準値内検出	不検出
山梨県	カドミウム	0.003	0	2 (0.0003～0.0006)	39
	砒素	0.01	2 (0.012～0.014)	0	39
	テトラクロロエチレン	0.01	1 (0.0069)	0	40
	チウラム	0.006	1 (0.0011)	0	40
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1 (15)	35 (0.13～6.4)	5
	ふっ素	0.8	0	37 (0.06～0.86)	4
	ほう素	1	0	16 (0.04～0.84)	25
	その他20項目	—	0	0	41

	要監視項目	指針値	地点数（測定値：mg/L）		
		mg/L	指針値超過	指針値内検出	不検出
山梨県	クロロホルム	0.06	0	1 (0.0022)	28
	ニッケル	—	—	4 (0.001～0.014)	24
	アンチモン	0.02	0	1 (0.0002)	27
	全マンガン	0.2	2 (0.40～0.43)	6 (0.019～0.12)	20
	ウラン	0.002	0	3 (0.0002～0.0012)	25
	その他19項目 ^{※1}	—	0	0	28～29

※1：全測定地点（地点数は測定項目により異なる）で不検出

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」（山梨県ホームページ）より作成〕

表 2.2.7-55 地下水水質の継続監視調査結果（平成 29 年度）

	環境基準項目	基準値	地点数（測定値：mg/L）		
		mg/L	基準値超過	基準値内検出	不検出
山梨県	砒素	0.01	2 (0.022~0.041)	0	2
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0	3 (0.002~0.024)	17
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	0	2 (0.006~0.023)	18
	1.1.1-トリクロロエタン	1	0	3 (0.0005~0.0022)	17
	トリクロロエチレン	0.01	1 (0.020)	1 (0.002)	18
	テトラクロロエチレン	0.01	2 (0.014~0.016)	8 (0.0010~0.0095)	10
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	4 (12~15)	12 (0.07~10)	2
	ふっ素	0.8	1 (0.88)	3 (0.06~0.34)	2

注：いずれかの地点で検出された項目のみを表示。

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ)より作成〕

(3) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

水質汚濁に係る苦情の発生状況は表2. 2. 7-56のとおりであり、平成29年度における苦情の発生件数は、南部町では1件、山梨県では77件となっている。

表 2. 2. 7-56 水質汚濁に係る苦情の発生状況（平成 25～29 年度）

(単位：件)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
南部町	0	2	0	1	1
山梨県	122	117	96	91	77

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ) より作成〕

(4) 環境基準等

① 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表2. 2. 7-57、58のとおり定められている。

イ. 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域について一律に定められている。

ロ. 生活環境の保全に関する環境基準（河川・湖沼）

南部町を流れる富士川（下流）における環境基準の類型指定（河川）は、図2. 2. 7-14のとおりであり、一般項目についてはA類型、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定は生物Bとなっている。なお、南部町には天子湖（柿元ダム）があるが、環境基準の類型指定（湖沼）はあてはめられていない。

ハ. ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく「ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）により、表2. 2. 7-59のとおり定められている。

表 2. 2. 7-57 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
<p>〔備考〕 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>			

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成〕

表 2. 2. 7-58 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN /100mL以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	-

〔備考〕 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

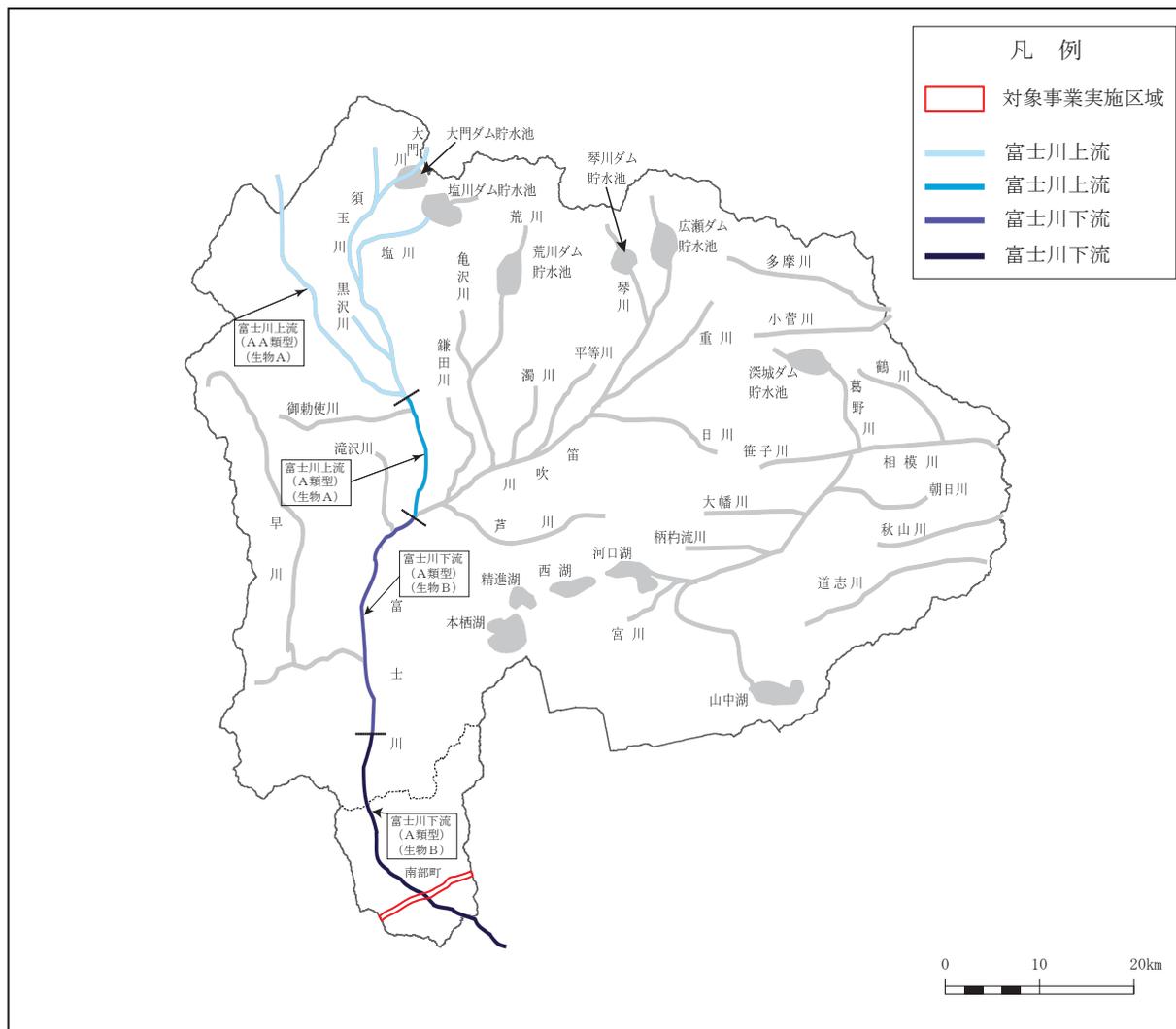
- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

〔備考〕 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）より作成〕



〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

図 2.2.7-14 水質汚濁に係る環境基準の類型指定状況（富士川）

表 2.2.7-59 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

媒 体	基準値
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水 底 の 底 質	150pg-TEQ/g以下
〔備考〕 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

注：1. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 2. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

〔「ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準について」
 （平成11年環境庁告示第68号）より作成〕

② 公害関係法令等

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準が表2.2.7-60のとおり定められている。

また、表2.2.7-61のとおり「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和50年山梨県条例第12号）により、上乘せ排水基準が適用されている。

なお、水質汚濁防止法で定める特定施設は表2.2.7-62のとおりである。

表 2.2.7-60 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
	水質汚濁防止法
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン1mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき1mg
1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
シマジン	1Lにつき0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき0.2mg
ベンゼン	1Lにつき0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.1mg
ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素10mg
ふっ素及びその化合物	1Lにつきふっ素8mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき0.5mg
<p>〔備考〕1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>	

〔「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）より作成〕

表 2.2.7-60 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準 (生活環境項目)

項 目	許容限度
	水質汚濁防止法
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上～8.6以下
生物学的酸素要求量 (BOD)	1Lにつき160mg (日間平均120mg)
化学的酸素要求量 (COD)	1Lにつき160mg (日間平均120mg)
浮遊物質 (SS)	1Lにつき200mg (日間平均150mg)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	1Lにつき5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	1Lにつき30mg
フェノール類含有量	1Lにつき5mg
銅含有量	1Lにつき3mg
亜鉛含有量	1Lにつき2mg
溶解性鉄含有量	1Lにつき10mg
溶解性マンガン含有量	1Lにつき10mg
クロム含有量	1Lにつき2mg
大腸菌群数	1cm ³ につき日間平均3,000個
窒素含有量	1Lにつき120mg (日間平均60mg)
燐含有量	1Lにつき16mg (日間平均8mg)
<p>〔備考〕 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	

〔排水基準を定める省令〕（昭和46年総理府令第35号）より作成〕

表 2.2.7-61 (1) 山梨県生活環境の保全に関する条例による上乗せ排出基準
(有害物質)

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと。	1Lにつき0.1mg	検出されないこと。	1Lにつき0.05mg	1Lにつき0.05mg	新設にあつては、1Lにつき1mg 既設にあつては、1Lにつき5mg
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。 この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が1リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあつては0.01ミリグラムを、有機燐化合物にあつては0.1ミリグラムをそれぞれ下回ることをいう。 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場（同日において設置の工事をしているものを含む。）及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場（その際特定施設の設置の工事をしているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあつては、新設とする。）をいう。 ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場（他の特定施設を併設するものを除く。）、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水については、適用しない。 						

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

表 2.2.7-61 (2) 山梨県生活環境の保全に関する条例による上乗せ排出基準
(有害物質以外)

項目及び許容限度			生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	
区分	適用水域	1日当たりの平均的な排水の量	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(個/cm ³)	
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの(他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	20(15)	20(15)	50(30)						1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)						1,000	
		新設			20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	5	1	1	1,000
	畜産農業又はサービスの用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)							
			市街化区域内の水域	7.5m ³ 以上	80(60)	80(60)	150(120)							
			上記以外の公共用水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	140(110)	140(110)	180(140)							
		既設	全公共用水域	7.5m ³ 以上 50m ³ 未満	160(120)	160(120)	200(150)							
	旅館業	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10						1,000
		既設	自然公園区域内の水域	20m ³ 以上	60(50)	60(50)	90(70)	10						1,000
			上記以外の公共用水域	20m ³ 以上 50m ³ 未満	100(85)	100(85)	140(110)	15						1,000
			50m ³ 以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000
上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20m ³ 以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000	
	既設			60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1,000	

備考

- 「表2.2.7-61(1)山梨県生活環境の保全に関する条例による上乗せ排出基準(有害物質)」の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について適用する。
- 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。
A 山中湖 B 河口湖 C 西湖 D 精進湖 E 本栖湖
- 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。
- 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和32年山梨県条例第74号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。
- ()内の数値は、日間平均を示す。
- 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

注:「表2.2.7-60(2)水質汚濁防止法に基づく排水基準(生活環境項目)」に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県)より作成〕

表 2.2.7-62 (1) 水質汚濁防止法で定める特定施設

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 選鉱施設 (ロ) 選炭施設 (ハ) 坑水中和沈でん施設 (ニ) 掘さく用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 豚房施設 (豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (ロ) 牛房施設 (牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) (ハ) 馬房施設 (馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) (ハ) 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 水産動物原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 脱水施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 湯煮施設 (ニ) 濃縮施設 (ホ) 精製施設 (ヘ) ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) ろ過施設 (ニ) 分離施設 (ホ) 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (洗びん施設を含む) (ハ) 搾汁施設 (ニ) ろ過施設 (ホ) 湯煮施設 (ヘ) 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 真空濃縮施設 (ホ) 水洗式脱臭施設
12	動物系油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 圧搾施設 (ニ) 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 洗浄施設 (ハ) 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 洗浄施設 (流送施設を含む。) (ハ) 分離施設 (ニ) 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 湯煮施設 (ハ) 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 水洗式脱臭施設 (ロ) 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) まゆ湯煮施設 (ロ) 副蚕処理施設 (ハ) 原料浸せき施設 (ニ) 精練機及び精練そう (ホ) シルケット機 (ヘ) 漂白機及び漂白そう (ト) 染色施設 (チ) 薬液浸透施設 (リ) のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 洗毛施設 (ロ) 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 湿式紡糸施設 (ロ) リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 (ハ) 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 湿式パーカー (ロ) 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 湿式パーカー (ロ) 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料浸せき施設 (ロ) 湿式パーカー (ハ) 砕木機 (ニ) 蒸解施設 (ホ) 蒸解廃液濃縮施設 (ヘ) チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 (ト) 漂白施設 (チ) 抄紙施設 (抄造施設を含む。) (リ) セロハン製膜施設 (ヌ) 湿式繊維板成型施設 (ル) 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 自動式フィルム現像洗浄施設 (ロ) 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 水洗式破碎施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設 (ホ) 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 塩水精製施設 (ロ) 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 (ニ) 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 (ホ) 廃ガス洗浄施設

表 2.2.7-62 (2) 水質汚濁防止法で定める特定施設

27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 遠心分離機 (ハ) 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 (ニ) 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 (ホ) 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 (ヘ) 青酸製造施設のうち、反応施設 (ト) よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 (チ) 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 (リ) バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 (ヌ) 廃ガス洗浄施設 (ル) 湿式集じん施設
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 湿式アセチレンガス発生施設 (ロ) さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 (ハ) ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 (ニ) アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ホ) 塩化ビニルモノマー洗浄施設 (ヘ) クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 静置分離器 (ハ) タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業 (第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 蒸りゅう施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ロ) ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 (ハ) フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 縮合反応施設 (ロ) 水洗施設 (ハ) 遠心分離機 (ニ) 静置分離器 (ホ) 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 (ヘ) ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 (ト) 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 (チ) ポリブデンの酸又はアルカリによる処理施設 (リ) 廃ガス洗浄施設 (ヌ) 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) ろ過施設 (ロ) 脱水施設 (ハ) 水洗施設 (ニ) ラテックス濃縮施設 (ホ) スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 蒸りゅう施設 (ロ) 分離施設 (ハ) 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 廃酸分離施設 (ロ) 廃ガス洗浄施設 (ハ) 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業 (石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいひ、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 分離施設 (ハ) ろ過施設 (ニ) アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 (ホ) アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 (ヘ) アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ト) イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 (チ) エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 (リ) 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 (ヌ) シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 (ル) トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 (ヲ) ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 (ワ) プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 (カ) メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 (ヨ) メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 (タ) 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料精製施設 (ロ) 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設 (1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く)
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 脱酸施設 (ロ) 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゅう施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 洗浄施設 (ロ) 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 石灰づけ施設 (ハ) 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 原料処理施設 (ロ) 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゅう施設
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 水洗施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 (ニ) 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (イ) 動物原料処理施設 (ロ) ろ過施設 (ハ) 分離施設 (ニ) 混合施設 (第二号各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) (ホ) 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二号各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設

表 2.2.7-62 (3) 水質汚濁防止法で定める特定施設

51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）脱塩施設（ロ）原油常圧蒸りゅう施設（ハ）脱硫施設（ニ）揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設（ホ）潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医薬品若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）洗浄施設（ロ）石灰づけ施設（ハ）タンニンづけ施設（ニ）クロム浴施設（ホ）染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）研磨洗浄施設（ロ）塵ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）抄造施設（ロ）成型機（ハ）水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料（うわ窯原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）水洗式破碎施設（ロ）水洗式分別施設（ハ）酸処理施設（ニ）脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）水洗式破碎施設（ロ）水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）タール及びガス液分離施設（ロ）ガス冷却洗浄施設（ハ）圧延施設（ニ）焼入れ施設（ホ）湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）還元そう（ロ）電解施設（熔融塩電解施設を除く。）（ハ）焼入れ施設（ニ）水銀精製施設（ホ）塵ガス洗浄施設（ヘ）湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）焼入れ施設（ロ）電解式洗浄施設（ハ）カドミウム電極又は鉛電極の化成施設（ニ）水銀精製施設（ホ）塵ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、塵ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）タール及びガス液分離施設（ロ）ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64の2	水道施設（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （イ）沈でん施設（ロ）ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めっき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く）
66の3	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの （イ）ちゅう房施設（ロ）洗たく施設（ハ）入浴施設
66の4	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の6	飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの （イ）ちゅう房施設（ロ）洗浄施設（ハ）入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三百三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） （イ）卸売場（ロ）仲卸売場
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （イ）卸売場（ロ）仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）

表 2.2.7-62 (4) 水質汚濁防止法で定める特定施設

71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって次に掲げるもの。 （イ）洗浄施設 （ロ）焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの （イ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び法第十四条の四第四項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。））が設置するもの （ロ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿処理槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

〔「水質汚濁防止法施行令」（昭和46年政令第188号）より作成〕

6. 地盤沈下の状況

(1) 地盤沈下の状況

山梨県では昭和49年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約80km²の地域について、甲府市酒折（酒折宮境内）に基準点を設置し、観測点数37測点（当初17測点、昭和57年度から35測点、昭和61年度から38測点、平成16年度から37測点）で一級水準測量を行っている。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示している。しかし、現在までのところ年20mmを超える沈下はなく、被害を生じるほどのものではなかった。

平成29年度の調査結果をみると、年最大沈下量は中央市一丁畑（老人福祉センター内）の4.9mmで、過去5年間では、全体的に平均沈下量は減少傾向にある。

なお、南部町では地盤沈下の観測を行っていない。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

地盤沈下に係る苦情の発生状況は表2.2.7-63のとおりであり、平成29年度における苦情の発生件数は、南部町では0件、山梨県全体でも0件となっている。

表 2.2.7-63 地盤沈下に係る苦情の発生状況（平成25～29年度）

（単位：件）

地域	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
南部町	0	0	0	0	0
山梨県	1	0	0	0	0

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

(3) 環境基準等

地盤沈下について、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号）、に基づき、地下水の採取について規制が行われているが、南部町には規制地域は指定されていない。

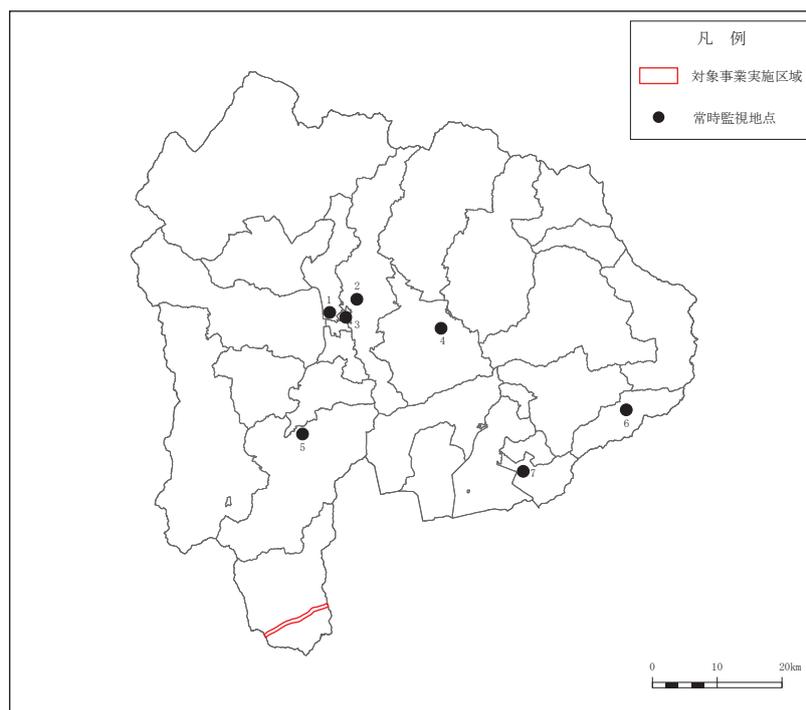
7. 土壤汚染の状況

(1) 土壤汚染の状況

山梨県における土壤汚染対策法の指定基準値を満たさない要措置区域に指定されている区域は平成29年度末現在8件、形質変更時要届出区域に指定されている区域は10件であるが、いずれも南部町における指定はない。

平成29年度に実施された山梨県における土壤のダイオキシン類の常時監視地点の位置は図2.2.7-15、調査結果は表2.2.7-64及びのとおりであり、7調査点のすべてにおいて土壤環境基準（1,000pg-TEQ/g以下）に適合している。

なお、南部町では土壤のダイオキシン類濃度の調査は行っていない。



〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ)より作成〕

図2.2.7-15 ダイオキシン類の常時監視地点 (平成29年度)

表 2.2.7-64 土壤のダイオキシン類濃度の調査結果 (平成29年度)

調査地点	採取年月日	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	土壤環境基準 (pg-TEQ/g)
1 甲府市西八幡	H29.8.30	1.5	1,000以下
2 甲府市飯田	H29.8.30	0.33	
3 昭和町西条	H29.8.30	0.98	
4 笛吹市一宮町金沢	H29.8.29	10	
5 身延町三澤	H29.8.31	0.093	
6 道志村	H29.8.28	0.088	
7 山中湖村山中	H29.8.28	0.00063	

注：調査地点はローリング方式により選定。

〔「平成30年度版 やまなしの環境 2018」(山梨県ホームページ)より作成〕

(2) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

土壌汚染に係る苦情の発生状況は表2.2.7-65のとおりであり、平成29年度における苦情の発生件数は、南部町では0件、山梨県では3件となっている。

表 2.2.7-65 土壌汚染に係る苦情の発生状況（平成25～29年度）

（単位：件）

地 域	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
南部町	0	0	0	0	0
山梨県	7	2	0	2	3

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成

(3) 環境基準等

① 環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表2.2.7-66のとおり定められている。

また、土壌のダイオキシン類に係る環境基準は、表2.2.7-67のとおり定められている。

表 2. 2. 7-66 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること
<p>〔備考〕1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、告示の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>	

注：これらの環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）より作成〕

表 2. 2. 7-67 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基準値
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下
<p>〔備考〕 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。</p>	

注：土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）より作成〕

② 公害関係法令等

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）により、指定基準値を満たさない区域を要措置区域（土壌汚染対策法第6条第1項）又は形質変更時要届出区域（土壌汚染対策法第11条第1項）として指定するが、南部町においてはいずれも指定されていない。

8. 廃棄物の状況

(1) 一般廃棄物

平成28年度における南部町及び山梨県の一般廃棄物の状況は、表2.2.7-68のとおりである。

南部町の一般廃棄物処理処分量は1,797tであり、このうち直接焼却量は1,426t（一般廃棄物処理処分量の79.4%）となっている。

表 2.2.7-68 一般廃棄物の状況（平成28年度）

（単位：t）

項目	県・町		山梨県	
	南部町	割合	処分量	割合
処理処分量	1,797	100.0	296,307	100.0
直接焼却	1,426	79.4	248,033	83.7
粗大ごみ処理施設	0	0.0	18,968	6.4
資源化等を行う施設	284	15.8	19,882	6.7
ごみ堆肥化施設	0	0.0	474	0.2
ごみ燃料化施設	0	0.0	0	0.0
その他	17	0.9	24	0.0
直接資源化	70	3.9	8,926	3.0
最終処分量	17	100.0	28,989	100.0
直接埋立	0	0.0	0	0.0
焼却残渣	0	0.0	23,219	80.1
焼却以外の中間処理施設からの処理残渣	17	100.0	5,770	19.9

- 注：1. 収集量は直接搬入分を含む。
 2. 割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならないことがある。
 3. 処分量の0は処分量が1tに満たない。

〔平成28年度 山梨の一般廃棄物〕（山梨県ホームページ）より作成

(2) 産業廃棄物

① 産業廃棄物の状況

イ. 業種別排出量

平成25年度における山梨県の業種別排出量は表2.2.7-69のとおりであり、排出量合計は1,824千tである。

業種別でみると、建設業が545千t（29.9%）と最も多く、次いで電気・水道業が467千t（25.6%）となっている。

表 2. 2. 7-69 業種別排出量 (平成 25 年度)

(単位: 千t)

業種	排出量	割合	業種	排出量	割合
排出量合計	1,824	100.0	情報通信業		
農業	213	11.7	運輸・郵便業	2	0.1
林業	0	0.0	卸・小売業	18	1.0
鉱業	332	18.2	物品賃貸業	0	0.0
建設業	545	29.9	生活関連・娯楽	0	0.0
製造業	231	12.7	医療・福祉	4	0.2
電気・水道業	467	25.6	サービス業	10	0.5

- 注: 1. 排出量の0は排出量が千tに満たない。
 2. 空欄は記載がなかった(排出がなかった。)ことを示す。
 3. 割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならないことがある。

〔平成26年度 山梨県産業廃棄物実態調査〕(山梨県ホームページ)より作成

ロ. 種類別排出量

平成25年度における山梨県の種類別排出量は表2. 2. 7-70のとおりである。

種類別でみると、汚泥が904千t (49.6%)と最も多く、次いでがれき類が493千t (27.0%)となっている。

表 2. 2. 7-70 種類別排出量 (平成 25 年度)

(単位: 千t)

種類	排出量	割合
排出量合計	1,824	100.0
燃え殻	0	0.0
汚泥	904	49.6
廃油	17	0.9
廃酸	12	0.7
廃アルカリ	6	0.3
廃プラスチック類	39	2.1
紙くず	6	0.3
木くず	44	2.4
繊維くず	0	0.0
動植物性残さ	27	1.5
動物系固形不要物		
ゴムくず	0	0.0
金属くず	16	0.9
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	31	1.7
鉱さい	11	0.6
がれき類	493	27.0
ばいじん	0	0.0
家畜ふん尿	213	11.7
家畜の死体		
その他産業廃棄物	5	0.3

- 注: 1. 排出量の0は排出量が千tに満たないものを示す。
 2. 空欄は排出がなかったことを示す。
 3. 割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならないことがある。

〔平成26年度 山梨県産業廃棄物実態調査〕(山梨県ホームページ)より作成

ハ. 地域別排出量

平成25年度における山梨県の地域別排出量は表2.2.7-71、地域区分表は表2.2.7-72のとおりである。

地域（ブロック）別排出量は、南部町のある峡南ブロックが、454千t（ブロック全体の28.2%）となっている。

表 2.2.7-71 地域別の排出量（平成25年度）

（単位：千t/年）

排出量	中北ブロック		峡東ブロック		峡南ブロック		富士・東部ブロック	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
1,611	748	46.4	152	9.4	454	28.2	258	16.0

注：1. 地域別排出量に農業の排出量は含まれていない。
2. 割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならないことがある。

〔「平成26年度 山梨県産業廃棄物実態調査」（山梨県ホームページ）より作成〕

表 2.2.7-72 地域区分表

地域名	市町村名
中北ブロック	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市 中巨摩郡 昭和町
峡東ブロック	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南ブロック	西八代郡 市川三郷町 南巨摩郡 富士川町、早川町、身延町、南部町
富士・東部ブロック	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市 南都留郡 道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 北都留郡 小菅村、丹波山村

〔「平成26年度 山梨県産業廃棄物実態調査」（山梨県ホームページ）より作成〕

② 産業廃棄物処理業者の状況

平成29年度末における山梨県内の産業廃棄物処理業許可状況は表2.2.7-73、産業廃棄物中間処理施設及び最終処分場の整備状況は表2.2.7-74のとおりである。

産業廃棄物の中間処理業者は92社、最終処分業者は1社であり、特別管理産業廃棄物の中間処理業者は8社である。

産業廃棄物の中間処理施設は141施設、埋立中の最終処分場は、安定型埋立処分場1施設である。

表 2.2.7-73 産業廃棄物処理業許可状況（平成 29 年度末）

区 分		業者数	
産業廃棄物処理業者	収集運搬業	1,839	
	処分業	中間処理	92
		最終処分	1
特別管理産業廃棄物処理業者	収集運搬業	256	
	処分業	中間処理	8
		最終処分	0

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕山梨県ホームページより作成〕

表 2.2.7-74 産業廃棄物中間処理施設及び最終処分場の整備状況（平成 29 年度末）

産業廃棄物処理施設	処理能力	事業者 設置施設数	処理業者 設置施設数	計
中間処理施設		24	117	141
汚泥の脱水	10m ³ /日超	11	1	12
汚泥の乾燥	10m ³ /日超	1	2	3
汚泥の天日乾燥	100m ³ /日超			
汚泥の焼却	5m ³ /日超		3	3
廃油の油水分離	10m ³ /日超			
廃油の焼却	5m ³ /日超		3	3
廃酸・廃アルカリの中和	50m ³ /日超		1	1
廃プラスチック類の破砕	5t/日超		10	10
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超		3	3
木くず・がれき類の破砕	5t/日超	10	86	96
コンクリート固型化			1	1
水銀を含む汚泥のばい焼				
シアンの分解			1	1
廃石綿等の熔融				
廃PCB等の焼却				
廃PCB等の分解				
PCB汚染物等の洗浄又は分解				
その他の焼却	200Kg/h以上	2	6	8
最終処分場		1	4	5
安定型			2	2
管理型		1	2	3
遮断型				
合 計		25	121	146

注：処理施設は法第15条第1項に基づく許可施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設数を1とする。

〔平成30年度版 やまなしの環境 2018〕（山梨県ホームページ）より作成〕

③ 環境基準等

イ. 公害関係法令等

産業廃棄物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

南部町及び対象事業実施区域を範囲とした自然関係法令等による地域指定の状況は表2.2.8-1、指定された地域の位置は図2.2.8-1～8のとおりである。

表 2.2.8-1 (1) 自然関係法令等による地域指定の状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等	
		南部町	対象事業実施区域		
自然保護関係	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地区	○	×	山梨県自然環境保全条例
	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	山梨県立自然公園条例
		歴史文化公園	○	×	やまなしの歴史文化公園に関する条例
	自然遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）	
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		鳥獣保護区特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域	○	×	
		休猟区	×	×	
		登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
		保護水面	×	×	水産資源保護法
	文化財保護関係	文化遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）
		建造物	国指定	○	×
県指定			×	×	山梨県文化財保護条例
町指定			○	×	南部町文化財保護条例
史跡・名勝		国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	○	×	山梨県文化財保護条例
		町指定	○	×	南部町文化財保護条例
天然記念物		国指定	×	×	文化財保護法
		県指定	○	×	山梨県文化財保護条例
	町指定	○	○	南部町文化財保護条例	

表 2.2.8-1 (2) 自然関係法令等による地域指定の状況

地域その他の対象		指定等の有無		関係法令等
		南部町	対象事業 実施区域	
景観保全関係	歴史的風土保存区域	×	×	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
	風致地区	×	×	都市計画法
	景観計画区域	×	×	景観法
	景観地区	×	×	
	景観重要建造物	×	×	
		大規模行為に関する景観形成	○	○
土地利用関係	都市地域	×	×	国土利用計画法
	市街化区域、市街化調整区域	×	×	都市計画法
	農業地域	○	○	国土利用計画法
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律
国土防災関係	国有林	○	×	森林法
	地域森林計画対象民有林、保安林	○	○	
	砂防指定地	×	×	砂防法
	河川区域、河川保全区域	○	○	河川法
	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域	○	×	地すべり等防止法
	土砂災害警戒区域	○	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

注：「○」は指定有りを、「×」は指定無しを表す。

「山梨県自然環境保全図」（山梨県ホームページ）
 「山梨県鳥獣保護区等位置図（平成29年度）」（山梨県ホームページ）
 「市町村別 国・県指定文化財一覧」（山梨県ホームページ）
 「南部町の文化財」（南部町教育委員会）
 「景観法に基づく景観計画一覧」（景観行政ネットホームページ）
 「山梨県景観条例」（山梨県ホームページ）
 「山地災害危険地区情報」（山梨県ホームページ）
 「やまなしの歴史文化公園」（山梨県ホームページ）
 「国土数値情報 森林地域データ 平成23年度」（国土交通省ホームページ）

より作成

1. 自然保護関係

南部町における「山梨県自然環境保全条例」（昭和46年山梨県条例第38号）に基づく自然環境保全地区の位置は図2.2.8-1のとおりであり、自然保存地区として「篠井山自然保存地区」、景観保存地区として「富士川溪谷景観保存地区」が存在する。また、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区等の位置は図2.2.8-2のとおりであり、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、指定猟法禁止区域が存在する。さらに、「やまなしの歴史文化公園に関する条例」（昭和59年山梨県条例第6号）に基づく歴史文化公園は図2.2.8-3のとおりであり、歴史文化公園エリアとして「南部氏の郷」が存在する。

2. 文化財保護関係

対象事業実施区域周辺には、「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）に基づく文化財（建造物）、「山梨県文化財保護条例」（昭和31年山梨県条例第29号）に基づく文化財（天然記念物）、「南部町文化財保護条例」（平成15年条例第92号）に基づく文化財（建造物、史跡、天然記念物）が図2.2.8-4のとおり存在する。

対象事業実施区域には、町指定文化財（天然記念物）の「根熊池大神のイチョウ」が存在する。

3. 景観保全関係

対象事業実施区域では、「山梨県景観条例」（平成2年条例第24号）に基づく大規模行為景観形成基準に則り、送電鉄塔等の工作物（高さ20mを超えるもの）は大規模行為の届出を必要とする。

4. 土地利用関係

南部町では、「国土利用計画法」（昭和49年法律第92号）に基づく農業地域及び「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づく農用地区域が図2.2.8-5のとおり指定されている。

5. 国土防災関係

南部町を流れる富士川及びその支流には、「河川法」（昭和39年法律第167号）に基づく河川区域と河川保全区域がある。

森林地域等の指定状況は図2.2.8-6のとおりである。「森林法」（昭和26年法律第249号）に基づく地域森林計画対象民有林及び保安林が存在する。

法律による制限のない急傾斜地崩壊危険箇所等の位置は図2.2.8-7のとおりである。なお、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域として「追平・釜の口・森屋-1・塩沢・居里・森屋-2・谷津・中尾・越渡・松山・上櫓田・東市組-1・竹の沢・平見・宮ノ入・矢島・東市組-2・南又」に指定があるが、位置については公開資料では確認できなかった。さらに、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域として「成島・井出・富士・万沢・屋敷平」に指定があるが、位置については公開資料では確認できなかった。

土砂災害警戒区域の指定状況は図2.2.8-8のとおりである。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域が指定されている。

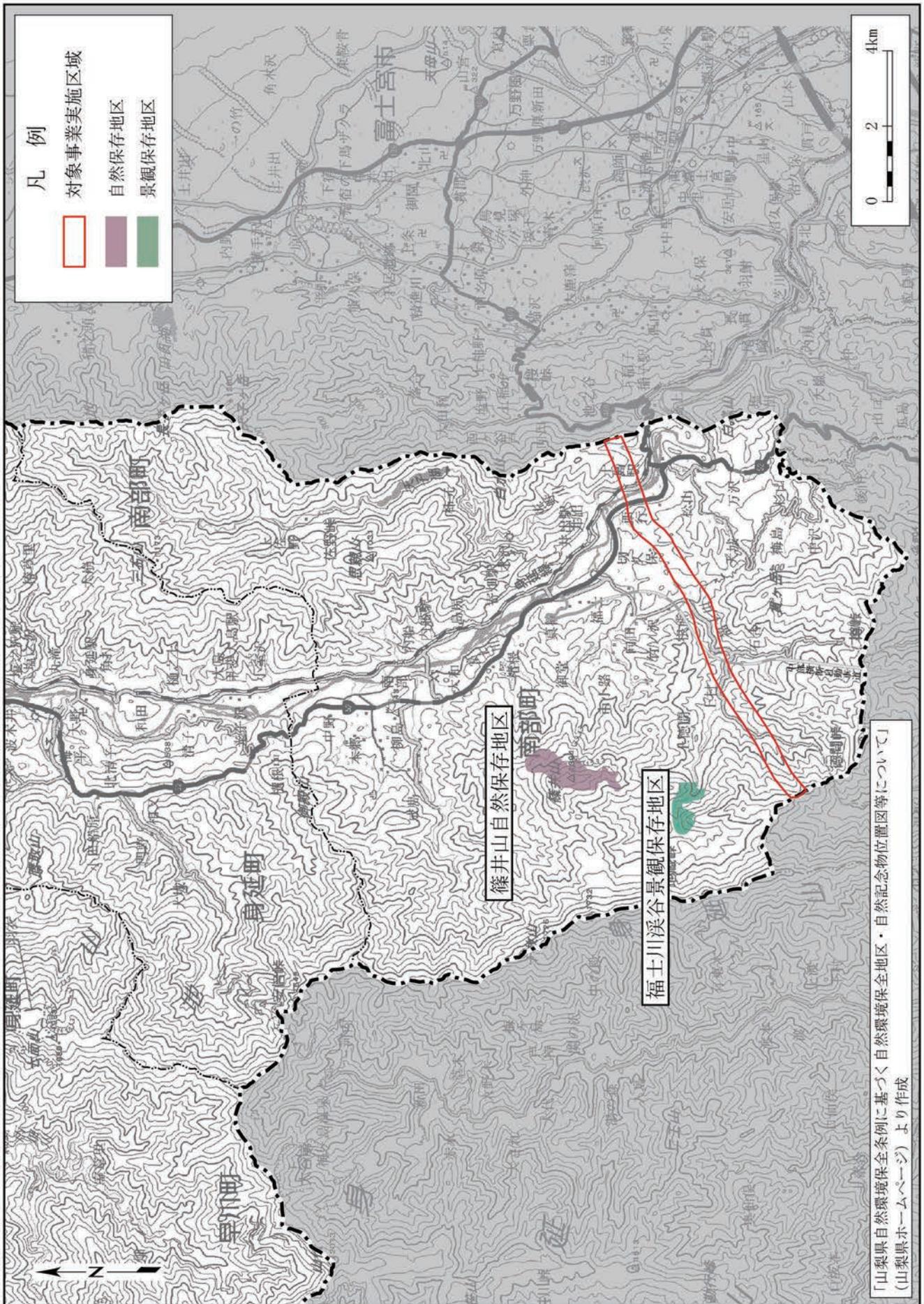


図 2.2.8-1 自然環境保全地区の位置

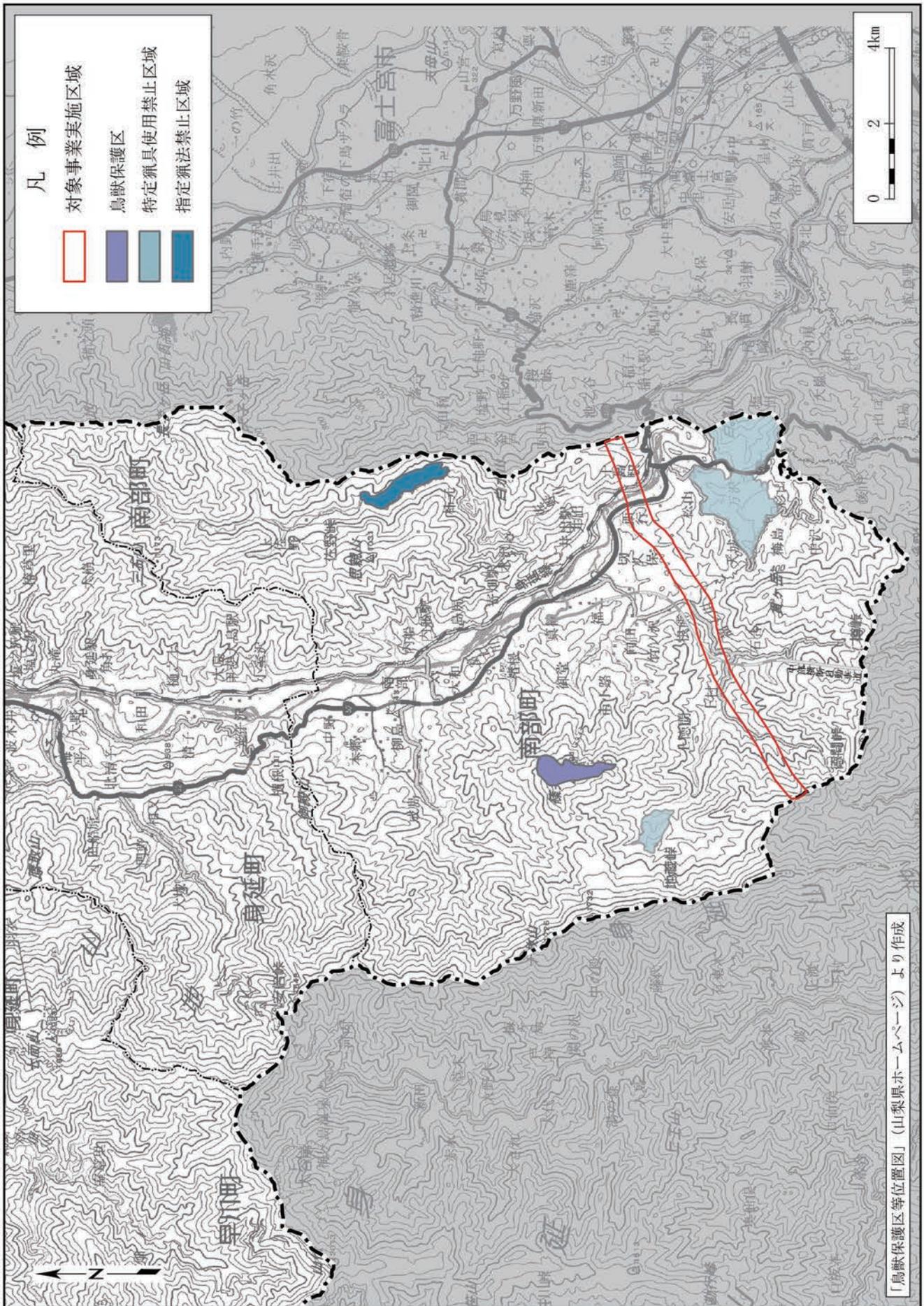


図 2.2.8-2 鳥獣保護区等の位置

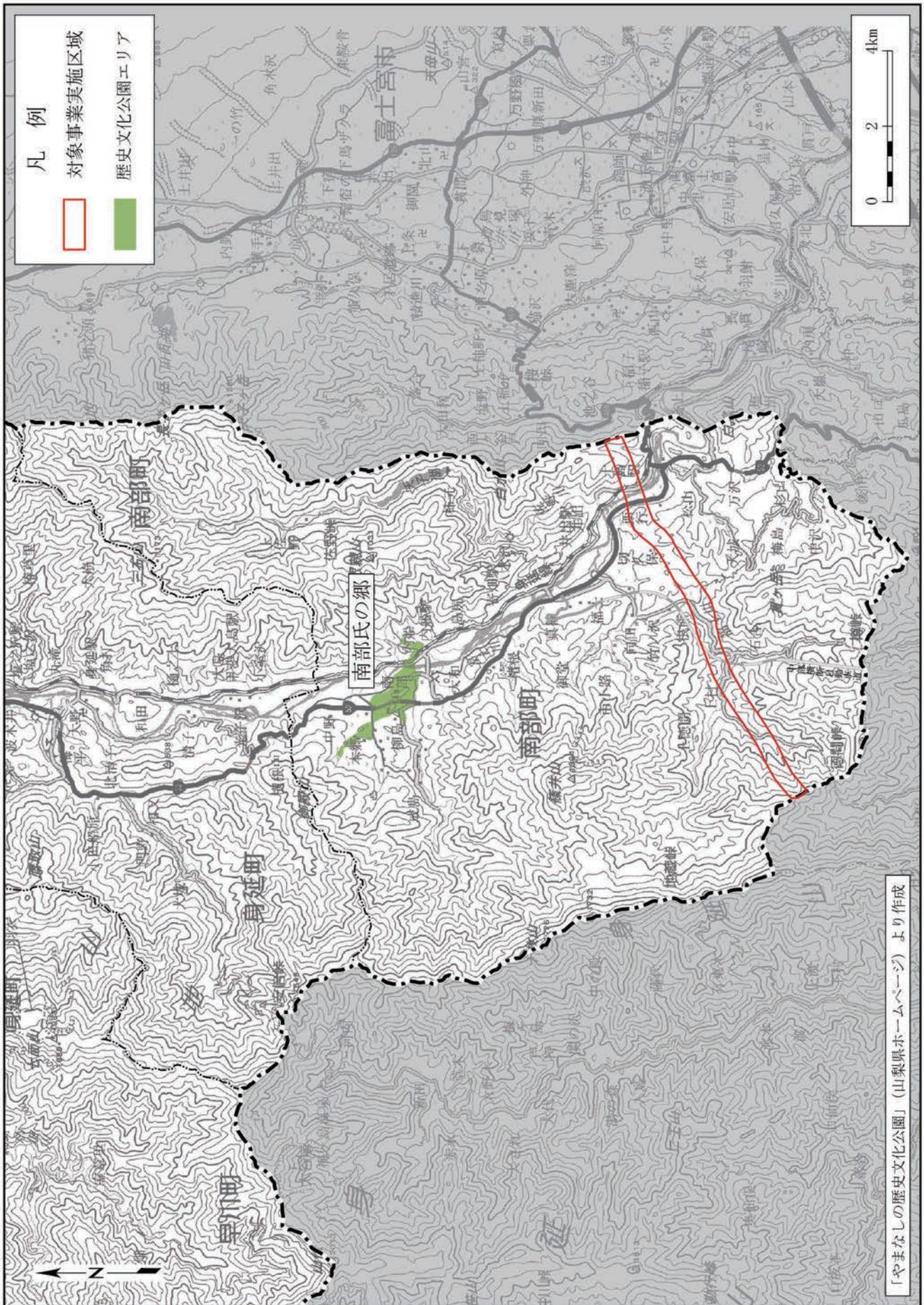


図 2.2.8-3 歴史文化公園の位置

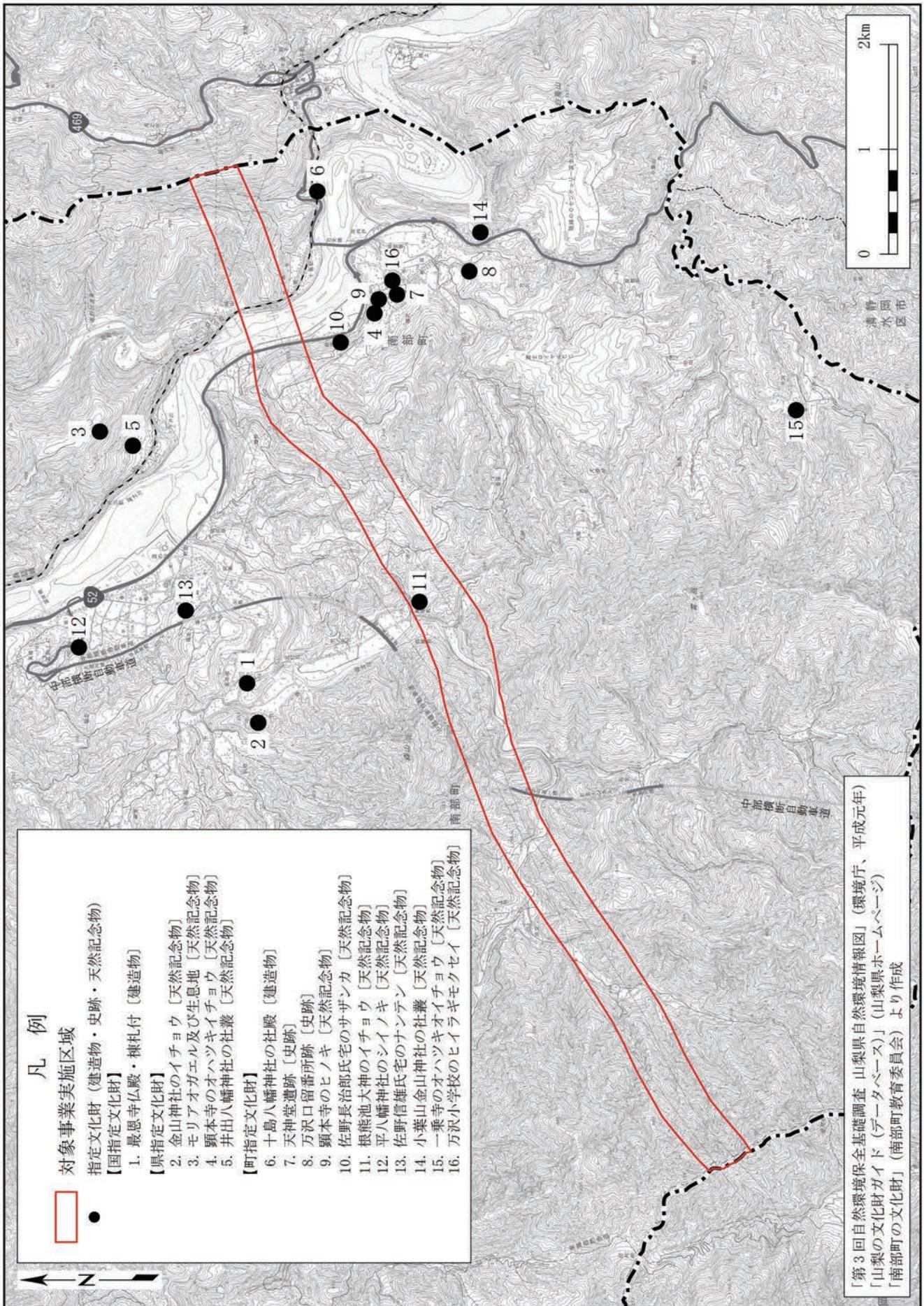


図 2.2.8-4 文化財の位置

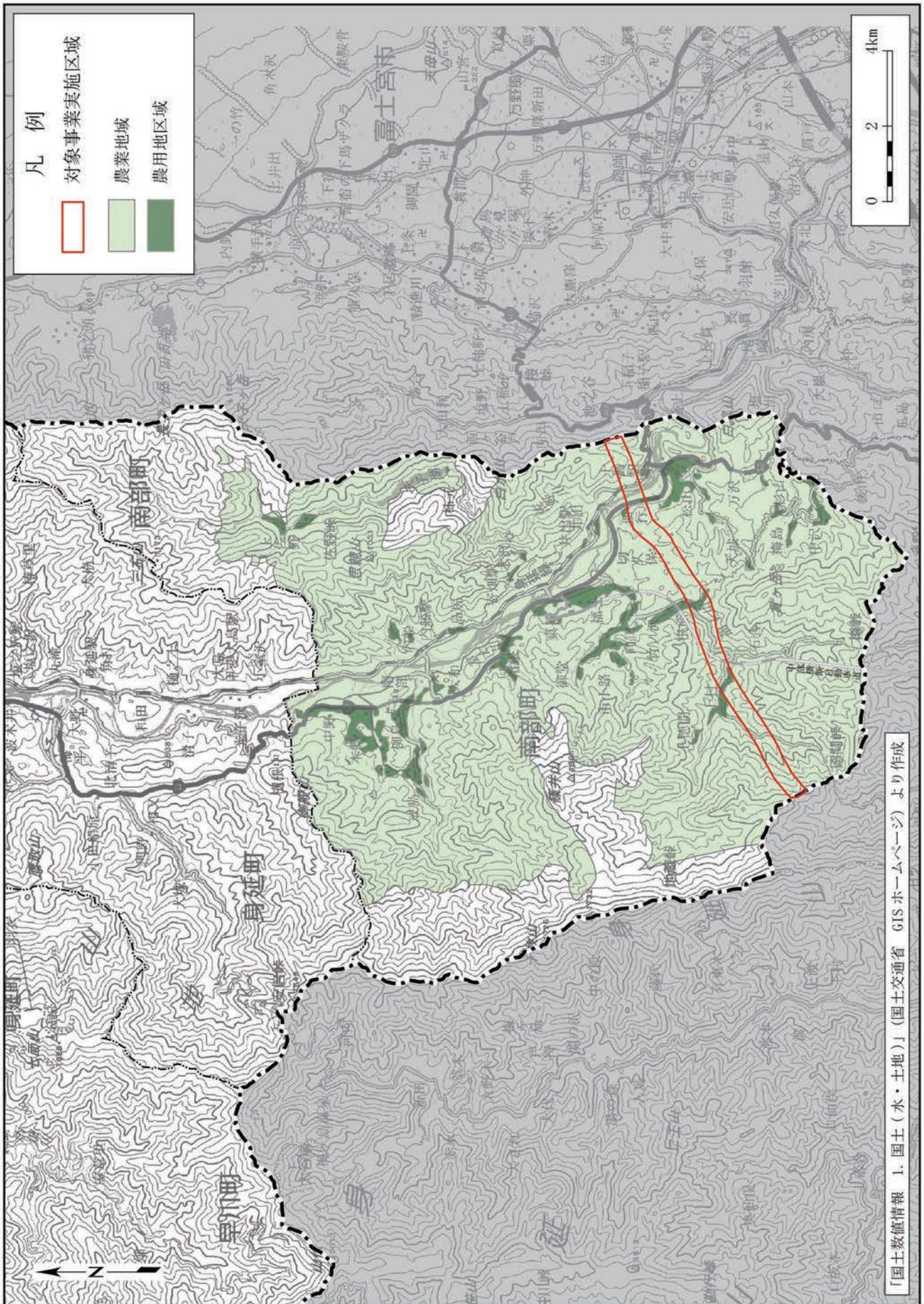


図 2.2.8-5 農業地域等の指定状況

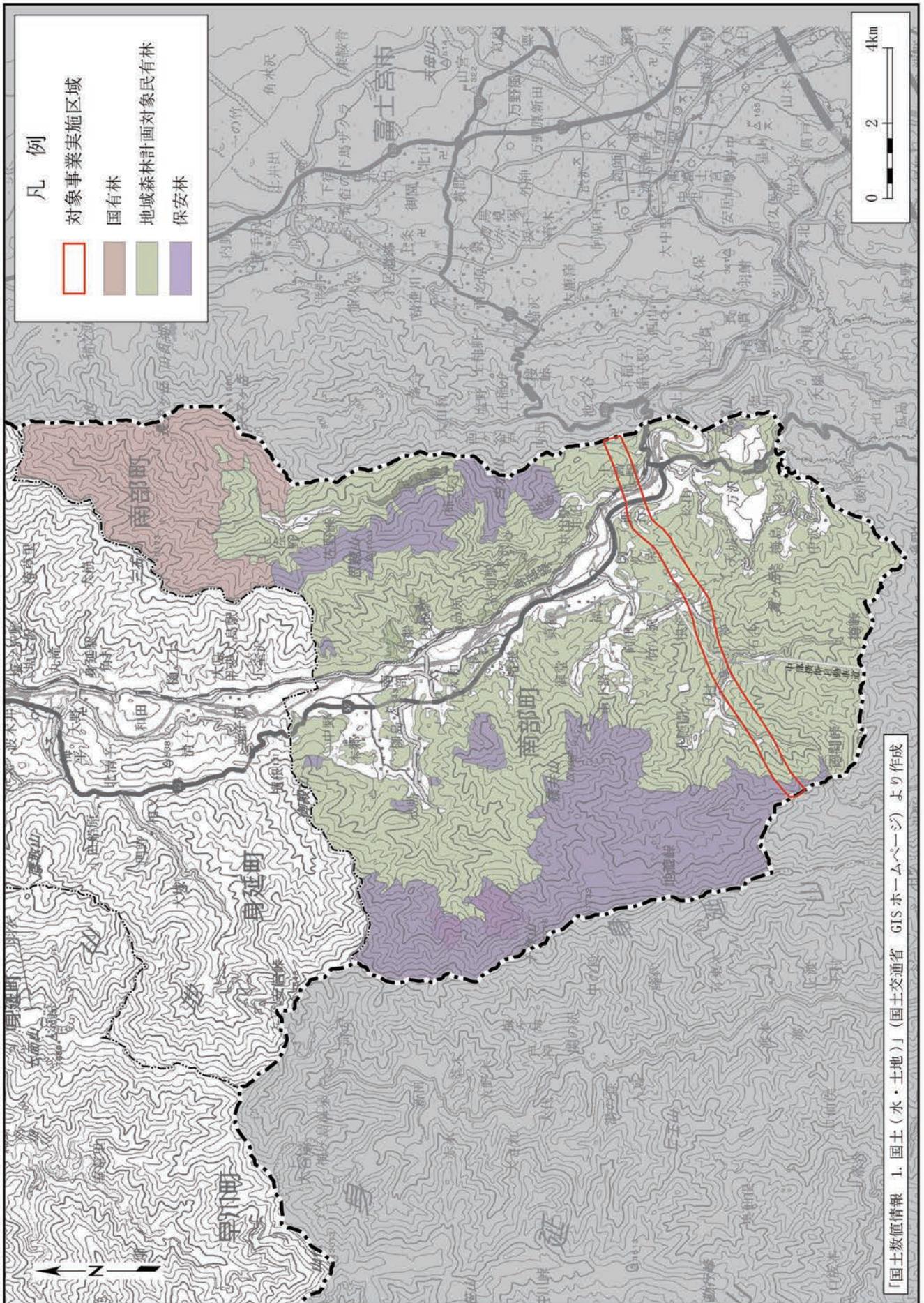


図 2.2.8-6 森林地域等の指定状況

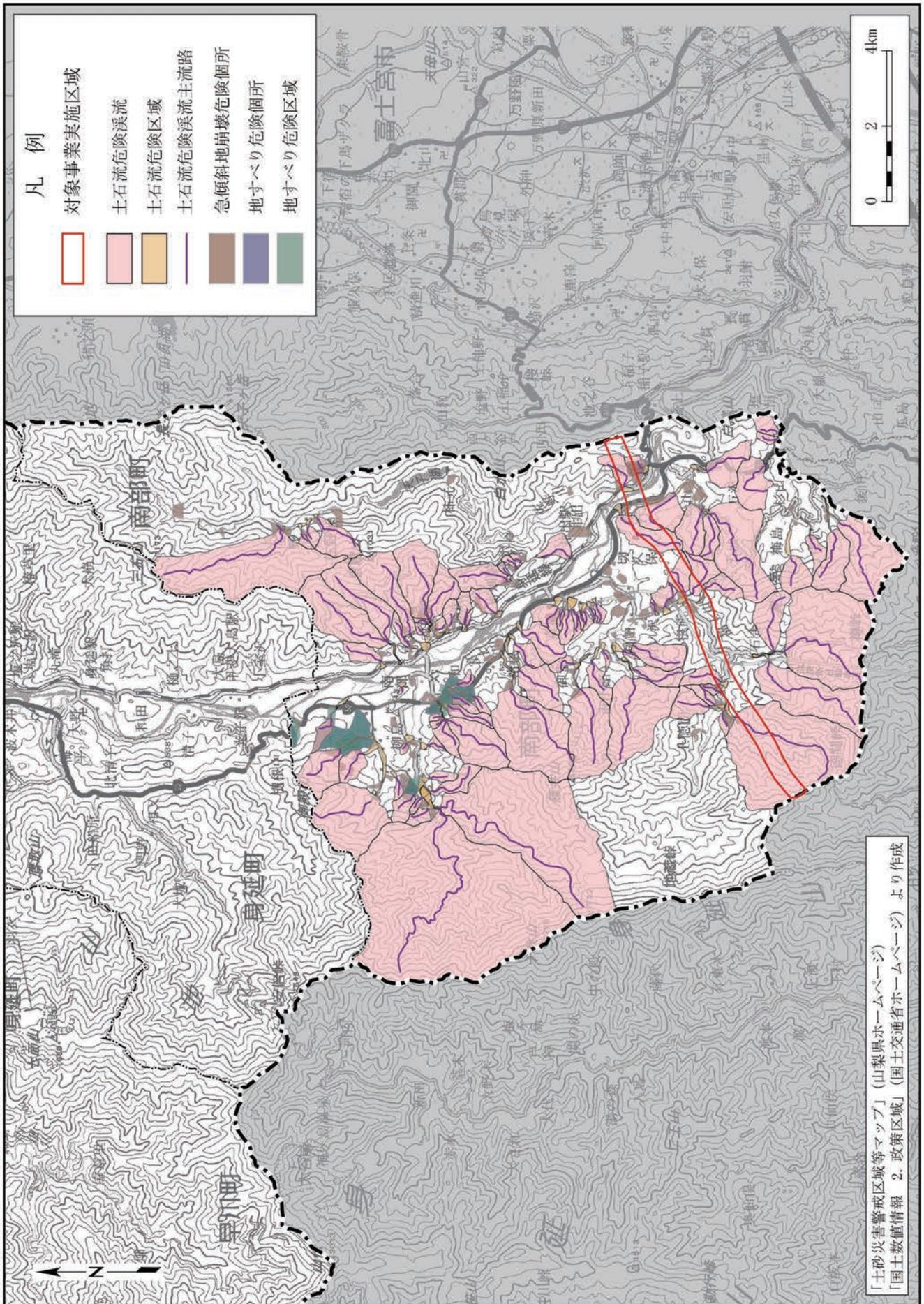


図 2.2.8-7 急傾斜地崩壊危険箇所等の位置

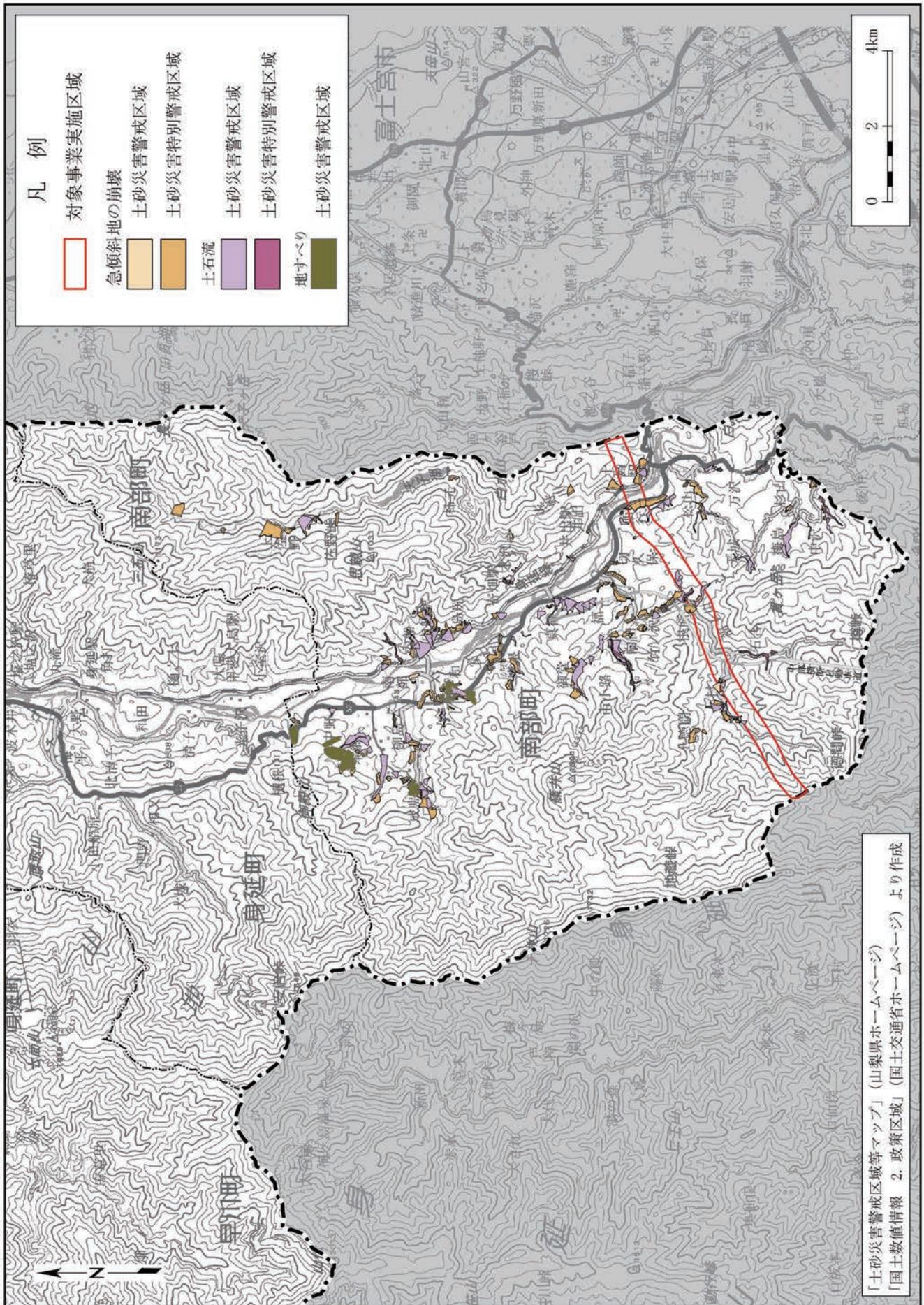


図 2.2.8-8 土砂災害警戒区域の指定状況

2.2.9 その他の事項

1. その他環境保全計画等

(1) 第2次山梨県環境基本計画

山梨県では、「山梨県環境基本条例」（平成16年山梨県条例第2号）に基づき、平成17年2月に、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として「山梨県環境基本計画」が策定された。

平成25年度に「山梨県環境基本計画」が目標年次を迎えることから、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、新たに「第2次山梨県環境基本計画」が策定された。

この第2次山梨県環境基本計画の概要は、表2.2.9-1のとおりである。

表 2.2.9-1 「第2次山梨県環境基本計画」の概要

項 目	概 要
計 画 の 期 間	平成26年度～平成35年度
計 画 の 目 的	<p>①健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>②県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。</p>
計 画 の 性 格 ・ 他 計 画 等 と の 関 係	<p>本計画は、県政運営の基本指針である「第二期チャレンジ山梨行動計画」（平成23年10月策定）の基本理念である「暮らしやすさ日本一の県づくり」を環境面から推進する計画として、「環境先進地域」山梨の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画である。</p> <p>本県の環境保全に関連する個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進するものとする。また、県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図るものとする。</p>
計 画 の 基 本 目 標	<p>県民の環^わで守り、創り、未来へ繋げる豊かな環境</p>
4つの目指すべき将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・物質循環：環境負荷の少ない循環型の地域社会 ・生活環境：安全・安心で快適な生活環境 ・自然環境：生物多様性に富んだ自然共生社会 ・地球環境：地球環境の保全に貢献する地域社会
環境の保全と創造のための 施 策 の 展 開	<p><分野別の施策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・物質循環 <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境負荷の少ない循環型の地域社会づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活様式等の転換の促進 (2) 資源の循環的な利用の促進 (3) 廃棄物の適正処理の推進 ・生活環境 <ol style="list-style-type: none"> 2. 安全・安心で快適な生活環境づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 大気汚染の防止 (2) 水質の保全 (3) 化学物質による環境汚染の防止 (4) 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止 (5) 放射性物質の監視 (6) 魅力ある景観づくり ・自然環境 <ol style="list-style-type: none"> 3. 生物多様性に富んだ自然共生社会づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 多様な自然環境の保全 (2) 野生動植物の保護と適正な管理の推進 (3) 自然公園等の管理 (4) 自然とのふれあいの増進 (5) 環境影響評価制度の実施等 ・地球環境 <ol style="list-style-type: none"> 4. 地球環境の保全に貢献する地域社会づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 地球温暖化の防止 (2) クリーンエネルギーの導入促進 (3) オゾン層の保護対策の推進 <p><共通的・基盤的な施策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習、自発的な活動 <ol style="list-style-type: none"> 5. 持続可能な社会の構築に向けた地域づくり・人づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 多様な環境教育・環境学習の推進 (2) 人材の育成・活用 (3) 環境に関する活動の展開 (4) 協働取組の促進 ・情報提供、調査・研究 等 <ol style="list-style-type: none"> 6. 環境の保全と創造のための基盤づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境情報の総合的な収集・提供体制の確立 (2) 環境モニタリング・環境科学研究の推進 (3) 国際協力の推進

〔第2次山梨県環境基本計画〕（山梨県ホームページ）より作成

(2) 第2次南部町総合計画

南部町は、平成15年3月に旧南部町と旧富沢町の合併により、新「南部町」が誕生し、平成17年度に平成26年度を目標年次とした新生南部町として初めての総合計画「第1次南部町総合計画」が策定され、南部町の進むべき方向性が示された。計画策定後10年が経過し、時代の流れとともに、必要不可欠なもの、現実にそぐわないものの姿が浮かび上がってきたため、計画の見直しを行い、平成27年度を初年度に平成36年度を目標年次とした「第2次南部町総合計画」が策定された。

この第2次南部町総合計画の概要は、表2.2.9-2のとおりである。

表 2.2.9-2 「第2次南部町総合計画」の概要

項 目	概 要
計画の構成と期間	<p>①基本構想 基本構想は、南部町の長期的な将来の姿と、それを実現していくための施策の大綱を示すもので、基本計画、実施計画の根幹となる。 平成27年度を初年度とし、平成36年度を目標年度とする10カ年計画。</p> <p>②基本計画 基本計画は、基本構想に基づき、今後10年間に実施すべき主な施策体系を示したもので、実施計画の基本方針となる計画。 平成27年度を初年度とし、平成36年度を目標年度とする10カ年計画とするが、社会経済情勢、本町を取り巻く環境等が予想以上に変化した場合には、平成31年度終了時点において必要な見直しを行うものとする。</p> <p>③実施計画 実施計画は、基本計画で定める施策を予算化し、事業として実施していくための計画。 3年を計画期間とし、毎年、ローリング方式により見直しを行う。</p>
将 来 像	「水と緑が溢れるふれあい豊かな町づくり」
基 本 理 念	<p>①自然を生かす町 東西に連なる急峻な山々と温暖多雨気候が、本地域の自然環境を形成しています。自然は、人々に恵みをもたらし、時に災害をもたらしてきました。現在の町は、その歴史の上に成り立っています。 本町は、この恵まれた自然を保全し、資源としての魅力を引き出し、活用することにより「自然を生かす町」を目指します。</p> <p>②暮らしやすい町 本町は、山梨県の最南端に位置し、静岡市（政令指定都市）や富士宮市に隣接しています。これらの近隣都市との行き来は、道路網の整備により、さらに容易になりつつあります。 こういった好条件の下、災害に強い町、安心して子育てできる町、就労機会に富む町を築くことにより「暮らしやすい町」を目指します。</p> <p>③郷土愛を育む町 先人が築いてきた歴史・文化に学び、新たな1ページを書き加えて次代に伝えることは、我々の務めです。 町民一人一人が、町づくりについて考え、行動することが、それぞれの生きがいにつながるよう、そして、それが新たな歴史の1ページとなるよう、協働で町づくりを進めることにより「郷土愛を育む町」を目指します。</p>

〔「第2次南部町総合計画（平成27年）」（南部町ホームページ）より作成〕